

CZ-4-3



\*1200404246236\*

A

# 第一國會制定法

參議院法制局編纂

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

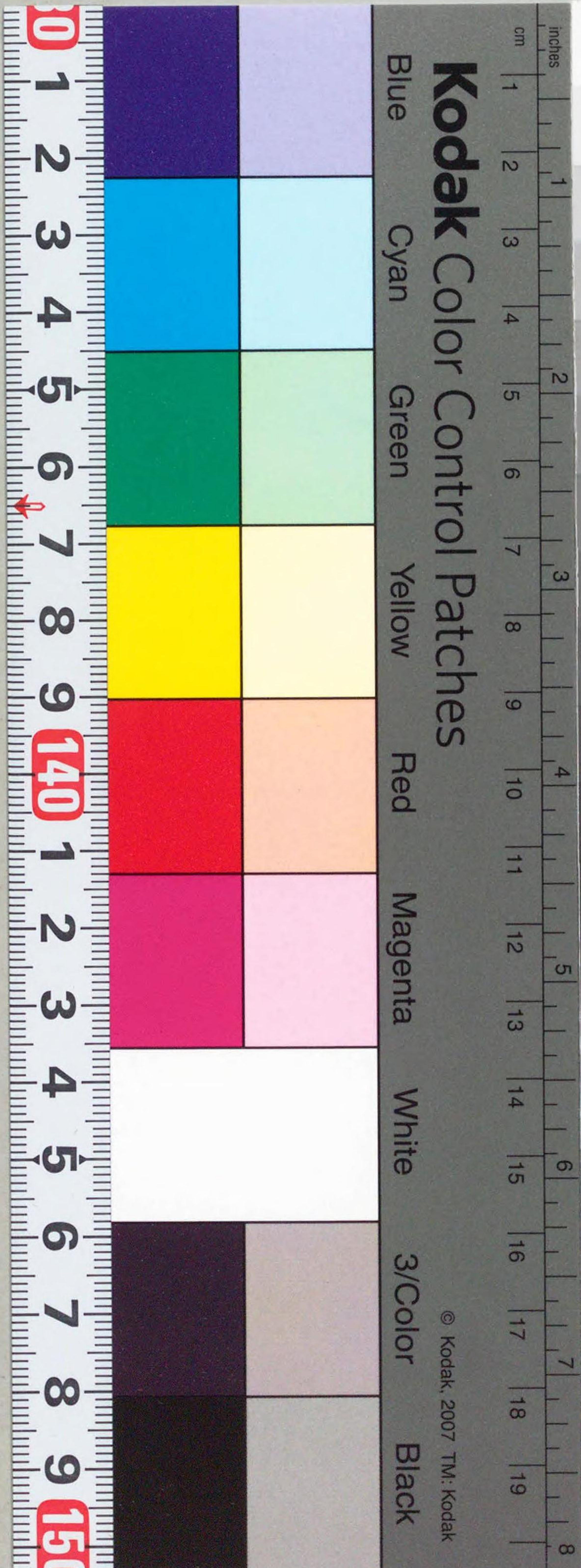


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak





# 第一國會制定法

參議院法制局編纂



~~320~~  
960  
C2  
4  
3



142719

### 第一國會制定法編纂例

一、本書は、第一回國會の制定にかかる法律計百五十八件をそれぞれその部門別にしたがつて集録したものである。

なお、法律第百号は、第九十二帝國議會協賛にかかるものであるが、昭和二十二年に公布されたものであるから、便宜上これをも登載した。

一、集録に当つては、國會制定法を大別して、左の七部門とした。

- (1) 政治法
- (2) 行政法
- (3) 司法法
- (4) 財政法
- (5) 経済法
- (6) 文化法
- (7) 社会法

一、如上の各部門に如何なる法律を属せしめるかについては、理論的に首尾一貫した分類を貫くことは極めて困難であるため、ここでは比較的無難と思われる基準によつて大別し、その欠陥はすべて巻末に附した索引の利用によつて補うことにした。

一、各部門のうちでは、第一國會においてあらたに制定された法律と、在來の法



律の一部を改正する法律として制定されたものとの二群に分かつて配列した。  
 尤も、在來の法律に対する改正法であつても、いわゆる全文改正にかかるもの及び「民法の一部を改正する法律」(第二百二十二号)は廣汎な範圍にわたるものであるから、特に新制定法の群に属せしめた。なおまた、一部改正法であつても、それが新制定法の關係法規の整備を目的としたものは、利用の便宜上、両者を一括して掲載した。

一、法律公布の年月日及び法律番号は題名の下に掲げ、主任大臣の署名あるものは、これを法律番号の下に略記する。内閣総理大臣の場合は、主任大臣としての署名は勿論掲げておくが、主任大臣との連署は、すべての法律に共通なので、簡略を期するために、これを省いておく。

一、卷頭に部門別及び法律件名別の目次をつけるほか、卷末に法律番号順索引、件名索引及び改廢法令索引をもつけておく。

昭和二十三年十二月

參議院法制局國會制定法編纂委員

第一國會制定法 目次

第一 政治 法

一新制定法

(1) 皇室經濟法施行法	.....	一頁
(2) 皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律	.....	一
(3) 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律	.....	二
(4) 國會議員の特別手当に関する法律	.....	四
(5) 全國選挙管理委員会法	.....	四
(6) 裁判官彈劾法	.....	八
(7) 最高裁判所裁判官國民審査法	.....	三

二 一部改正

(8) 日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律	.....	三三
(9) 國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律	.....	三三
(10) 議院に出頭する証人の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律	.....	三四

目次



# 第二 行政法

## 一新制定法

(11)	建設院設置法	二五
(12)	消防組織法	二七
(13)	地方財政委員会法	三〇
(14)	内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律	三三
(15)	内務省官制等廃止に伴う法令の整理に関する法律	三三
(16)	通貨発行審議会法	三三
(17)	法務廳設置法	三四
(18)	法務廳設置に伴う法令の整理に関する法律	三六
(19)	労働省設置法	四〇
(20)	國家公務員法	四三
(21)	國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律	六四
(22)	政府職員に対する一時手当の支給に関する法律(昭二二法一一九)	六四
(23)	政府職員に対する一時手当の支給に関する法律(昭二二法一六六)	六五

(24)	政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律	六五
(25)	労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律	六五
(26)	財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に関する法律	六六
(27)	北海道に在勤する政府職員に対する越冬燃料購入費補給のための一時手当の支給に関する法律	六七
(28)	國際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律	六七
(29)	警察法	六八
(30)	市街地建築物法の適用に関する法律	八〇
(31)	都会地轉入抑制緊急措置令を改正する法律(都会地轉入抑制法)	八〇
(32)	國家賠償法	八二

## 二 一部改正

(33)	特別調達廳法の一部を改正する法律	八三
(34)	持株会社整理委員会令の一部を改正する法律	八三
(35)	会計検査院法の一部を改正する法律	八六
(36)	國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律の一部を改正する法律	八六
(37)	恩給法の一部を改正する法律	八六



(38) 地方自治法の一部を改正する法律……………一七八

(39) 地方税法の一部を改正する法律(昭二二法一五六)……………一八五

(40) 地方税法の一部を改正する法律(昭二二法一八〇)……………一八五

### 第三 司法法

#### 一新制定法

(41) 裁判所予備金に関する法律……………一〇七

(42) 國の利害に係る関係のある訴訟についての法務総裁の権限等に関する法律……………一〇七

(43) 裁判官及びその他の裁判所職員の特例に関する法律……………一〇八

(44) 副検事の任命資格の特例に関する法律……………一一〇

(45) 民法の一部を改正する法律……………一一〇

(46) 民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律……………一四四

(47) 戸籍法を改正する法律……………一四九

(48) 家事審判法……………一六四

(49) 家事審判法施行法……………一七〇

(50) 罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律……………一七六

#### 二 一部改正

(51) 裁判所法の一部を改正する法律……………一七七

(52) 裁判所法の一部を改正する等の法律……………一七九

(53) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律……………一七九

(54) 司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する勅令の一部を改正する法律……………二二三

(55) 裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律等の一部を改正する法律……………二二三

(56) 弁護士及び弁護士試験の資格の特例に関する法律の一部を改正する法律……………二二三

(57) 罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律……………二二三

(58) 刑法の一部を改正する法律……………二三四

(59) 経済関係罰則の整備に関する法律の一部を改正する法律……………二三六

(60) 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律……………二三八

### 第四 財政法

#### 一新制定法

(61) 薪炭需給調節特別会計法を改正する法律……………二四一



(62) 貿易資金特別会計法を改正する法律……………二四三

(63) 船員保険特別会計法……………二四六

(64) 失業保険特別会計法……………二四九

(65) 大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律……………二五〇

(66) 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律……………二五一

(67) 特別都市計画法第四條の規定による國庫補助を國債証券の交付により行う等の法律……………二五七

(68) 大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保險及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律……………二五七

(69) 食糧管理特別会計が農業災害補償法により昭和二十二年度において負担する水稻共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般会計からの繰入金に関する法律……………二五六

(70) 非戦災者特別税法……………二五六

(71) 食糧の輸入税を免除する法律……………二七一

(72) 勸業債券の割増金等に対する所得税の課税の特例に関する法律……………二七三

(73) 災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律……………二七三

(74) 印紙等模造取締法……………二七五

(75) すき入紙製造取締法……………二七五

(76) 補助貨幣損傷等取締法……………二七六

(77) 物品の無償貸付及び讓與等に関する法律……………二七六

(78) 國が施行する内國貿易設備に関する港湾工事に因り生ずる土地又は工作物の讓與又は貸付及び使用料の徴收に関する法律……………二七八

二 一部改正

(79) 財産税等収入金特別会計法の一部を改正する法律……………二七八

(80) 造幣局特別会計法の一部を改正する法律……………二七九

(81) 食糧管理特別会計法等の一部を改正する法律……………二八〇

(82) 貿易資金特別会計法の一部を改正する法律……………二八二

(83) 労働者災害補償保險特別会計法の一部を改正する法律……………二八二

(84) 所得税法の一部を改正する法律……………二八三

(85) 關稅法の一部を改正する法律……………二九八

(86) 國有林野法の一部を改正する法律……………三〇一



第五 經濟法

一新制定法

目次

八

(87) 過度經濟力集中排除法……………三〇三

(88) 過度經濟力集中排除法の施行に伴う企業再建整備法の特例等に関する法律……………三〇九

(89) 財閥同族支配力排除法……………三二二

(90) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律……………三二九

(91) 会社利益配当等臨時措置法……………三三〇

(92) 食料品配給公團法……………三三三

(93) 油糧配給公團法……………三三九

(94) 酒類配給公團法……………三三五

(95) 飼料配給公團法……………三四〇

(96) 農業協同組合法……………三四五

(97) 農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律……………三六〇

(98) 農業災害補償法……………三六七

(99) 農地開発営團の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律……………三八八

(100) 農産種苗法……………三八九

重要肥料業統制法等を廃止する法律……………三九二

百貨店法を廃止する法律……………三九三

貿易組合法を廃止する法律……………三九三

臨時石炭鉱業管理法……………三九三

臨時金利調整法……………四〇三

旧日本銀行券の未回収発行残高に相当する金額の一部を國庫に納付するに伴う日本銀行への交付金に関する法律……………四〇四

郵便貯金法……………四〇五

生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律……………四一四

道路交通取締法……………四一六

道路運送法……………四二二

海難審判法……………四二五

横須賀港を開港に指定する等の法律……………四四二

海運組合法を廃止する法律……………四四三

造船事業法を廃止する法律……………四四三

日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律……………四四三

目次

九



(116) 郵便法.....四六六

二 一部改正

(130)(129)(128)(127)(126)(125)(124)(123)(122)(121)(120)(119)(118)(117)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律.....四六〇

企業再建整備法等の一部を改正する法律.....四六一

企業再建整備法の一部を改正する法律.....四七二

配炭公團法の一部を改正する法律.....四七二

石油配給公團法等の一部を改正する法律.....四七二

農地調整法の一部を改正する法律.....四七三

自作農創設特別措置法の一部を改正する法律.....四八〇

食糧管理法の一部を改正する法律.....四九五

漁業法の一部を改正する法律.....五〇〇

特許法等の一部を改正する法律.....五〇一

金融機関再建整備法の一部を改正する法律（昭二二法一〇七）.....五〇二

金融機関再建整備法の一部を改正する法律（昭二二法一六二）.....五〇二

金融機関再建整備法の一部を改正する法律（昭二二法二一一）.....五〇九

復興金融金庫法の一部を改正する法律.....五一二

第六 文化法

新制定法

(134)(133)(132)(131)

開拓者資金融通法の一部を改正する法律.....五一

國民貯蓄組合法の一部を改正する法律.....五一

地方鉄道法の一部を改正する法律.....五二

船舶法及び船舶安全法の一部を改正する法律.....五二

第七 社会法

一新制定法

(136)(135)

財団法人理化学研究所に関する措置に関する法律.....五二七

大学等へ死体交付に関する法律.....五二七

(139)(138)(137)

職業安定法.....五二一

失業保険法.....五三三

失業手当法.....五四三



(153)(152)(151)(150)(149)(148)(147)(146)(145)(144)(143)(142)(141)(140)

船員法を改正する法律(第九十二回議會協賛) ..... 五八八

船員法戰時特例を廢止する法律 ..... 五八九

兒童福祉法 ..... 五七〇

災害救助法 ..... 五七九

未復員者給與法 ..... 五八五

保健所法を改正する法律 ..... 五九〇

医師会、齒科医師会及び日本医療團の解散等に関する法律 ..... 五九一

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法 ..... 五九三

營養士法 ..... 五九六

食品衛生法 ..... 五九七

理容師法 ..... 六〇四

医薬部外品等取締法 ..... 六〇六

毒物劇物營業取締法 ..... 六〇八

赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律 ..... 六一一

二 一部改正

(154) 船員保險法の一部を改正する法律(昭二二法一〇三) ..... 六一二

(159)(158)(157)(156)(155)

船員保險法の一部を改正する法律(昭二二法二三五) ..... 六一七

國民医療法の一部を改正する法律 ..... 六二四

傳染病予防法等の一部を改正する法律 ..... 六三〇

簡易生命保險法等の一部を改正する法律 ..... 六三五

健康保險法及び厚生年金保險法の一部を改正する法律 ..... 六三五





第一政治法  
一新制定法

(1) 皇室経済法施行法

(昭和二十二年十月二日)内閣総理大臣  
法律第百十三号(藏大臣署名)

皇室経済法施行法

第一條 この法律は、内廷費及び皇族費に関する定額その他皇室経済法(以下法という。)の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

第二條 法第二條第一項第一号の一定額は、五万円とする。  
法第二條第一項第二号の一定額は、十万円とする。

第三條 法第二條第三項の一定額は、十五万円とする。

第四條 天皇並びに皇后、太皇太后及び皇太后については、法第二條第一項第二号の一定額は、第二條第二項に規定する金額の三倍に相当する金額とする。

第五條 天皇及び法第四條第一項に規定する皇族については、法第二條第三項の一定額は、これらの者を通じて、百二十万円とする。

一新制定法

第六條 法第二條第二項及び第三項の一年は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間とする。

第七條 法第四條第一項の定額は、八百万円とする。

第八條 法第六條第一項の定額は、二十万円とする。

第九條 前二條の定額による内廷費及び皇族費は、國會の議決による歳出予算の定めによらないで、又は定めのない間に、これを支出し、又は支出の手續をすることはできない。

附則

この法律は、昭和二十二年八月一日から、これを適用する。  
昭和二十二年法律第七十一号(皇室経済法の施行に関する法律)は、これを廃止する。

昭和二十二年八月一日から昭和二十三年三月三十一日までの期間について、これを適用し、法第二條第三項の一定額は、この法律の第三條及び第五條に規定する金額の十二分の八の額とする。

(2) 皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律

(昭和二十二年九月二十六日)司法大臣  
法律第百十一号(臣署名)

第一條 皇室典範第十一條の規定により皇族の身分を離れた者につ



第一 政治法

いては、新戸籍を編製する。

皇室典範第十三條の規定により前項の者と同時に皇族の身分を離れた者は、同項の者の戸籍に入る。

第二條 皇室典範第十四條第一項乃至第三項の規定により皇族の身分を離れた者は、婚姻前の戸籍に入る。

皇室典範第十四條第四項の規定により皇族の身分を離れた者は、その直系尊属につき第一條第一項の規定により編製した戸籍に入る。

前二項の場合において入るべき戸籍がすでに除かれているときは、新戸籍を編製する。

第三條 皇室典範第十二條の規定により皇族の身分を離れた者が離婚するときは、その者につき新戸籍を編製する。但し、その者の直系尊属につき第一條第一項の規定により編製した戸籍があるときは、その戸籍に入る。

第四條 皇族以外の女子が皇后となり、又は皇族男子と婚姻したときは、その戸籍から除かれる。

第五條 第一條第一項又は第二條第三項の規定により新戸籍を編製される者は、十日以内に、皇族の身分を離れた原因を証する書面を添えて、左の事項を届け出なければならない。

- 一 本籍
- 二 届出人の戸籍に入る者があるときは、その者の氏名、出生の年月日及びその者と届出人との続柄
- 三 届出人及びその戸籍に入る者の父母の氏名並びにその者と父

母との続柄

四 皇族の身分を離れた原因及び年月日

第六條 第二條第一項又は第二項の規定により戸籍に入る者は、十日以内に、入籍の原因を証する書面を添えて、左の事項を届け出なければならない。

- 一 入るべき戸籍
- 二 入籍する者の父母の氏名及びその者と父母との続柄
- 三 入籍の原因及びその年月日

第七條 第四條の規定により戸籍から除かれる者の四親等内の親族は、十日以内に、除籍の原因を証する書面を添えて、左の事項を届け出なければならない。

- 一 除籍される者の氏名、出生の年月日及び本籍
- 二 除籍の原因及びその年月日

附則  
この法律は、公布の日から、これを施行する。

(3) 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律

(昭和二十二年十二月二十三日)内閣総理  
法律第二百二十五号(大臣署名)

第一條 各議院から、議案その他の審査又は國政に関する調査のため議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律

め、証人として出頭又は書類の提出を求められたときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに應じなければならない。

第二條 各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会の議長が出頭した証人に証言を求めるときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、その前に宣誓をさせなければならない。

第三條 宣誓を行う場合は、証人に宣誓書を朗読させ、且つこれに署名捺印させるものとする。

宣誓書には、良心に従つて、眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓う旨が記載されていなければならない。

第四條 証人は民事訴訟法第二百八十條(第三号の場合を除く。)及び第二百八十一條(第一項第一号及び第三号の場合を除く。)の規定に該当する場合に限り、宣誓又は証言若しくは書類の提出を拒むことができる。

民事訴訟法第二百八十二條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第五條 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、出頭した証人が公務員である場合又は公務員であつた場合(國務大臣以外の國會議員を除く。)その者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該公務所又はその監督廳の承認がなければ、証言又は書類の提出を求めることができない。

一 新制定法

当該公務所又はその監督廳が前項の承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。その理由をその議院若しくは委員会又は合同審査会において受諾し得る場合には、証人は証言又は書類を提出する必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合は、その議院若しくは委員会又は合同審査会は、更にその証言又は書類の提出が國家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、証人は証言又は書類を提出する必要がない。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、証人は、先に要求された証言をし、又は書類を提出しなければならない。

第六條 この法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

前項の罪を犯した者が当該議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の審査又は調査の終る前であつて、且つ犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

第七條 正当の理由がなくて、証人が出頭せず、若しくは要求された書類を提出しないとき又は出頭した証人が宣誓若しくは証言を拒むだときは、一年以下の禁錮又は一万円以下の罰金に処する。前項の罪を犯した者には、情状により、禁錮及び罰金を併科することができる。

第八條 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、証人が



前二條の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならぬ。但し、虚偽の証言をした者が当該議院若しくは委員会又は合同審査会の審査又は調査の終る前であつて、且つ犯罪の発覚する前に自由したときは、当該議院は、告発しないことを議決することができる。合同審査会における事件は、両議院の議決を要する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(4) 国会議員の特別手当に関する法律

法律（昭和二十二年八月二十三日）（内閣総理大臣署名）  
法律第九十五号

国会議員の特別手当に関する法律

各議院の議長、副議長及び議員は、当分の間、特別手当を受けらる。特別手当の額は、これと歳費との合計額が、一般官吏の最高の給與額（家族手当を除く）より少くない程度において、両議院の議院運営委員会の合同審査会で、これを定める。

昭和二十二年法律第八十号第二條乃至第六條の規定は、特別手当について、これを準用する。

附則

この法律は、昭和二十二年五月分の特別手当から、これを適用する。

(5) 全国選挙管理委員会法

（昭和二十二年十二月七日）（内務大臣署名）  
法律第百五十四号

全国選挙管理委員会法

第一條 この法律に定めるところにより選挙、投票、国民審査その他の事務を管理させるため、全国選挙管理委員会を置く。

第二條 全国選挙管理委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

第三條 全国選挙管理委員会の委員は、独立してその職務を行う。

第四條 全国選挙管理委員会は、左に掲げる事務を掌る。

一 国会議員の選挙及び地方自治法に基づく選挙その他の投票に関する調査及び資料の蒐集並びにこれらの制度に関する事項

二 最高裁判所裁判官国民審査法による国民審査及び日本国憲法改正の国民の承認に関する投票に関する調査及び資料の蒐集並びにこれらの制度に関する事項

三 前二号の選挙、投票及び国民審査に関し必要な予算の要求、用紙のあつせんその他これらの施行準備に関する事項

四 政党及び政治結社に関する事項

五 その他法律に基きその権限に属する事項

第四條 全国選挙管理委員会は国会議員の選挙又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙その他の投票に関する事務については、それぞれ、参議院全国選出議員選挙管理委員会、都道府県又は市町村（これに準ずるものを含む。）の選挙管理委員会を指揮監督する。

督する。

第五條 全国選挙管理委員会は、委員九人を以て、これを組織する。

委員は法令によつて公務に従事する職員とする。

第六條 全国選挙管理委員会の委員は、国会の議決による指名に基づいて、内閣総理大臣が、これを任命する。

委員は、国会における同一党派の各所属国会議員数の比率による政治的実勢に基づき、各党派の推薦した者につき、これを指名しなければならない。

小党派は、必要がある場合には、前項の規定により推薦をする目的を以て、連合することができる。

国会は、委員の指名を行うに当つては、前二項の規定に基づき、小党派が共同して推薦した者も指名されるように措置しなければならない。

第七條 国会は、前條第二項の規定による委員の指名を行う場合においては、同時に、委員と同数の予備委員を指名しておかなければならない。

予備委員は、委員が欠けた場合に、その委員の職務を行う。

予備委員については、前條及び第八條乃至第十二條の規定を準用する。

第八條 全国選挙管理委員会の委員の任期は、三年とする。但し、委員の任期中その委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一 新制定法

委員は、再任されることができる。但し、引き続き九年を超えて在任することができない。

前二項の規定にかかわらず、委員は、国会の閉会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、その後最初に召集された国会において、あらたに委員が指名され内閣総理大臣がこれを任命するまでの間、なお在任するものとする。

第九條 全国選挙管理委員会の委員は、国会議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長と兼ねることができない。

第十條 左の各号の一に該当する者は、全国選挙管理委員会の委員となることができない。

一 禁治産者及び準禁治産者

二 衆議院議員選挙法若しくは参議院議員選挙法による選挙、地方自治法に基づく選挙若しくは投票又は最高裁判所裁判官国民審査法による審査に関する罪を犯し刑に処せられた者

三 前号に規定するものの外、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 全国選挙管理委員会の委員としての在職中の非行により罷免された者

第十一條 内閣総理大臣は、全国選挙管理委員会の委員が、左の各号の一に該当する場合においては、これを罷免するものとする。

但し、第一号及び第二号の場合においては、国会の同意を得なければならぬ。

一 心身の故障のため、職務の執行ができない場合



第一 政治法

二 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があつた場合

三 委員の罷免につき、國會の議決に基く勸告があつた場合  
國會の閉会又は衆議院の解散のため、前項但書の規定による國會の同意を得ることができないときは、事後にその承認を求めなければならぬ。

第十二條 全國選挙管理委員会の委員は、左の各号の一に該当する場合においては、当然退職するものとする。

一 第九條に該当するに至つた場合

二 法律の定める公の弾劾の手續により罷免すべきものと決定された場合

三 全國選挙管理委員会の委員として引き続き九年在任するに至つた場合

四 委員から退職の申出があり、委員会においてこれに同意し、内閣総理大臣がこれを承認した場合

第十三條 全國選挙管理委員会の委員長は、委員の互選に基き、内閣総理大臣が、これを任命する。

委員長は、全國選挙管理委員会の会務を総理し、委員会を代表し、所部の職員を指揮監督する。

委員会は、あらかじめ委員の中から、委員長が故障のある場合に、委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。

委員会は、委員長がこれを招集する。三人以上の委員から委員会の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければ

ならぬ。

第十四條 全國選挙管理委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、會議を開くことができない。

委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第十五條 全國選挙管理委員会の委員長は、國務大臣の俸給に準ずる報酬を、委員長以外の委員は、一般官吏の最高の俸給よりも少くない程度の報酬を受ける。

第十六條 全國選挙管理委員会に、委員会に関する事務を処理させるため、事務局を附置する。

事務局には、局長の外政令の定めるところにより所要の職員を置く。

前項の職員は、これを官吏とする。

局長及び二級官吏の進退は、委員会の申出により、内閣総理大臣がこれを行い、三級官吏以下の進退は、委員長がこれを専行する。

第十七條 全國選挙管理委員会は、その職務を行うため必要があるときは、関係官公署に対し、必要な報告又は資料若しくは記録の提出を求めることができる。

第十八條 全國選挙管理委員会は、この法律に規定するものの外、その事務の処理に関し、必要な規則その他の事項を定めることができる。

前項の規則中公表を要するものは、官報を以て、これを告示す

る。

附則

第十九條 この法律は、昭和二十二年十二月十日から、これを施行する。但し、第二十一條の規定により、全國選挙管理委員会が第三條に規定する事務の引継を受け終わるまでの間は、なお、従前の通り内務省において、その事務を行うものとする。

全國選挙管理委員会は、前項但書の規定により内務省において行つた事務について、事後に、これを審査することができる。

第二十條 第六條第二項及び第七條第三項の規定による全國選挙管理委員会の委員及び予備委員の指名に関する手續は、前條の期日より前に、これを行うことができる。

前項の場合において、各党派の所属國會議員数は、この法律の公布の日の現在による。

第二十一條 従前内務省に属した第三條に規定する事務につき、全國選挙管理委員会の要求がある場合には、内務省は、直ちに、これに事務の引継を行わなければならない。但し、その事務の引継は、昭和二十二年十二月三十一日より遅く行われてはならない。

第二十二條 衆議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第七十六條、第七十九條第二項、第八十六條、第六六條第一項、第七十七條、第八八條第一項、第四百四十三條及び第四百四十四條ノ二第三項中「内務大臣」を「全國選挙管理委員会」に改める。

第四百條及び第四百條ノ二中「内務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

一 新制定法

第二十三條 參議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「内務大臣の所轄とし、」を削る。

第十四條第一項中「その議員」を「國會議員以外の者で參議院議員の被選挙権を有するもの」に改める。

第六十三條、第七十一條第二項、第七十五條但書、第八十條第二項、第八十一條及び第八十二條第一項中「内務大臣」を「全國選挙管理委員会」に改める。

第八十三條中「内務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十四條 最高裁判所裁判官國民審査法の一部を次のように改正する。

第三十三條第二項中「内閣総理大臣」の下に「及び全國選挙管理委員会」を加える。

第四十條中「内閣総理大臣」の下に「全國選挙管理委員会」を加える。

第二十五條 選挙運動の文書圖画等の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「昭和二十二年」の下に「及び昭和二十三年」を加える。

第十三條中「内務省」を「全國選挙管理委員会」に改める。

附則第二項中「昭和二十二年」を「昭和二十三年」に改める。

第二十六條 國會法の一部を次のように改正する。

第一百十條中「内務大臣」を「全國選挙管理委員会」に改める。



(6) 裁判官彈劾法

(昭和二十二年十二月二十日)内閣総理  
法律第百三十七号(大臣署名)

裁判官彈劾法目次

- 第一章 総則
- 第二章 訴追
- 第三章 裁判
- 第四章 罰則

附則

裁判官彈劾法

第一章 総則

第一條(この法律の趣旨) 裁判官の彈劾については、国会法に定め  
るものの外、この法律の定めるところによる。

第二條(彈劾による罷免の事由) 彈劾により裁判官を罷免するの  
は、左の場合とする。

一 職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠つたと  
き。

二 その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失  
うべき非行があつたとき。

第三條(彈劾裁判所及び訴追委員会の所在地) 彈劾裁判所及び訴追  
委員会は、これを東京都に置く。

第四條(彈劾裁判所及び訴追委員会の職権行使) 彈劾裁判所及び訴

追委員会は、国会の閉会中でも職権を行うことができる。

第二章 訴追

第五條(訴追委員・予備員) 訴追委員の員数は、二十人とし、その  
予備員の員数は、十人とする。

訴追委員及びその予備員の選挙は、衆議院議員総選挙の後初め  
て召集される国会の会期の始めにこれを行う。但し、第一回国会  
においては、その会期中にこれを行う。

訴追委員又はその予備員が欠けたときは、衆議院においてその  
補欠選挙を行う。

訴追委員及びその予備員の任期は、衆議院議員としての任期に  
よる。

訴追委員及びその予備員は、衆議院の許可を得て辞職すること  
ができる。但し、国会の閉会中は、衆議院議長に許可を得て辞職  
することができる。

予備員は、訴追委員に事故のある場合又は訴追委員が欠けた場  
合に、訴追委員の職務を行う。

予備員が前項の規定により職務を行う順序は、その選挙の際、  
衆議院の議決によりこれを定める。

訴追委員及びその職務を行う予備員は、国会の閉会中その職務  
を行う場合においては、衆議院議長に定めるところにより、相当  
額の手当を受ける。

第六條(委員長の職務) 訴追委員会の委員長は、会務を統理し、訴  
追委員会を代表する。

委員長に事故のあるときは、予め訴追委員会の定める順序によ  
り、他の訴追委員が、臨時に委員長の職務を行う。

第七條(書記長・書記) 訴追委員会に書記長及び書記を置く。

書記長は、委員長の監督を受けて、庶務を掌理し、書記を指揮  
監督する。

書記は、上司の命を受けて、庶務に従事する。  
書記長及び書記は、委員長が衆議院議長の同意を得てこれを任  
免する。

第八條(職権の独立) 訴追委員は、独立してその職権を行う。

第九條(招集) 訴追委員会は、委員長がこれを招集する。

五人以上の訴追委員の要求があるときは、委員長は、訴追委員  
会を招集しなければならない。

第十條(議事) 訴追委員会は、十五人以上の訴追委員の出席がなけ  
れば、議事を開き議決することができない。

訴追委員会の議事は、出席訴追委員の過半数でこれを決し、可  
否同数のときは、委員長の決するところによる。但し、罷免の訴  
追又は罷免の訴追の猶予をするには、出席訴追委員の三分の二以  
上の多数でこれを決する。

訴追委員会の議事は、これを公開しない。

第十一條(調査) 訴追委員会は、裁判官について彈劾による罷免の  
事由があると思料するときは、これを調査し、又は官公署にその  
調査を嘱託することができる。

訴追委員会及び前項の嘱託を受けた官公署は、同項の調査に関

一 新制定法

して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することがで  
きる。

前項の要求により出頭した証人には、彈劾裁判所に証人が出頭  
した場合の例により、旅費、日当及び止宿料を支給する。

第十二條(訴追期間) 罷免の訴追は、彈劾による罷免の事由があつ  
た後三年を経過したときは、これをすることができない。但し、  
同一の事由について刑事訴追があつたときは、事件の判決が確定  
した後一年を経過するまで罷免の訴追をすることができ。

第十三條(訴追の猶予) 訴追委員会は、情状により訴追の必要がな  
いと認めるときは、罷免の訴追を猶予することができる。

第十四條(訴追状の提出) 罷免の訴追は、彈劾裁判所に訴追状を提  
出してこれをするものとする。

訴追状には、訴追を受ける裁判官の官職、氏名及び罷免の事由  
を記載しなければならない。

訴追委員会は、彈劾裁判所に訴追状を提出したときは、直ちに  
その旨を最高裁判所に通知しなければならない。

第十五條(訴追の請求) 何人も、裁判官について彈劾による罷免の  
事由があると思料するときは、訴追委員会に対し、その事由を明  
かに具し、罷免の訴追をすべきことを求めることができる。

第三章 裁判

第十六條(裁判員・予備員) 裁判員の員数は、衆議院議員及び参議  
院議員各七人とし、その予備員の員数は、衆議院議員及び参議院  
議員各四人とする。



第一 政治法

衆議院議員たる裁判員及びその予備員については、第五條第二項及び第三項の規定を準用する。

参議院における裁判員及びその予備員の選挙は、第一回國會の会期中にこれを行う。

参議院議員たる裁判員又はその予備員が欠けたときは、参議院においてその補欠選挙を行う。

裁判員及びその予備員の任期は、衆議院議員又は参議院議員としての任期による。

裁判員及びその予備員は、その者の属する議院の許可を得て辞職することができる。但し、國會の閉会中は、その者の属する議院の議長の許可を得て辞職することができる。

予備員は、その者の属する議院の議員たる裁判員に事故のある場合又はその裁判員が欠けた場合に、その裁判員の職務を行う。

予備員が前項の規定により職務を行う順序は、その選挙の際、その者の属する議院の議決によりこれを定める。

裁判員及びその職務を行う予備員は、國會の閉会中その職務を行う場合においては、両議院の議長の協議して定めるところにより、相当額の手当を受ける。

**第十七條(裁判長の職務)** 弾劾裁判所の裁判長は、口頭弁論を指揮し、法廷における秩序を維持し、裁判の評議を整理する外、弾劾裁判所の事務を統理し、弾劾裁判所を代表する。

裁判長に事故のあるときは、予め弾劾裁判所の定める順序により、他の裁判員が、臨時に裁判長の職務を行う。

**第十八條(書記長・書記)** 弾劾裁判所に書記長及び書記を置く。

書記長は、裁判長の監督を受けて、庶務を掌理し、書記を指揮監督する。

書記は、上司の命を受けて、庶務に従事する。

書記長及び書記は、前二項の外、裁判員の命を受けて、事件に關する事務に従事する。

書記長及び書記は、裁判長が両議院の議長の同意を得てこれを任免する。

**第十九條(職権の独立)** 裁判員は、独立してその職権を行う。

**第二十條(合議制)** 弾劾裁判所は、衆議院議員たる裁判員及び参議院議員たる裁判員がそれぞれ五人以上出席しなければ、審理及び裁判をすることができない。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき弾劾裁判所が特定の定をした場合は、この限りでない。

**第二十一條(訴追状の送達)** 弾劾裁判所は、罷免の訴追があつたときは、直ちに訴追状の謄本を罷免の訴追を受けた裁判官に送達しなければならない。

**第二十二條(弁護人の選任)** 罷免の訴追を受けた裁判官は、何時でも弁護人を選任することができる。

弁護人については、刑事訴訟に關する法令の規定を準用する。

**第二十三條(口頭弁論)** 罷免の裁判は、口頭弁論に基いてこれを行ななければならない。

罷免の訴追を受けた裁判官が口頭弁論の期日に出頭しないときは

は、更に期日を定めなければならない。その裁判官が正当な理由がなくその期日に出頭しないときは、前項の規定にかかわらず、その陳述を聴かないで審理及び裁判をすることができる。

**第二十四條(訴追委員の立会)** 訴追委員会の委員長又はその指定する訴追委員は、法廷における審理及び裁判の宣告に立ち合ふ。

**第二十五條(開廷の場所)** 法廷は、弾劾裁判所でこれを開く。弾劾裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の場所で法廷を開くことができる。

**第二十六條(審判の公開)** 弾劾裁判所の対審及び裁判の宣告は、公開の法廷でこれを行う。

**第二十七條(法廷の秩序維持)** 裁判長は、法廷における弾劾裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じその他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる。

**第二十八條(訊問)** 弾劾裁判所は、罷免の訴追を受けた裁判官を召喚し、これを訊問することができる。

前項の場合には、刑事訴訟に關する法令の規定を準用する。但し、勾引することはできない。

**第二十九條(証拠)** 弾劾裁判所は、申立により又は職権で、必要な証拠を取り調べ、又は地方裁判所にその取調を囑託することができる。

証拠については、刑事訴訟に關する法令の規定を準用する。但し、弾劾裁判所及び弾劾裁判所の裁判長は、勾引、押收若しくは

新制定法

搜索その他人の身体、物若しくは場所について、強制的処分をし、若しくはすることを命じ、又は過料の決定をすることはできない。

弾劾裁判所は、前項の外、必要な証拠を取り調べるため左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 証拠物の所持者に対し、当該証拠物の提出を命ずること。

二 事実発見のため必要のある場所の検査を行うこと。

三 官公署に対して報告又は資料の提出を求めること。

**第三十條(刑事訴訟に關する法令の準用)** 裁判員、書記長及び書記の除斥、忌避及び回避、法廷における審理、調書の作成並びに手續の費用については、刑事訴訟に關する法令の規定を準用する。

**第三十一條(裁判の評議)** 裁判の評議は、これを公行しない。裁判は、審理に關與した裁判員の過半数の意見による。但し、罷免の裁判をするには、審理に關與した裁判員の三分の二以上の多数の意見による。

**第三十二條(一事不再理)** 弾劾裁判所は、既に裁判を経た事由については、罷免の裁判をすることができない。

**第三十三條(裁判の理由)** 裁判には、理由を附さなければならない。罷免の裁判に附する理由には、罷免の事由及びこれを認めた証拠を示さなければならない。

**第三十四條(裁判書)** 裁判をするときは、裁判書を作らなければならない。

新制定法



第一 政治法

裁判書には、裁判をした裁判員がこれに署名押印しなければならない。裁判長が署名押印できないときは、他の裁判員が、裁判長以外の裁判員が署名押印できないときは、裁判長が、その理由を附記して署名押印しなければならない。

第三十五條(裁判書の送達) 弾劾裁判所は、終局裁判をしたときは、直ちに裁判書の謄本を罷免の訴追を受けた裁判員及び最高裁判所に送達しなければならない。

第三十六條(裁判の公示) 弾劾裁判所の終局裁判は、官報に掲載してこれを公示しなければならない。

第三十七條(罷免の裁判の効果) 裁判官は、罷免の裁判の宣告により罷免される。

第三十八條(資格回復の裁判) 弾劾裁判所は左の場合においては、罷免の裁判を受けた者の請求により、資格回復の裁判をすることができる。

一 罷免の裁判の宣告の日から五年を経過し相当とする事由があるとき。

二 罷免の事由がないことの明確な証拠をあらたに発見し、その他資格回復の裁判をすることを相当とする事由があるとき。

資格回復の裁判は、罷免の裁判を受けた者がその裁判を受けたため他の法律の定めるところにより失つた資格を回復する。

第三十九條(裁判官の職務の停止) 弾劾裁判所は、相当と認めるときは、何時でも、罷免の訴追を受けた裁判官の職務を停止することができる。

第四十條(刑事訴訟との関係) 弾劾裁判所は、同一の事由について刑事訴訟が係属する間は、手続を中止することができる。

第四十一條(免官の留保) 罷免の訴追を受けた裁判官は、本人が免官を願ひ出た場合でも、弾劾裁判所の終局裁判があるまでは、その免官を行う権限を有するものにおいてこれを免することができない。

第四十二條(規則の制定) 弾劾裁判所は、この法律に特別の定めがある場合を除いて、審理及び裁判の手続について規則を定めることができる。

第四章 罰則

第四十三條(虚偽申告の罪) 裁判官に弾劾による罷免の裁判を受けさせる目的で、虚偽の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

前項の罪を犯した者が申告した事件の裁判の宣告前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

第四十四條(証人等に対する罰則) 左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の過料に処する。

一 弾劾裁判所から証人、鑑定人、通事又は翻譯人として召喚を受け、正当の理由がないのに出頭せず、又はその義務を盡さない者

二 弾劾裁判所から証拠物の提出を命ぜられ、正当の理由がないのに提出しない者

三 弾劾裁判所の検査を拒み、又は妨げた者

訴追委員会から証人の出頭及び証言又は記録の提出の要求を受け、正当の理由がないのに証人として出頭せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は記録を提出せず、若しくは虚偽の記録を提出した者は、これを千円以下の過料に処する。

附則  
この法律は、公布の日から、これを施行する。

(7) 最高裁判所裁判官国民審査法

(昭和二十二年十二月二十日(内務・司法)法律第百三十六号(大臣署名))

最高裁判所裁判官国民審査法目次

- 第一章 総則
- 第二章 投票及び開票
- 第三章 審査分会及び審査会
- 第四章 審査の結果
- 第五章 訴訟
- 第六章 再審査
- 第七章 罰則
- 第八章 補則
- 附則

最高裁判所裁判官国民審査法

第一章 総則

第一條(この法律の趣旨) 最高裁判所の裁判官の任命に関する國民

一 新制定法

の審査については、この法律の定めるところによる。

第二條(審査の期日) 審査は、各裁判官につき、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に、これを行う。

各裁判官については、最初の審査の期日から十年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に、更に審査を行い、その後、また同様とする。

第三條(審査を行う区域) 審査は、全都道府縣の区域を通じて、これを行う。

第四條(審査権) 衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有する。

第五條(審査の期日及び裁判官の氏名の告示) 最高裁判所裁判官国民審査管理委員会は、審査の期日前二十五日までに、審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名を官報で告示しなければならない。

第六條(審査の方法) 審査は、投票によりこれを行う。投票は、一人一票に限る。

第七條(投票区及び開票区) 審査の投票区及び開票区は、衆議院議員の選挙の投票区及び開票区による。

第八條(審査人の名簿) 審査には、衆議院議員選挙人名簿を用いる。

第九條(最高裁判所裁判官国民審査管理委員会) 審査に関する事務を管理させるため、最高裁判所裁判官国民審査管理委員会(以下これを國民審査管理委員会という。)を置く。



國民審査管理委員会は、最高裁判所裁判官國民審査管理委員(以下これを國民審査管理委員という。)十人を以てこれを組織する。

國民審査管理委員は、参議院においてその議員の中からこれを選挙する。

國民審査管理委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

國民審査管理委員会に關しては、参議院議員選挙法第十六條乃至第十九條の規定を準用する。

**第十條**(審査に關する事務の監督) 國民審査管理委員会は、審査に關する事務については、都道府縣の選挙管理委員会を指揮監督する。

都道府縣の選挙管理委員会は、審査に關する事務については、市町村の選挙管理委員会を指揮監督する。

**第十一條**(裁判官の退官等の場合) 審査に付される裁判官が、審査の期日前その官を失い、又は死亡したときは、その裁判官についての審査は、これを行わない。

前項の場合においては、國民審査管理委員会は、直ちにその旨を官報で告示しなければならない。

### 第二章 投票及び開票

**第十二條**(投票に關する事務の担任) 衆議院議員の選挙における投票管理者は、審査における投票管理者となり、審査の投票に關する事務を担当する。

衆議院議員の選挙における投票立会人は、審査における投票立会人となるものとする。

**第十三條**(投票の時及び場所) 審査の投票は、衆議院議員総選挙の投票所において、その投票と同時にこれを行う。

**第十四條**(投票用紙の様式) 投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名を、國民審査管理委員会がくじで定めた順序により、印刷しなければならない。

投票用紙には、審査に付される各裁判官に対する×の記号を記載する欄を設けなければならない。

投票用紙は、別記様式に準じて都道府縣の選挙管理委員会がこれを調製しなければならない。

**第十五條**(投票の方式) 審査人は、投票所において、罷免を可とする裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

投票用紙には、審査人の氏名を記載することができない。

**第十六條**(点字による投票) 点字による審査の投票を行う場合においては、審査人は、投票所において、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときはその裁判官の氏名を自ら記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

前項の場合における投票用紙の様式その他必要な事項は、政令

## 第一 政治法



でこれを定める。

**第十七條(投票録)** 投票管理者は、審査の投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならぬ。

**第十八條(投票の秘密)** 何人も、審査人のした審査の投票の内容を陳述する義務を負わない。

**第十九條(開票に関する事務の担任)** 衆議院議員の選挙における開票管理者は、審査における開票管理者となり、審査の開票に関する事務を担任する。

衆議院議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

**第二十條(開票の時及び場所)** 審査の開票は、衆議院議員総選挙の開票所において、審査の投票の当日又はその翌日(一開票区に数投票区があるときは、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日)にこれを行う。

**第二十一條(投票の点検及びその結果の報告)** 開票管理者は、審査の投票の点検を終えたときは、直ちにその結果を審査分会長に報告しなければならない。

**第二十二條(投票の効力)** 審査の投票で左に掲げるものは、これを無効とする。

- 一 成規の用紙を用いないもの
- 二 ×の記号以外の事項を記載したもの
- 三 ×の記号を自ら記載したものでないもの

一 新制定法

審査に付される裁判官が二人以上の場合においては、前項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。裁判官の何人について×の記号を記載したかを確認し難い記載もまた同様とする。

**第二十三條(開票録)** 開票管理者は、審査の開票録を作り、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

**第二十四條(投票等の保存)** 審査の投票は、有効無効を区別し、審査の投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、審査の期日から十年間これを保存しなければならない。

**第二十五條(選挙の投票を行わない場合)** 衆議院議員選挙法第七十条の規定により選挙の投票を行わない場合においても、審査は、これを行う。

前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二條第一項、第十三條、第十九條第一項及び第二十條の規定にかかわらず、衆議院議員選挙法第二十條乃至第二十二條、第四十四條乃至第四十六條及び第四十八條の規定を準用する。

前項の投票及び開票においては、第十二條第二項及び第十九條第二項の規定にかかわらず、投票管理者又は開票管理者は、各投票区又は開票区における衆議院議員選挙人名簿に記載された者の中から、本人の承諾を得て、投票立会人又は開票立会人各三人を選任しなければならない。

**第二十六條(投票及び開票に関する他の事項)** この法律及びこ



れに基いて発する命令に規定するものの外、投票及び開票に関し  
ては、衆議院議員の選挙及び開票の例による。

第三章 審査分会及び審査会

第二十七條(審査分会) 審査分会は、都道府縣ごとに都道府縣廳又  
は審査分会長の指定した場所でこれを開く。

審査分会長は、審査権を有する者の中から都道府縣の選挙管理  
委員会の選任したものを以て、これに充てる。

審査分会長は、審査分会に関する事務を担当する。

審査分会長は、当該都道府縣の区域内における衆議院議員選挙  
人名簿に記載された者の中から審査分会立会人三人を選任しな  
ければならない。

審査分会長は、都道府縣の区域内におけるすべての開票管理者  
から第二十一條の報告を受けた日又はその翌日に審査分会を開  
き、審査分会立会人立会の上、その報告を調査しなければなら  
ない。

第二十八條(審査分会録) 審査分会長は、審査分会録を作り、審査  
分会に関する次第を記載し、審査分会立会人とともに、これに署  
名しなければならぬ。

審査分会録は、第二十一條の報告に関する書類と併せて、都道  
府縣の選挙管理委員会において、審査の期日から十年間これを保  
存しなければならぬ。

第二十九條(審査分会の結果の報告) 審査分会長は、第二十七條第  
五項の規定による調査を終えたときは、審査分会録の写を添え

て、各裁判官について罷免を可とする投票及び可としない投票の  
数その他審査分会における調査の結果を直ちに審査長に報告しな  
ければならない。

第三十條(審査会) 審査会は、審査長の指定した場所で、これを開  
く。

審査長は、審査権を有する者の中から国民審査管理委員会の選  
任した者を以て、これに充てる。

審査長は、審査会に関する事務を担当する。

審査長は、衆議院議員選挙人名簿に記載された者の中から審査  
立会人三人を選任しなければならぬ。

審査長は、すべての審査分会長から前條の報告を受けた日又は  
その翌日に審査会を開き、審査立会人立会の上、その報告を調査  
しなければならぬ。

第三十一條(審査録) 審査長は、審査録を作り、審査会に関する次  
第を記載し、審査立会人とともに、これに署名しなければなら  
ない。

審査録は、第二十九條の報告に関する書類と併せて、国民審査  
管理委員会において、審査の期日から十年間これを保存しなけ  
ればならない。

第三十二條(罷免を可とされた裁判官) 罷免を可とする投票の数が  
罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされた  
ものとする。但し、投票の総数が、衆議院議員選挙人名簿確定の  
日においてこれに記載された者の総数の百分の一に達しないとき

は、この限りでない。

第三十三條(審査の結果の報告及び告示) 第三十條第五項の規定に  
よる調査を終えたときは、審査長は、直ちに罷免を可とされた裁  
判官の氏名並びに罷免を可とする投票の数及び罷免を可としない  
投票の数その他審査の次第を国民審査管理委員会に報告しなけ  
ればならない。

国民審査管理委員会は、前項の報告を受けたときは、直ちに罷  
免を可とされた裁判官にその旨を告知し、同時に罷免を可とされ  
た裁判官の氏名を官報で告示し、且つ、内閣総理大臣に通知しな  
ければならない。

第三十四條(審査分会及び審査会に関する他の事項) この法律  
及びこれに基いて発する命令に規定するものの外、審査分会及び  
審査会については、衆議院議員選挙法第六章の規定を準用する。

第四章 審査の結果

第三十五條(罷免の効果) 罷免を可とされた裁判官は、第三十六條  
又は第三十八條の規定による訴を提起すべき期間が経過した日  
(その訴の提起があつた場合においては、その訴訟が裁判所に係  
属しなくなつた日又はその訴訟について裁判の確定した日)に罷  
免される。

審査の結果罷免された裁判官は、罷免の日から五年間は、最高  
裁判所の裁判官に任命されることができない。

第一項に規定する裁判官は、同項の規定による罷免されるべき  
日前にその官を失つたときは、同項の規定により罷免されたもの

とみなす。

第五章 訴訟

第三十六條(審査無効の訴訟) 審査の効力に関し異議があるとき  
は、審査人又は罷免を可とされた裁判官は、国民審査管理委員  
会の委員長を被告として第三十三條第二項の規定による告示のあ  
つた日から三十日以内に東京高等裁判所に訴を提起することがで  
きる。

第三十七條(審査無効の判決) 前條の規定による訴訟においては、  
審査についてこの法律又はこれに基いて発する命令に違反するこ  
とがあるときは、審査の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限  
り、裁判所は、審査の全部又は一部の無効の判決をしなければな  
らない。

第三十八條の規定による訴訟においても、その審査が前項の場  
合に該当するときは、裁判所は、当該審査の全部又は一部の無効  
の判決をしなければならない。

第三十八條(罷免無効の訴訟) 審査の結果罷免を可とされた裁判官  
は、その罷免の効力に関し異議があるときは、国民審査管理委員  
会の委員長を被告として第三十三條第二項の規定による告示のあ  
つた日から三十日以内に東京高等裁判所に訴を提起することがで  
きる。

第三十九條(審判の順位) 第三十六條又は前條の規定による訴訟に  
ついては、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず、速かにその  
裁判をしなければならない。



第四十條(訴訟に関する通知)

第三十六條又は第三十八條の規定による訴訟が提起されたとき若しくは裁判所に係属しなくなつたとき又はその訴訟について裁判が確定したときは、裁判所の長は、内閣総理大臣及び国民審査管理委員会に対し直ちにその旨を通知しなければならない。

第四十一條(訴訟手続)

第三十六條乃至前條に定めるものの外、第三十六條又は第三十八條の規定による訴訟については、民事訴訟(再審を除く。)の例による。

第四十二條(審査無効等の告示)

第三十六條又は第三十八條の規定による訴訟の結果、審査又は罷免の無効の判決が確定したときは、国民審査管理委員会は、直ちにその旨を官報で告示しなければならない。

第六章 再審査

第四十三條(再審査)

第三十六條又は第三十八條の規定による訴訟の結果審査の全部又は一部が無効となつた場合においては、第五項の規定に該当する場合を除いて、更に審査を行わなければならない。

前項の規定による審査の期日は、国民審査管理委員会においてこれを定め少くとも二十五日前に官報で告示しなければならない。

第三十六條又は第三十八條の規定による訴を提起すべき期間又はその訴訟の係属中は、第一項の規定による審査は、これを行うことができない。

しくは止めたこと又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的で、審査人又は審査に関し運動をする者に対し、第一号に掲げる行為をしたとき。

四 第一号若しくは前号の供與、饗應接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申込を承諾し、又は第二号の誘導に應じ若しくはこれを促したとき。

五 第一号乃至第三号に掲げる行為をさせる目的で、審査に関し運動をする者に対し金銭若しくは物品の交付、交付の申込若しくは約束をし、又は審査に関し運動をする者においてその交付を受け若しくは要求し、若しくはその申込を承諾したとき。

六 前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をしたとき。

国民審査管理委員、地方公共団体(行政区及び地方自治法第五十五條第二項の市の区を含む。以下同じ。)の選挙管理委員、国民審査管理委員会若しくは地方公共団体の選挙管理委員の書記、投票管理者、開票管理者、審査分会長及び審査長並びに審査事務に関係のある官吏及び吏員が当該審査に関し前項の罪を犯したときは、これを四年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。警察官吏がその関係の都道府県内の審査に関し前項の罪を犯したときも、また同様とする。

第四十五條(没収及び追徴) 前條の場合において、收受し又は交付を受けた利益は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その價額を追徴する。

第四十六條(審査の自由を妨害する罪) 審査に関し左の各号に掲げ

第二十五條第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による審査にこれを準用する。

第三十六條又は第三十八條の規定による訴訟の結果、審査の全部又は一部が無効となつたときに、更に審査の投票を行わないで審査の結果を定めることができる場合においては、審査会を開き、これを定めなければならない。

第七章 罰則

第四十四條(利益供與等の罪)

左の各号に掲げる行為をした者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は二万円以下の罰金に処する。

一 審査による罷免を免れ若しくは免れさせ又は審査により罷免をさせる目的で、審査人又は審査に関し運動をする者に対し、金銭、物品その他財産上の利益若しくは公私の職務の供與、その供與の申込若しくは約束をし、職務上の地位若しくは職務上の地位に関する特殊の關係を利用して特殊の利益の供與、その供與の申込若しくは約束をし、又は饗應接待、その申込若しくは約束をしたとき。

二 審査による罷免を免れ若しくは免れさせ又は審査により罷免をさせる目的で、審査人又は審査に関し運動をする者に対し、その者又はその者の關係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の直接利害關係を利用して誘導したとき。

三 審査の投票をし若しくはしないこと、審査に関し運動をし若

る行為をした者は、これを四年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

一 審査人又は審査に関し運動をする者に対し暴行若しくは威力を加え又はこれを拐引したとき。

二 交通若しくは集會の便を妨げ又は演説を妨害しその他偽計詐術等不正の方法で審査の自由を妨害したとき。

三 審査人若しくは審査に関し運動をする者又はその關係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害關係を利用して審査人若しくは審査に関し運動する者を威迫したとき。

第四十七條(職權濫用等の罪) 審査に関し官吏、吏員又は第四十四條第二項前段に掲げる者が、故意にその職務の執行を怠り、又はその職權を濫用して審査の自由を妨害したときは、これを四年以下の禁錮に処する。

官吏、吏員又は第四十四條第二項前段に掲げる者が、審査人に対しその投票しようとし又は投票した内容の表示を求めたときは、これを六箇月以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

第四十八條(虚偽の事実を公にする罪) 演説又は新聞紙、雜誌、引札、張札その他如何なる方法によつても、左の各号に掲げる行為をした者は、これを二年以下の禁錮又は一万円以下の罰金に処する。新聞紙及び雜誌にあつては、なお、その編集人及び實際編集を担当した者を罰する。

一 審査による罷免を免れ又は免れさせる目的で審査に付される





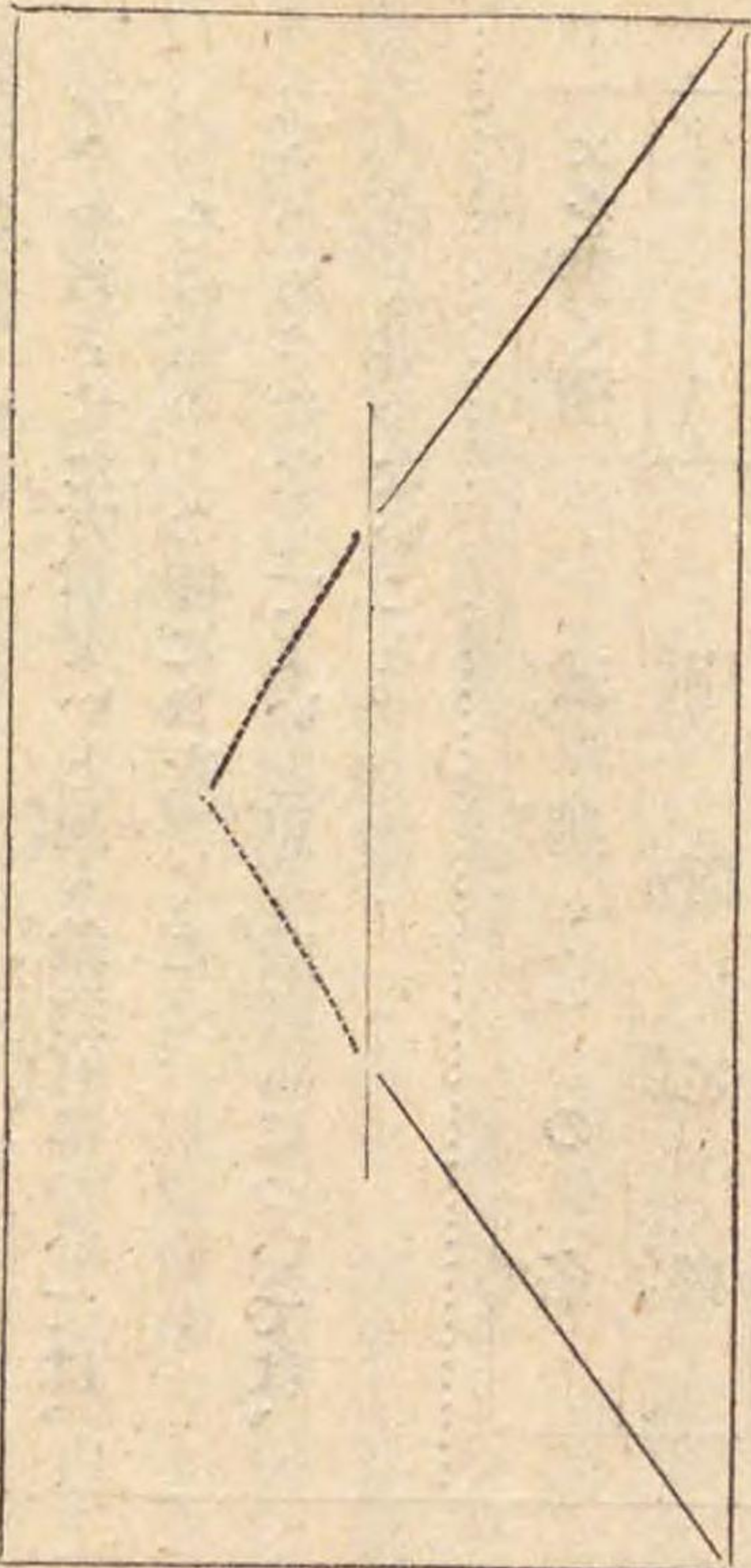


表

最高裁判所裁判官國民審査投票

都道府  
縣  
印

裏



備考

- 一 用紙は、折り疊んだ場合において、なるべく外部から×印を透視することのできない紙質のものを用いなければならない。
- 二 用紙は、單に折合せとし、差込式によらないでも差し支えない。
- 三 投票用紙に押すべき都道府縣印は、都道府縣の選挙管理委員會の定めるところにより、市町村印を以てこれに代えても差し支えない。

二 一部改正

(8) 日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十二年十二月二十九日) (内閣總理以下)

法律 第二百四十四号 (各大臣署名)

昭和二十二年法律第七十二号の一部を次のように改正する。

第一條の二 前項の規定は、昭和二十年勅令第五百四十二号(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件)に基き発せられた命令の効力に影響を及ぼすものではない。

第一條の三 行政官廳に関する從來の命令の規定で、法律を以て規定すべき事項を規定するものは、昭和二十三年五月二日まで、法律と同一の効力を有するものとする。

第一條の四 左に掲げる法令は、國會の議決により法律に改められたものとする。

墓地及埋葬取締規則(明治十七年太政官布達第二十五号)

墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方(明治十七年太政官達第八十二号)

埋火葬の認許等に関する件(昭和二十二年厚生省令第九号)

警察犯処罰令(明治四十一年内務省令第十六号)  
有害避妊用器具取締規則(昭和五年内務省令第四十号)  
開港港則(明治三十一年勅令第三百三十九号)

家畜ニ應用スル細菌學的予防治療品及診斷品取締規則(昭和十五年農林省令第八十八号)

榮養士規則(昭和二十年厚生省令第十四号)

食肉輸入取締規則(昭和二年内務省令第四号)

医薬品等の封緘及び検査証明の取締に関する件(昭和十八年厚生省令第四十二号)

鉄道共済組合令(明治四十年勅令第二百二十七号)

專賣局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十五号)

印刷局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十四号)

逓信共済組合令(昭和十五年勅令第九百五十号)

営林局署共済組合令(大正八年勅令第三百六号)

警察共済組合令(大正九年勅令第四十四号)

造幣局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十六号)

生糸検査所共済組合令(昭和十二年勅令第二百一十号)

刑務共済組合令(昭和十五年勅令第四百八十九号)

教職員共済組合令(昭和十六年勅令第十七号)

政府職員共済組合令(昭和十五年勅令第八百二十七号)

土木共済組合令(昭和十六年勅令第六百四十九号)

北海道廳營林現業員共済組合令(昭和十七年勅令第六百八十六号)

前項に掲げる法令の効力は、暫定的のものとし、昭和二十三年五月二日までに必要な改廢の措置をとらなければならない。

第二條に左の一項を加える。

前項の規定は、内閣その他行政機關に対し、日本國憲法が認め

ていない場合において命令を発する権限を付與したものと解釈されてはならない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(9) 國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十二年十二月十日) (大藏大臣署名)

法律 第六十一号 (臣署名)

昭和二十二年法律第八十号の一部を次のように改正する。

この法律に左の題名を附する。

國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

第十條中「千五百五十円」を「二千三百円」に改める。

附則

この法律は、昭和二十二年九月一日から、これを適用する。



(10) 議院に出頭する証人の旅費及び  
び日当に関する法律の一部を改  
正する法律

(昭和二十二年八月二十三日)内閣総理  
大臣署名  
法律第九十六号

昭和二十二年法律第八十一号の一部を次のように改正する。  
この法律に左の題名を附する。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律

第六條 委員会の要求により、公聴会に出頭した利害関係者又は学  
識経験者等には、前五條の例により旅費及び日当を支給する。  
第六條を第七條に改める。

附則

この法律は、昭和二十二年八月一日から、これを適用する。

第二 行政法



## 第二 行政法

### 一 新制定法

#### (11) 建設院設置法

(昭和二十二年十二月二十六日)内閣總理・内  
法律 第二百三十七号(務大臣署名)

##### 建設院設置法

**第一條** 建設院は、内閣總理大臣の管理に属し、國土計画、地方計  
画及び都市計画に関する事務、地理に関する事務、土地收用に関  
する事務、河川、道路、砂防、公有の水面(港灣内の水面を除  
く。)及び水流その他土木に関する事務、住宅、宅地、建築、國費  
の支弁に属する建物の營繕及び土木建築工事請負業に関する事務  
(別に法律の定のあるものを除く。)並びに國費の不当支出を防止  
するためにする連合國最高司令官の要求に係るすべての建設工事  
の技術的監督及び監視に関する事務を掌る。

**第二條** 建設院に官房及び左の六局を置く。

総務局

一 新制定法

水政局

地政局

都市局

建築局

特別建設局

**第三條** 官房においては、左の事務を掌る。

- 一 機密に関する事項
- 二 職員の進退身分に関する事項
- 三 所管行政に関する考査一般に関する事項
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事項
- 五 予算、決算及び会計に関する事項
- 六 啓発宣傳その他部外との連絡に関する事項

**第四條** 総務局においては、左の事務を掌る。

- 一 國土計画及び地方計画に関する事項
- 二 地理調査に関する事項
- 三 資材及び機械器具に関する事項
- 四 資金及び労務に関する事項
- 五 所管行政に関する統計調査一般及び綜合調整に関する事項
- 六 土木建築工事請負業に関する事項
- 七 東北興業株式会社の業務の監督に関する事項
- 八 都會地轉入抑制法の施行に関する事項
- 九 その他官房及び他局の所掌に属しない事項

**第五條** 水政局においては、左の事務を掌る。



第二 行政法

- 一 河川に関する事項
- 二 砂防に関する事項
- 三 公有の水面（港湾内の水面を除く。）及び水流に関する事項
- 四 運河に関する事項
- 五 水害予防組合に関する事項
- 第六條 地政局においては、左の事務を掌る。
  - 一 道路に関する事項
  - 二 軌道の特許及び監督に関する事項
  - 三 自動車道事業に関する事項
  - 四 土地の管理、使用及び収用に関する事項
  - 五 宅地に関する事項
  - 六 戦災地その他の災害地における土地物件の処理に関する事項
- 第七條 都市局においては、左の事務を掌る。
  - 一 都市計画に関する事項
  - 二 都市計画事業に関する事項
  - 三 水道及び下水道の工事にに関する事項
- 第八條 建築局においては、左の事務を掌る。
  - 一 建築に関する事項
  - 二 住宅に関する事項
- 第九條 特別建設局においては、左の事務を掌る。
  - 一 國費の不当支出を防止するためにする連合國最高司令官の要求に係る建設工事及び設備工事の技術的監督及び監視に関する事項

- 二 國費の支弁に属する建物の營繕に関する事項
- 第十條 建設院の長は、國務大臣を以てこれに充てる。
- 第十一條 内閣総理大臣は、所要の地に、地方建設局を置き直轄の土木工事を、建築出張所を置き臨時物資需給調整法第一條第一項の規定に基づく建築等の規制に関する事務を、特別建設出張所を置き第九條に規定する事務を夫々分掌せしめることができる。
- 第十二條 建設院に所要の技術研究所を置き、土木建築及び都市計画に関する調査、試験及び研究並びに技術者の養成訓練に関する事務を掌らしめる。
- 建設院に地理調査所を置き、土地の測量及び地図の調製等に関する事務を掌らしめる。
- 第十三條 建設院の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。
- 建設院の組織の細目については、その長がこれを定める。
- 第十三條乃至第九條の規定にかかわらず必要があるときは、建設院の長の定めるところにより、個々の場合につき部局の所掌事務の一部を変更することができる。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。  
 國費の支弁に属する建物の營繕に関する事務（別に法律で定めるものを除く。）で、この法律施行の際現に各省大臣の所管に属するものについては、昭和二十三年五月二日まで、なお、従前の例による。

(12) 消防組織法

（昭和二十二年十二月二十三日（内務大）  
 法律第二百二十六号（臣署名））

消防組織法目次

- 第一章 総則
- 第二章 國家機關
- 第三章 自治体の機關
- 第四章 雜則
- 附則

消防組織法

第一章 總則

第一條 消防は、その施設及び人員を活用して、國民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第二章 國家機關

第二條 國家公安委員会に國家消防廳を置く。

第三條 國家消防廳に長官を置く。

長官は、國家公務員法の規定に基き、國家公安委員会がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

長官は、國家公安委員会の指揮監督を受け、國家消防廳の廳務を掌理する。

第四條 國家消防廳は、左に掲げる事務を掌る。

一 新制定法

- 一 消防に関する市街地の等級化に関する事項
- 二 消防準則の研究及び立案に関する事項
- 三 防火査察（放火及び失火犯の捜査を含む。）制度の確立に関する事項
- 四 放火及び失火犯の捜査技術の研究並びに捜査員の訓練に関する事項
- 五 消防操法訓練の基準の研究及び立案に関する事項
- 六 消防技術及び火災予防に関する出版に関する事項
- 七 消防統計及び消防情報に関する事項
- 八 消防指導員の養成に関する事項
- 九 消防設備及び機械器具の檢定に関する事項
- 十 消防に関する試験研究に関する事項

第五條 國家消防廳に消防研究所及び管理局を置く。

國家消防廳に、國家公安委員会の承認を得て國家消防廳の定めるところにより、所長一人、局長一人その他所要の職員及び機關を置く。

前項の職員は、國家公務員法の規定に基き、國家消防廳長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第三章 自治体の機關

第六條 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

第七條 市町村の消防は、條例に従い、市町村長がこれを管理する。



第二行政法

第八條 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

第九條 市町村の消防事務を処理するため、市町村に、消防團の外、その必要に應じ、左に掲げる機関の全部又は一部を設けることができる。

一 消防本部

二 消防署

三 消防職員及び消防團員の訓練機関

第十條 消防本部の設置、名称及び組織は、市町村がこれを定める。

消防本部を置く市町村は、一又は二以上の消防署を置くことができる。

消防署の設置、名称、組織及び管轄区域は、市町村がこれを定める。

第十一條 消防本部を置く市町村に、消防長及びこの法律の規定に従い、有効に消防を行うに必要且つ適当な階級の消防吏員を置く。

消防吏員は、上司の指揮監督を受け、消防の事務を掌る。

市町村の消防吏員の定員は、地方的要求に應じて、その市町村がこれを定める。

第十二條 市町村の消防長は、條例に従い、市町村長がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十三條 市町村の消防長は、市町村長の定める基準により、当該

できる。

第二十二條 市町村長は、國家消防廳の定める形式及び方法により、消防統計を、都道府縣知事を通じて、國家消防廳に報告しなければならない。

第二十三條 國家消防廳及び地方公共団体は、消防事務のために警察通信施設を使用することができる。

第二十四條 消防及び警察は、國民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

國家消防廳、國家地方警察、都道府縣知事及び市町村長は、相互間において、地震、颱風、水火災等の非常事態の場合における災害防禦の措置に關し予め協定することができる。これらの災害に際して消防が警察を應援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を應援する場合は、災害区域内の消防に關係のある警察の指揮は、消防がこれを行う。

第二十五條 市町村の消防に要する費用に対する補助金に關しては、法律でこれを定める。

第二十六條 都道府縣は、必要に應じ、市町村の消防職員及び消防團員の訓練を行うために所要の機関を存置し、又は設置することができる。

附則

第二十七條 この法律施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において、各規定について、政令で、これを定め

一新制定法

市町村の消防職員を任命し、一定の事由により罷免する。市町村の消防長は、これらの職員を指揮監督する。

第十四條 消防署長は、上司の指揮監督を受け、管轄区域内における消防事務を執行し、部下の職員を指揮監督する。

第十五條 消防職員は、給與、給與、服務その他の事項は、國家公務員法の精神に則り、市町村條例でこれを定める。

消防職員は、宣誓、訓練、儀式及び服制に關する事項は、國家消防廳の定める準則に則り、市町村規則でこれを定める。

第十六條 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第六條に規定する責任を有する。

第十七條 前條の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。特別区の消防長は、都條例に従い、都知事がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十八條 前二條に規定するものの外、特別区の存する区域における消防については、特別区の存する区域を以て一の市とみなし、市町村の消防に關する規定を準用する。

第四章 雜則

第十九條 市町村の消防は、國家消防廳の運営管理又は行政管理に服することはない。

第二十條 國家消防廳は、市町村長又は市町村の消防長から要求があつた場合は、消防に關する事項について助言を與え、及び設備、資材の斡旋をすることができる。

第二十一條 市町村長は、消防の相互應援に關して協定することができる。

る。

第二十八條 國家公務員法は、この法律の適用に必要な範囲内においては、既に施行されたものとみなす。

前項の場合においては、國家公務員法による人事委員会の設置に至るまで、その職権は、同法附則第二條の例により、臨時人事委員会がこれを行う。

第二十九條 この法律施行後一年間は、任用候補者名簿がない場合その他特に必要がある場合においては、國家消防廳の職員又は市町村の消防職員は、現在の法令により、夫々当該職員に相應する官吏又は吏員に必要な資格を有する者の中から、臨時に、これを任命することができる。

第三十條 國家消防廳の職員の任免、給與、服務その他必要な事項に關しては、國家公務員法に規定する人事委員会規則が定められるまでは、当分の間、これらの職員に相當する政府職員に適用される従前の法令の例による。

第三十一條 この法律施行の際現に警視廳又は道府縣警察部若しくは特設消防署に勤務する官吏が、引き続き都道府縣の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合には、これを従前の身分のまま勤務するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

第三十二條 この法律施行の際現に警視廳又は道府縣警察部若しくは特設消防署の権限に屬する消防事務で、この法律により市町村又は都道府縣に屬することとなつたものに要する市町村の費用又



第二 行政法

は都道府縣の消防訓練機関に要する都道府縣の費用は、地方自治  
財政が確立される時まで、政令の定めるところにより、國庫及び  
都道府縣がこれを負担する。

國庫と都道府縣の消防事務に要する費用の負担区分について  
は、前項の時まで、従前の例による。

第三十三條 この法律施行の際現に消防の用に供する國有財産若し  
くは都道府縣有財産又は國の所有若しくは都道府縣有に属する物  
品で國家地方警察に不必要なものは、市町村消防に必要な場合  
は、無償でこれを当該市町村に譲與するものとする。但し現に警  
視廳又は道府縣警察部の消防訓練機関の使用しているものは、無  
償でこれを当該都道府縣に譲與するものとする。

前項の場合において、これに伴う負債のあるものは、その処分  
については相互の協議により、これを定める。

第三十四條 町村の全部事務組合及び役場事務組合でこの法律施行  
の際現に存するものは、この法律の適用については、これを一の  
町村とみなす。

第三十五條 行政執行法第四條の当該行政官廳には、市町村長、第  
十二條の消防長及び第十四條の消防署長を含むものとする。

指名した者 一人

三 都道府縣知事の代表者として 一人

四 市長の代表者として 一人

五 町村長の代表者として 一人

第五條 地方財政委員会の委員長は、國務大臣たる委員を以て、こ  
れに充てる。

委員長は會務を總理し、委員會を代表し、所部の職員を指揮監  
督する。

委員長に故障があるときは、委員長の指名する委員が、その職  
務を代理する。

第六條 地方財政委員会は、委員三人以上の同意を以て、會務を決  
する。

第七條 地方財政委員会の委員（國務大臣たる委員を除く）は、内  
閣總理大臣の定める額の手当を受けるものとする。

昭和二十二年法律第八十号第七條の規定は、國會議員で地方財  
政委員会の委員を兼ねる者の受ける手当について、これを準用す  
る。

第八條 法律で定める事務を補佐させるため、地方財政委員会に事  
務局を置く。

事務局には、政令の定めるところにより、必要な職員を置く。  
但し一級官及び二級官の定員は、通じて十二人を超えてはなら  
ない。

附則

一 新制定法

(13) 地方財政委員会法

(昭和二十二年十二月七日)内務大臣  
法律第百五十五号(大臣署名)

地方財政委員会法

第一條 内務省の廃止に伴い、地方財政の自主化に資するため、内  
閣總理大臣の管理のもとに、臨時に、地方財政委員会を置く。

第二條 地方財政委員会は、國家公益と地方公共團體の自主権とが  
調和するように、地方財政の自主化を図るため、左に掲げる事項  
を包含する計画を立案する。

- 一 租税の賦課及び徴收に関する事項
- 二 借入及び公債の發行に関する事項
- 三 予算、経理及び決算に関する事項
- 四 地方行政遂行のため必要な國家資金の公平な配分に関する事  
項
- 五 地方公共團體の政府に対する財政報告に関する事項

第三條 地方財政委員会は、前條の規定による事務の遂行上必要が  
あるときは、証人を喚問し、又は關係機関に対し記録の提出を命  
ずることができる。

第四條 地方財政委員会は、左に掲げる者に就き、内閣總理大臣の  
任命した委員を以て、これを組織する。

- 一 他の行政事務を分担管理しない國務大臣 一人
- 二 國會議員の中から代表者として衆議院議長及び参議院議長の

この法律は、公布の日から三十日を経過した日からこれを施行す  
る。

第二條の規定による計画に関する地方財政委員の立案に基く所要  
の法律案は、この法律公布の日から九十日以内に、これを國會に提  
出しなければならない。

地方財政委員会は、第二條の規定による計画の提出後において  
も、その実施について必要な諸般の調査を行うため、この法律公布  
の日から一年間を限り、存続するものとする。第三條の規定は、こ  
の場合における調査の事務に関し、これを準用する。

地方財政委員会は、前項の規定による調査の結果に基づき、關係機  
関に対し所要の勧告をなすことができる。

地方財政委員会の最初の委員が、全員任命されるまでの間は、逐  
次任命された委員だけで會務を処理することができる。

内務省の廃止後は、法律を以て別段の規定をなすまでの間は、地  
方税法、地方分與税法その他の法令により、地方財政に関し従來内  
務大臣に属した権限は、臨時に地方財政委員会の補佐により、内閣  
總理大臣が行うものとする。



(14) 内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律

(昭和二十二年十二月二十六日(内閣総理大臣署名)法律第二百三十八号(務大臣署名))

内務省は、昭和二十二年十二月三十一日限り、これを廃止する。この目的のために、左に掲げる勅令は、これを廃止する。

- 内務省官制
- 内務省調査局臨時設置制
- 戦災復興院官制
- 戦災復興院特別建設局臨時設置制

附則

従前内務省において所管した事務でその廃止の日において残存するものは、内閣総理大臣の管理に属する内事局においてこれを所掌する。

従前の内務省の組織及び職員で内事局の事務処理のため必要なものは、政令の定めるところによりこれに移管される。

内事局の長は、國務大臣を以てこれに充てることができる。

内事局は、臨時の機関とし、法律の定めるところに従い、その権限が他の機関に移管され、又は廃止される時に、その権限を失い、又はその存立を失う。

内事局は、いかなる場合においても、その設置の日から九十日を

超えて存続することはできない。

(15) 内務省官制等廃止に伴う法令の整理に関する法律

(昭和二十二年十二月二十六日(内務・外務)法律第二百三十九号(大臣署名))

第一條 左に掲げる法令中「内務大臣」を「主務大臣」に改める。

- 土地收用法
- 運河法
- 水道條例
- 下水道法
- 水利組合法
- 國籍法

明治三十一年法律第二十一号(外國人を養子又は入夫となす件)

史蹟名勝天然記念物保存法

昭和二十一年勅令第一百一号(政黨、協会その他の團體の結成の禁止等に関する件)

銃砲所持禁止令

外國人登録令

昭和二十一年内務省令第二十五号(掠奪品の沒收及び報告に関する件)

昭和二十一年内務省令第三十号(正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願予備將校であつた者の調査に関する件)

第二條 行政官廳法の一部を次のように改正する。

第十三條中「戦災復興院總裁」を「建設院の長」に改める。

第三條 連合國最高司令官から政府に返還された物品等の処分に関する事務は、当分の間、内閣総理大臣の管理の下に、建設院総務局においてこれを掌る。

第四條 連合國最高司令官の要求に基く掠奪品の調査、保管及び処分に関する事務は、当分の間、外務大臣の管理の下に、終戦連絡事務局においてこれを掌る。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

(16) 通貨発行審議会法

(昭和二十二年十二月十七日(内閣総理大臣署名)法律第二百九十七号(藏大臣署名))

通貨発行審議会法

第一條 通貨発行審議会は、内閣総理大臣の所轄に属し、日本銀行法の規定によりその権限に属させた事項を掌る。

審議会は、前項に規定するものの外、通貨金融政策の基本に関する事項につき内閣総理大臣に建議することができる。

一 新制定法

第二條 審議会は、会長一人及び委員十三人を以て、これを組織する。

第三條 会長は、内閣総理大臣を以て、これに充てる。委員は、左に掲げる者を以て、これに充てる。

- 一 大藏大臣
- 二 経済安定本部総務長官たる國務大臣
- 三 日本銀行總裁
- 四 金融界を代表する者四人(このうち、二人は銀行法に基き營業の免許を受けた銀行を代表する者、一人は特別の法律により設立された銀行又は金庫を代表する者でなければならない)、産業界を代表する者三人及びその他の学識経験のある者三人

前項第四号に掲げる委員は、内閣総理大臣が、これを命ずる。この場合において、委員の選定に當つては、特定の地域における利益の代表に偏しないように相當の考慮を拂わなければならない。

第二項第四号に掲げる委員の任期は、二年とする。但し、禁錮以上の刑に処せられたとき又は心身の故障に因り職務を行うに適しないこととなつたときは、これを解任することを妨げない。

補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

第四條 会長は、会務を総理する。

会長に事故のあるときは、大藏大臣が、その職務を代理し、会長及び大藏大臣ともに事故のあるときは、会長の指名した委員が、その職務を代理する。



第二 行政法

第五條 審議會に幹事及び書記若干人を置く。  
幹事は、会長の指名に基き、内閣総理大臣において、これを命ずる。

書記は、内閣総理大臣において、これを命ずる。

附則

この法律施行の期日は、その成立の日から三十日を超えない期間内において、政令で、これを定める。

第三條第二項第四号に掲げる委員でこの法律施行後初めて命ぜられる者のうち五人の任期は、同條第四項の規定にかかわらず、一年とする。

日本銀行法の一部を次のように改正する。

第三十六條ノ二 通貨發行審議會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

(17) 法務廳設置法

(昭和二十二年十二月十七日(内閣總理以下) 法律 第九十三号(各大臣署名))

法務廳設置法

第一條 政府における法務を統轄させるため、内閣に、法務總裁を置く。

法務總裁は、法律問題に関する政府の最高顧問として、内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し、意見を述べ、又は勧告する。

法務總裁は、檢察事務及び檢察廳に関する事項、内閣提出の法律案及び政令案の審議立案、條約案の審議、内外及び國際法制の調査、國の利害に關係ある争訟、恩赦、犯罪人の引渡、國籍、戸籍、外國人の登録、登記、供託、人權の擁護、行刑並びに司法保護に関する事項その他法務に関する事項、昭和二十一年勅令第一百一十号の規定による政党、協会その他の團體の結成の禁止等に関する事項、連合國最高司令官の要求に基く正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願予備將校であつた者等の調査等に関する事項並びに昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者の觀察等に関する事項を管理する。

第二條 法務總裁は、その地位に最もふさわしい者の中から、内閣總理大臣がこれを命ずる。その者は、國務大臣でなければならぬ。

法務總裁たる國務大臣は、内閣法にいう主任の大臣とする。行政官廳法第四條乃至第七條の規定は、法務總裁にこれを準用する。但し、同法第六條中「省令」とあるのは、「法務廳令」と読み替へるものとする。

第三條 法務總裁の下に、檢務長官、法制長官、法務調査意見長官、訟務長官及び法務行政長官を置く。

各長官は、總裁を助けて、夫々各長官總務室及び所属各局の事務を指揮監督する。

各長官の外、法務總裁の下に、法務總裁官房長を置く。官房長は、總裁を助けて、總裁官房の事務を指揮監督する。

第四條 法務總裁の管理する事務は、法務廳でこれを掌る。

第五條 法務廳に、官房の外、各長官の指揮監督の下に、各長官總務室及び左の区分により左の局を置く。

檢務長官

檢務局

特別審査局

法制長官

法制第一局

法制第二局

法制第三局

法務調査意見長官

調査意見第一局

調査意見第二局

資料統計局

訟務長官

民事訟務局

稅務訟務局

行政訟務局

法務行政長官

民事局

人權擁護局

矯正總務局

成人矯正局

一 新制定法

少年矯正局  
各長官總務室は、夫々その長官所属の各局の指揮監督に関する事務を掌る。

第六條 檢務局においては、左の事務を掌る。

一 檢察事務及び檢察廳に関する事項

二 恩赦に関する事項

三 犯罪人の引渡に関する事項

四 犯罪捜査の科學的研究に関する事項

五 司法警察職員の教養訓練に関する事項

六 犯罪の予防その他刑事に関する事項で他の所管に属しないもの

特別審査局においては、左の事務を掌る。

一 昭和二十一年勅令第一号の規定による各種團體の結成の禁止及び解散等に関する事項(第十條第一項第十号に規定する事項を除く。)

二 連合國最高司令官の要求に基く正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願予備將校であつた者等の調査等に関する事項

三 昭和二十二年勅令第一号の規定による覚書該当者の觀察等に関する事項

第七條 法制第一局においては、主として外事、財政又は金融に関する事項その他法制第二局又は法制第三局の所掌に属しない事項に係る法律案及び政令案の審議立案並びに條約案の審議に関する事務を掌る。



第二 行政法

法制第二局においては、主として産業、経済、運輸又は通信に  
関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事務を掌  
る。

法制第三局においては、主として法務、文教、厚生又は労働に  
関する事項に係る法律案及び政令案の審議立案に関する事務を掌  
る。

法制長官は、特に必要があると認めるときは、臨時に各局所掌  
の事務を変更することができる。

第八條 調査意見第一局においては、司法制度、民事及び刑事に關  
する内外及び國際法制並びにその運用に關する調査研究に關する  
事務を掌る。

調査意見第二局においては、調査意見第一局の所掌に屬するも  
の以外の内外及び國際法制並びにその運用に關する調査研究に關  
する事務を掌る。

資料統計局においては、左の事務を掌る。

一 内外の法令その他法制に關する資料の収集、整備及び編纂に  
關する事項

二 法務に關する統計に關する事項

三 法令の周知徹底に關する事項

前三項に規定するものの外、調査意見第一局、調査意見第二局  
及び資料統計局は、夫々その所掌事務に應じて第一條第二項の規  
定による意見の陳述又は勸告に關する事務を掌る。

第九條 民事訟務局においては、民事に關する争訟に關する事務を

掌る。  
稅務訟務局においては、租稅及び關稅に關する争訟に關する事  
務を掌る。

行政訟務局においては、稅務訟務局の所掌に屬するもの以外の  
一切の行政に關する争訟に關する事務を掌る。

第十條 民事局においては、左の事務を掌る。

一 國籍に關する事項

二 戶籍に關する事項

三 外國人の登録に關する事項

四 登記に關する事項

五 供託に關する事項

六 公証に關する事項

七 司法書士に關する事項

八 司法事務局に關する事項

九 昭和二十一年勅令第百一號の規定による政党的登録に關する  
事項

十 昭和二十一年勅令第百一號の規定による政党的、協會その他の  
團體の財産の接收及び処理等に關する事項

十一 民事に關する事項で他の所管に屬しないもの

人權擁護局においては、左の事務を掌る。

一 人權侵犯事件の調査及び情報収集に關する事項

二 民間における人權擁護運動の助長に關する事項

三 人身保護に關する事項

四 貧困者の訴訟援助に關する事項

五 その他他人權の擁護に關する事項

矯正總務局においては、左の事務を掌る。

一 犯罪人に対する行刑及び保護に關する企画及び事務の調整に  
關する事項

二 刑務所、拘留所、少年審判所、矯正院その他の官公立の少年  
矯正施設に關する事項

三 矯正職員の教養訓練に關する事項

四 犯罪人の指紋に關する事項

五 行刑及び司法保護に關する事項で他の所管に屬しないもの  
成人矯正局においては、左の事務を掌る。

一 成人に対する刑及び未決拘留の執行に關する事項

二 成人犯罪人の保護に關する事項

三 成人に対する司法保護事業に關する事項

少年矯正局においては、左の事務を掌る。

一 少年に対する刑及び未決拘留の執行に關する事項

二 少年裁判所によつて保護処分に付された少年の保護に關する  
事項

三 少年裁判所によつて保護処分に付された少年に対する司法保  
護事業に關する事項

第十一條 官房においては、左の事務を掌る。

一 皇統譜副本の保管に關する事項

二 機密に關する事項

一 新制定法

三 附則

第十四條 この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを  
施行する。

第十五條 法務總裁は、昭和二十四年三月三十一日までは、従來司  
法大臣の管理に屬した私立の矯正施設に關する事務を管理する。



但し、昭和二十三年四月一日からは、政令の定めるところにより、右施設の運営について、厚生大臣と協議しなければならない。

法務総裁は、昭和二十三年三月三十一日までは、従来司法大臣の管理に属した少年の保護に関する事務を引き続き管理し、罪を犯す虞のある少年に関する事務は、少年裁判所によつて保護処分を受けた少年に関するものを除いては、同年四月一日から、これを厚生大臣の管理に移すものとする。

法務総裁は、第一項の施設の收容者に関する記録を審査し、罪を犯した少年及び少年裁判所によつて保護処分を受けたその他の少年は、昭和二十四年三月三十一日までに、これを官公立の矯正施設に移し、私立の矯正施設は、同日限り、これを廃止しなければならない。

法務総裁は、前項の移管が終了するまでは、厚生大臣と協力して、すべての私立矯正施設が高い標準において管理され及び運営されるよう、これを嚴重に監督しなければならない。

### (18) 法務廳設置に伴う法令の整理 に関する法律

(昭和二十二年十二月十七日)内閣總理(内務) 法律 第九十五号(司法大臣署名)

第一條 司法省は、これを廃止する。この目的のために司法省官制は、これを廃止する。

第二條 法制局は、これを廃止する。この目的のために内閣法の一部を次のように改正する。

第十二條中「及び法制局」及び第三項を削り、同條第四項中「前二項」を「前項」に改める。

第三條 行政官廳法の一部を次のように改正する。

第九條中「及び法制局」を削る。

第十條中「及び法制局」「夫々」「及び法制局長官」「各」及び「又は法制局」を削る。

第十一條中「及び法制局」を削る。

第十二條中「、内閣官房及び法制局」を「及び内閣官房」に改める。

第四條 衆議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第十條第三号を次のように改める。

三 削除

第五條 國家公務員法の一部を次のように改正する。

第二條中「五 法制局長官」を「五 法務廳の各長官」に改める。

第六條 裁判所法の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項中「司法次官」を「法務廳の各長官、法務總裁官房長」に、「司法事務官、司法教官」を「法務廳事務官、法務廳教官」に改める。

第四十二條第二項及び第四十四條第一項第四号中「司法事務官」を「法務廳事務官」に、「司法教官」を「法務廳教官」に改める。

第七條 檢察廳法の一部を次のように改正する。

「司法大臣」を「法務總裁」に改める。

第十九條第一項第三号中「司法次官」を「法務廳の各長官、法務總裁官房長」に、「司法事務官」を「法務廳事務官」に、「司法教官」を「法務廳教官」に改める。

第八條 警察法の一部を次のように改正する。

第四條第二項第七号中「總理廳」を「總理廳及び法務廳」に改める。

第九條 官吏任用敍級令の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「法制局長官、」を削る。

第十條 官吏分限令の一部を次のように改正する。

第一條中「法制局長官、」を削る。

第十一條 官吏懲戒令の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「法制局」を「法務廳」に改める。

第二十三條第一項中「、法制局」を削り、「法制局長官」を「内閣官房長官、法務廳ニ在リテハ法務總裁官房長」に改める。

第十二條 大正十二年勅令第五百二十八号(司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する件)の一部を次のように改正する。

「司法大臣」を「法務總裁」に、「司法事務官」を「法務廳事務官」に改める。

第十三條 左に掲げる法令中「司法大臣」を「法務總裁」に、「司法省」を「法務廳」に改める。

#### 一 新制定法

恩赦法

矯正院法

供託法

刑事訴訟法

公証人法

小切手法

司法書士法

少年法

手形法

逃亡犯罪人引渡條例

非訟事件手続法

不動産登記法

弁護士法

昭和二十二年法律第五十四号(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

第十四條 左に掲げる法令中「主務大臣」を「法務總裁」に改める。

國籍法

明治三十一年法律第二十一号(外國人を養子又は入夫となす法律)

外國人登録令

昭和二十一年勅令第百一号(政党、協会其の他の團體の結成の禁止等に関する件)

昭和二十一年內務省令第三十号(正規陸海軍將校又は陸海軍特







第二 行政法

第十一條 労働省の部局、機関及び職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

第四條乃至第九條の規定にかかわらず、必要があるときは、政令の定めるところにより、省内において部局の所掌事務の一部を変更することができる。

第十二條 船員の労働に関する行政の重要事項について、労働省の所管行政との連絡統一を図るため、労働省に、労働省内及び運輸省部内の関係官を以て組織する船員労働連絡会議を置く。

船員労働連絡会議について必要な事項は、労働大臣が運輸大臣と協議して、これを定める。

附則

第十三條 この法律の施行期日は、その成立の日から三十日を超えない期間内において、政令で、これを定める。

第十四條 厚生省官制の一部を次のように改正する。

第一條中「、勤勞」を削り、「社会保険」の下に「(労働省)所管ニ属スル事項ヲ除ク」を加える。

第三條中「九局」を「六局」に改め、「(労働局)」「(労働基準局)」「(職業安定局)」を削る。

第七條 削除

第七條ノ二及び第七條ノ三を削る。

第八條第一号中「、國民健康保險及労働者災害扶助責任保險」を「及國民健康保險」に改める。

第二十三條 削除

第十五條 労働基準法の一部を次のように改正する。

第一百條ノ二 労働省の婦人少年局長は、労働大臣の指揮監督を受けて、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項を掌り、その施行に関する事項については、労働基準局長及びその下級の官廳の長に勅告を行うとともに、労働基準局長が、その下級の官廳に対して行う指揮監督について援助を與える。

婦人少年局長は、自ら又はその指定する所屬官吏をして、女子及び年少者に関し労働基準局若しくはその下級の官廳又はその所屬官吏の行つた監督その他に関する文書を閲覽し、又は閲覽せしめることができる。

第一百條第一項及び第四項並びに第一百五條の規定は、婦人少年局長又はその指定する所屬官吏が、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の施行に關して行つた調査の場合に、これを準用する。

第二十條第一号中「第五條乃至第九條」を「第五條(第百條の二第三項)において準用する場合を含む。乃至第九條」に改め、同條第四号中「第一條」を「第一條(第百條の二第三項)において準用する場合を含む。」に、「労働基準監督官」を「労働基準監督官又は婦人少年局長若しくはその指定する所屬官吏」に改める。

(20) 國家公務員法

(昭和二十二年十月二十一日)内閣總理以下法律第百二十号(各大臣署名)

國家公務員法目次

- 第一章 總則
- 第二章 人事委員会
- 第三章 官職の基準
  - 第一節 通則
  - 第二節 職階制
  - 第三節 試験及び任免
    - 第一款 通則
    - 第二款 試験
    - 第三款 任用候補者名簿
    - 第四款 任用
    - 第五款 休職、復職、退職及び免職
  - 第四節 給與
    - 第一款 給與準則
    - 第二款 給與の支拂
  - 第五節 能率
  - 第六節 分限、懲戒及び保障
    - 第一款 分限
    - 第二款 懲戒
- 一 新制定法

國家公務員法

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、國家公務員(この法律で國家公務員には、國會議員を含まない。)たる職員について適用すべき各般の根本基準を確立し、職員がその職務の遂行に當り、最大の能率を發揮し得るよう、民主的な方法で、選択され、且つ、指導されるべきことを定め、以て國民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

(一般職及び特別職)

第二條 國家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

一般職は、特別職に属する職以外の國家公務員の一切の職を包含する。

特別職は、左に掲げる職員に屬する。

- 一 内閣總理大臣



第二 行政法

- 二 國務大臣
- 三 内閣官房長官
- 四 内閣官房次長
- 五 法制局長官
- 六 各省政務次官
- 七 各省次官
- 八 各省參與官
- 九 建設院の長及び終戦連絡中央事務局の長
- 十 内閣總理大臣秘書官（三人以内）及びその他の秘書官（國務大臣又は特別職たる機関の長の各々につき一人）
- 十一 任命について國會又はその兩院若しくは一院の選挙、議決又は同意によることを必要とする職員
- 十二 現業廳、公團その他これらに準ずるものの職員で、法律又は人事委員会規則で指定するもの
- 十三 顧問、參與、委員その他これらに準ずる職員で、法律又は人事委員会規則で指定するもの
- 十四 單純な勞務に雇用される者
- 十五 宮内府長官、侍從長及び侍從並びに法律又は人事委員会規則で指定する宮内府のその他の職員
- 十六 大使及び公使
- 十七 裁判官並びに最高裁判所長官秘書官（一人）及び裁判所調査官
- 十八 國會職員

四四

この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。

この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定がなされない限り、特別職に属する職には、これを適用しない。

第二章 人事委員会

(設置)

第三條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣總理大臣の所轄の下に、人事委員会を置く。

人事委員会は、左に掲げる事務を掌る。

- 一 職員の職階、任免、給與、恩給その他職員に関する人事行政の総合調整に関する事項
- 二 職員の試験に関する事項
- 三 その他法律に基きその権限に属せしめられた事項

(職員)

第四條 人事委員会に左の職員を置く。

- 人事委員長
  - 人事委員 三人
  - 事務局長 一人
- その他政令を以て定める職員

(人事委員)

第五條 人事委員は、人格が高潔で、民主的な統治組織と成績本位の原則による能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政

に關し識見を有する年齢三十五年以上の者の中から兩議院の同意を経て、内閣が、これを任命する。

人事委員の任命について、衆議院が同意して參議院が同意しない場合には、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意を以て兩議院の同意とする。

人事委員の任免は、天皇が、これを認証する。

左の各号の一に該当する者は、人事委員となることができない。

- 一 禁治産者若しくは准禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者又は第四章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

三 第三十八條第三号又は第五号に該当する者

任命の日以前一年間において、政党の役員であつた者又は任命の日以前一年間において、公選による國若しくは都道府縣の公職の候補者となつた者は、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員となることができない。

人事委員の任命については、その中の二人が、同一政党に属し、又は同一の大学学部若しくは高等学校における同一学科（学科の区分のない大学については同一学部）を卒業した者となることとなつてはならない。

(宣誓及び服務)

第六條 人事委員は、任命後、人事委員会規則の定めるところにより、最高裁判所長官の面前において、宣誓書に署名してからでな

一 新制定法

ければ、その職務を行つてはならない。

第三章第七節の規定は、人事委員にこれを準用する。

(任期)

第七條 人事委員の任期は、四年とする。但し、補欠の人事委員は、前任者の残任期間在任する。

人事委員は、これを再任することができる。但し、引き続き十二年を超えて在任することはできない。

人事委員であつた者は、退職後一年間は、人事委員会の官職以外の官職に、これを任命することができない。但し、人事委員会規則の定める場合においては、この限りでない。

(退職及び罷免)

第八條 人事委員は、左の各号の一に該当する場合においては、当然退職するものとする。

- 一 第五條第四項各号の一に該当するに至つた場合
- 二 内閣總理大臣の訴追に基き、公開の弾劾手續により罷免を可とするに決定された場合

三 人事委員として引き続き十二年在任するに至つた場合  
前項第二号の規定による弾劾の事由は、左に掲げるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないこと
- 二 職務上の義務に違反し、その他人事委員たるに適しない非行があること

人事委員の中、二人以上が同一の政党に属することとなつた場

四五



合においては、これらの者の中一人以外の者は、内閣が両議院の同意を経て、これを罷免するものとする。但し、人事委員会規則の定める場合においては、内閣は、ただちに、これを罷免することができる。

前項の規定は、政党所属関係について異動のなかつた人事委員の地位に、影響を及ぼすものではない。

第五條第二項の規定は、第三項の場合に、これを準用する。

第三項の場合を除く外、人事委員は、その意に反して罷免されることがない。

(人事委員の彈劾)

第九條 人事委員の彈劾の裁判は、最高裁判所においてこれを行う。

内閣総理大臣は、人事委員の彈劾の訴追をしようとするときは、訴追の事由を記載した書面を最高裁判所に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の場合においては、同項に規定する書面の写を訴追に係る人事委員に送付しなければならない。

最高裁判所は、第二項の書面を受理した日から三十日以上九十日以内の間において裁判開始の日を定め、その日の三十日以前までに、内閣総理大臣及び訴追に係る人事委員に、これを通知しなければならない。

最高裁判所は、裁判開始の日から百日以内に判決を行わなければならない。

人事委員の彈劾の裁判の手續は、裁判所規則でこれを定める。裁判に要する費用は、國庫の負担とする。

(俸給)

第十條 人事委員は、國務大臣の俸給に準ずる俸給を受ける。

(總裁)

第十一條 人事委員長は、人事委員の中から、内閣総理大臣が、これを命ずる。

人事委員長は、会務を総理し、人事委員会を代表する。

人事委員長に事故のあるとき、又は人事委員長が欠けたときは、先任の人事委員が、その職務を代行する。

(人事委員会)

第十二條 人事委員会に人事委員を以て組織する人事委員会を置く。事務局局長は、幹事として人事委員会に出席する。

人事委員会は、左に掲げる権限を行う場合においては、人事委員會議の議決を経なければならない。

- 一 人事委員会規則の制定及び改廢
- 二 第二十二條の規定による関係廳の長に対する勧告
- 三 第二十三條の規定による内閣総理大臣に対する意見の申出
- 四 第二十四條の規定による内閣総理大臣に対する報告
- 五 第二十九條の規定による職階制の立案
- 六 第三十六條(第三十七條において準用する場合を含む。)の規定による選考基準の決定及び選考機關の指定
- 七 第四十八條の規定による試験機關の指定

八 第六十條の規定による臨時的任用及びその更新に対する承認、臨時的任用に係る職員の数に制限及びその資格要件の決定並びに臨時的任用の取消

九 第六十三條の規定による給與準則の立案

十 第六十七條の規定による給與準則の改訂案の作成

十一 第七十二條の規定による關係廳の長に対する勧告及び表彰又は矯正方法に関する立案

十二 第八十七條の規定による事案の判定

十三 第九十二條の規定による処分等の判定及び内閣総理大臣に対する意見の申出

十四 第九十五條の規定による補償に関する重要事項の立案

十五 第九十三條の規定による異議の申立についての判定

十六 第九十八條の規定による恩給に関する重要事項の立案

十七 その他人事委員會議の議決によりその議決を必要とされた事項

人事委員の定例會議は、人事委員会規則の定めるところにより、一定の場所において、少くとも一週間に一回開催することを常例としなければならない。

人事委員會議の議事は、すべて議事録として記録しておかなければならない。

前項の議事録は、幹事がこれを作成する。

人事委員會議の議事に関し必要な事項は、人事委員会規則でこれを定める。

(事務局その他の機關)

第十三條 人事委員会に、事務局を置き、人事委員会の権限に属する事項に関する庶務を掌らしめる。

人事委員会に、國會の承認を得て、地方の事務所を置くことができる。

(事務局長)

第十四條 事務局局長は、人事委員長の指揮監督を受け、事務局の局務を掌理する。

事務局局長は、人事委員會議の幹事となり、及び人事主任官會議の議長となる。

(人事委員会の職員兼職禁止)

第十五條 人事委員及び事務局局長は、人事委員会の官職以外の官職を兼ねてはならない。

(人事委員会規則)

第十六條 人事委員会は、この法律の執行に関し必要な事項について、内閣総理大臣の承認を経て、人事委員会規則を制定する。

人事委員会規則は、内閣総理大臣が、官報を以て、これを公布する。

(調査)

第十七條 人事委員会又はその指名する者は、官職についての就職状況、人事管理の状況その他人事行政に関する事項について調査することができる。

人事委員会又は前項の規定により指名された者は、同項の調査



## 第二 行政法

に關し必要があるときは、証人を喚問し、又調査すべき事項に關係があると認められる書類若しくはその写の提出を求めることができる。

(給與の支拂の監理)

第十八條 人事委員会は、職員に対する給與の支拂を監理する。

(人事記録)

第十九條 人事委員会は、職員的人事記録に關することを管理する。人事委員会は、総理廳、各省その他の機關をして、当該機關の職員的人事に關する一切の事項について、人事記録を作成し、これを保管せしめるものとする。

人事記録の記載事項及び様式その他人事記録に關し必要な事項は、人事委員会規則でこれを定める。

人事委員会は、第二項の規定による人事記録で、前項の規定による人事委員会規則に違反すると認められるものについて、その改訂を命じ、その他所要の措置をなすことができる。

(統計報告)

第二十條 人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、職員との關係に關する統計報告の制度を定め、これを実施するものとする。

人事委員会は、前項の統計報告に關し必要があるときは、關係廳に対し隨時又は定期に一定の形式に基いて、所要の報告を求めることができる。

(権限の委任)

第二十一條 人事委員会は、この法律に基く権限で重要でないものについて、これを他の機關をして行わしめることができる。この場合においても、人事委員会は、その権限の行使について責任を免かれることができない。

(人事行政改善の勧告)

第二十二條 人事委員会は、人事行政の改善に關し、關係大臣その他の機關の長に勧告することができる。

人事委員会は、政府全体の行政運営の能率増進に資するため、政府部内各機關相互の間における職員配置轉換及び人事の交流について、關係大臣その他の機關の長に勧告することができる。

前二項の場合においては、人事委員会は、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(法令の制定改廢に關する意見の申出)

第二十三條 人事委員会は、この法律の目的達成上、法令の制定又は改廢に關し意見があるときは、その意見を内閣総理大臣に申し出なければならない。

(業務の報告)

第二十四條 人事委員会は、毎年、内閣総理大臣に対し、内閣総理大臣の定めるところにより、その業務の状況を報告しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の報告を公表しなければならない。

(人事主任官)

第二十五條 総理廳及び各省並びに人事委員会規則で指定するその

他の機關には、その廳の職員として人事主任官を置かなければならない。

人事主任官は、人事に關する部局長となり、前項の機關の長を助け、人事に關する事務を掌る。

(人事主任官會議)

第二十六條 この法律の実施に關し、人事委員会と総理廳、各省及びその他の機關の間における緊密な連絡及び相互の協力に遺憾なきを期するため、人事委員会に人事主任官會議を置く。

人事主任官會議は、議長及び委員を以て、これを組織する。

議長は、事務局長を以て、委員は前條の人事主任官を以て、これに充てる。

人事主任官會議は、人事行政に關する重要事項につき、人事委員長に建議することができる。

前四項に定めるものの外、人事主任官會議に關し必要な事項は、人事委員会規則でこれを定める。

### 第三章 官職の基準

#### 第一節 通則

(平等取扱の原則)

第二十七條 すべて國民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信條、性別、社会的身分又は門地によつて、差別されてはならない。

(情勢適應の原則)

第二十八條 この法律に基いて定めらるべき給與、勤務時間その他

勤務條件に關する基礎事項は、社会一般の情勢の変化に適應するように、國會の定める手續に従い、隨時変更せられるものとする。

#### 第二節 職階制

(職階制の確立)

第二十九條 職階制は、法律でこれを定める。

人事委員会は、職階制を立案し、官職を職務の種類に應じて定めた職種別に、且つ、職務の複雑と責任の度に應じて定めた等級別に、分類整理しなければならない。

職階制においては、職種及び等級を同じくする官職については、同一の資格要件を必要とするともに、且つ、当該官職に就いている者に対しては、同一の幅の俸給が支給されるように、官職の分類整理がなされなければならない。

前三項に關する計画は、この法律の実施前に國會に提出して、その承認を得なければならない。

(職階制の実施)

第三十條 職階制は、職階制を実施することができるものから、逐次これを実施しなければならない。

職階制の実施につき必要な事項は、この法律に定のあるものを除いては、人事委員会規則でこれを定める。

(官職の格付)

第三十一條 職階制を実施することとなつた場合においては、人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、職階制の適用



第二 行政法

されるすべての官職をいづれかの職種及び等級に格付しなければならぬ。

人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、随時、前項に規定する格付を再審査し、必要と認めるときは、これを改訂しなければならない。

(職階制によらない官職の分類の禁止)

第三十二條 職階制が適用される官職については、任用の資格要件及び俸給支給の基準としては、職階制によらない分類をすることはできない。

第三節 試験及び任免

(任免の根本基準)

第三十三條 すべて職員の内免は、その者の受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基いて、これを行う。

前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定のあるものを除いては、人事委員会規則でこれを定める。

第一款 通則

(任用、採用、昇任及び降任並びに轉任の定義)

第三十四條 この法律において任用とは、採用、昇任、降任及び轉任をいう。

この法律において採用とは、昇任、降任及び轉任以外の方法によつて官職に任命することをいう。

この法律において昇任とは、現に官職に就いていることに基いて、その官職と同一の職種に属する上の等級の官職に任命すること

とをいう。

この法律において降任とは、現に官職に就いていることに基いて、その官職と同一の職種に属する下の等級の官職に任命することをいう。

この法律において轉任とは、現に官職に就いている者をその官職と同一の職種及び等級に属する他の廳又は同一廳の他の部署の官職に任命することをいう。

(欠員補充の方法)

第三十五條 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事委員会規則に別段の定めのある場合を除いては、採用、昇任、降任又は轉任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。但し、人事委員会が特別の必要があると認め、任命の方法を指定した場合は、この限りではない。

(採用の方法)

第三十六條 職員の採用は、競争試験によるものとする。但し、人事委員会規則の定める職種及び等級について、人事委員会の承認があつた場合は、競争試験以外の能力の実証に基く試験(以下選考という。)の方法によることを妨げない。

前項但書の選考は、人事委員会の定める基準により、人事委員会又はその定める選考機関が、これを行う。

職員の採用は、前二項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、採用すべき官職と同一の職種で、且つ、同等以上の等級の官職に、従前在職したことのある者の中から、これを採用することとする。

成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の團體を結成し、又はこれに加入した者

(人事に関する不法行為の禁止)

第三十九條 何人も、左の各号の一に掲げる事項を実現するため、金銭その他の利益を授受し、提供し、要求し、若しくは授受を約束したり、脅迫、強制その他これに類する方法を用いたり、直接たる間接たるを問わず、公の地位を利用し、又はその利用を提供し、要求し、若しくは約束したり、あるいはこれらの行為に關與してはならない。

- 一 退職若しくは休職又は任用の不承諾
- 二 試験若しくは任用の志望の撤回又は任用に対する競争の中止
- 三 任用、昇給、留職その他官職における利益の実現又はこれら

のことの推薦

(人事に関する虚偽行為の禁止)

第四十條 何人も、試験、選考、任用又は人事記録に關して、虚偽又は不正の陳述、記載、証明、採点、判断又は報告を行つてはならない。

(受験又は任用の阻害及び情報提供の禁止)

第四十一條 試験機関に属する者その他の職員は、受験若しくは任用を阻害し、又は受験若しくは任用に不当な影響を與える目的を以て特別若しくは秘密な情報を提供してはならない。

第二款 試験

(試験実施の場合)

れを行うことができる。

(昇任の方法)

第三十七條 職員の昇任は、その官職と同一の職種に属する直近下級の等級の官職の在職者の間における競争試験(以下試験という。)によるものとする。但し、人事委員会は、任命権者の請求に基き、試験を受ける者の範囲を、その所轄部内の職員に限ることができる。

昇任すべき官職の職務及び責任に鑑み、人事委員会が、当該在職者の間における試験によることを適当でないと認める場合においては、昇任は、当該在職者の従前の勤務実績に基く選考により、これを行うことができる。

前條第二項の規定は、前項の選考にこれを準用する。

(欠格條項)

第三十八條 左の各号の一に該当する者は、人事委員会規則の定める場合を除くの外、官職に就く能力を有しない。

- 一 禁治産者及び准禁治産者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 人事委員会の人事委員又は事務局長の職にあつて、第百九條又は第百十條に規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に

一 新制定法



第二 行政法

第四十二條 試験は、人事委員会規則の定めるところにより、職種及び等級に應じこれを行う。

(受験の欠格條項)

第四十三條 第四十四條に規定する資格に關する制限の外、官職に就く能力を有しない者は、受験することができない。

(受験の資格要件)

第四十四條 人事委員会は、人事委員会規則により、受験者に必要な資格として職種及び等級に應じ、その職務の遂行に欠くことのできない最小限度の客観的且つ画一的な要件を定めることができる。

(試験の内容)

第四十五條 試験は、職務遂行の能力を有するかどうかを判定することを以てその目的とし、その内容は、實際的なものであることを要する。

(採用試験の公開平等)

第四十六條 採用試験は、人事委員会規則の定める受験の資格を有するすべての國民に対して、平等の條件で公開されなければならない。

(採用試験の告知)

第四十七條 採用試験の告知は、公告によらなければならない。

前項の告知には、その試験に係る職種及び等級についての職務及び責任の概要及び給與、受験の資格要件、試験科目及びその各科目の比重、試験の時期及び場所、願書の入手及び提出の場所、

時期及び手続その他の必要な受験手続並びに人事委員会が必要と認めるその他の注意事項を記載するものとする。

第一項の規定による公告は、人事委員会規則の定めるところにより、受験の資格を有するすべての者に対し、受験に必要な事項が漏れなく判明することのできるように、これを行わなければならない。

人事委員会は、受験の資格を有すると認められる者が受験するように、常に努めなければならない。

(試験機関)

第四十八條 試験は、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の定める試験機関が、これを行う。

(試験の時期及び場所)

第四十九條 試験の時期及び場所は、國內の受験資格者が、無理なく受験することができるように、これを定めなければならない。

第三款 任用候補者名簿

(名簿の作成)

第五十條 試験による職員任用については、人事委員会規則の定めるところにより、職種及び等級に應じ、任用候補者名簿(採用候補者名簿及び昇任候補者名簿)を作成するものとする。

(採用候補者名簿に記載される者)

第五十一條 採用候補者名簿には、当該職種及び等級の官職に採用することができる者として、採用試験において合格点以上を得た者の氏名及び得点を、その得点順に記載するものとする。

(昇任候補者名簿に記載される者)

第五十二條 昇任候補者名簿には、当該職種及び等級の官職に昇任することができる者として、昇任試験において合格点以上を得た昇任候補者の氏名及び得点を、その得点順に記載するものとする。

(名簿の閲覧)

第五十三條 任用候補者名簿は、受験者、任命應その他関係者の請求に應じて、常に閲覧に供されなければならない。

(名簿の失効)

第五十四條 任用候補者名簿が、その作成後一年以上を経過したとき、又は人事委員会の定める事由に該当するときは、何時でも、人事委員会は、任意に、その全部又は一部を失効させることができる。

第四款 任用

(任命権者)

第五十五條 職員任用は、採用試験による場合、昇任試験による場合又はその他の場合を問はず、すべて任命権者が、これを行う。任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、その官職の等級の別に従い、政令の定めるところにより、内閣、内閣総理大臣又は各大臣その他の機関の長に属する。

前項に規定する機関の長たる任命権者は、政令の定めるところにより、その任命権を、その部内の上級の職員に限り委任することができる。

(採用候補者名簿による採用の方法)

第五十六條 採用候補者名簿による職員採用は、当該採用候補者名簿に記載された者の中、採用すべき者一人につき、試験における高点順の志望者五人の中から、これを行うものとする。

(昇任候補者名簿による昇任の方法)

第五十七條 昇任候補者名簿による職員昇任は、当該昇任候補者名簿に記載された者の中、昇任すべき者一人につき、試験における高点順の志望者五人の中から、これを行うものとする。

(任用候補者の推薦)

第五十八條 任命権者が職員を採用し、又は昇任しようとする場合において、その請求があるときは、人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者に対し、当該任用候補者名簿に記載された任用候補者の中当該任用の候補者たるべき前二條の規定による員数の者を提示しなければならない。

(條件附採用期間)

第五十九條 人事委員会規則の定める職種及び等級の職員採用は、すべて條件附のものとし、その職員が、その官職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

條件附採用に關し必要な事項は、人事委員会規則でこれを定める。

(臨時的任用)

第六十條 任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、緊急の場合、臨時的官職に關する場合又は任用候補者名簿がない場



第二 行政法

合には、人事委員会の承認を得て、六月を超えない任期で、臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会規則の定めるところにより人事委員会の承認を得て、六月の期間で、これを更新することができるが、再度更新することはできない。

人事委員会は、臨時的任用につき、職種又は等級により、その員数を制限し、又は、任用される者の資格要件を定めることができる。

人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

臨時任用は、任用に際して、いかなる優先権をも與えるものではない。

前四項に定めるものの外、臨時的に任用された者に対しては、この法律及びこれに基いて発する政令及び人事委員会規則を適用する。

第五款 休職、復職、退職及び免職

(休職、復職、退職及び免職)

第六十一條 職員は、休職、復職、退職及び免職は任命権者が、これを行う。

第四節 給與

(給與の根本基準)

第六十二條 職員の給與は、その官職の職務と責任に應じてこれをなす。

前項の規定の趣旨は、できるだけ速かに、且つ、現行制度に適當な考慮を拂いつつ、可能な範囲において、達成せられるべきものとする。

第一款 給與準則

(給與準則による給與の支給)

第六十三條 職員の給與は、法律により定められる給與準則に基いてなされ、これに基かすには、いかなる金銭又は有價物も支給せられないこととはできない。

人事委員会は、必要な調査研究を行い、職階制に適合した給與準則を立案し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(俸給表)

第六十四條 給與準則には、俸給表が規定されなければならない。

俸給表には、等級ごとに俸給額が一定の幅を以て、明確に定められ、且つ、生計費、民間における賃金その他の事情を考慮して定めらるべきものとする。

(給與準則に定むべき事項)

第六十五條 給與準則には、前條の俸給表の外、左の事項が規定されなければならない。

- 一 同一等級内における俸給の昇給の基準に関する事項
- 二 その官職に職階制が初めて適用せられる場合の給與に関する事項
- 三 時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給與に関する事項

四 特別地域勤務、危険作業その他特殊な勤務に対する手当に関する事項

五 常時勤務を要しない官職、生活に必要な施設の全部又は一部を官給する官職その他勤務条件の特別なものについて、人事委員会のなす給與の調整に関する事項

前項第一号の基準は、勤続期間、勤務能率その他勤務に関する諸要件を考慮して定められるものとする。

(給與額の決定)

第六十六條 職員は、その官職につき職階制において定められた職種及び等級について給與準則の定める俸給額が支給せられる。

職員の給與準則の基準を決定する場合には、職務に関する事項によつて、差別が設けられてはならない。

(給與準則の改訂)

第六十七條 人事委員会は、給與準則に関し、常時、必要な調査研究を行い、給與額を引き上げ、又は引き下げる必要を認めるときは、遅滞なく改訂案を作成して、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二款 給與の支拂

(給與簿)

第六十八條 職員に対して給與の支拂をなす者は、先づ受給者につき給與簿を作成しなければならない。

給與簿は、何時でも人事委員会の職員が検査し得るようにしておかなければならない。

一新制定法

前二項に定めるものを除いては、給與簿に関し必要な事項は、政令又は人事委員会規則でこれを定める。

(給與簿の検査)

第六十九條 職員の給與が法令又は人事委員会規則に適合して行われることを確保するため必要があるときは、人事委員会は給與簿を検査し、必要があると認めるときは、その是正を命ずることができる。

(違法の支拂に対する措置)

第七十條 人事委員会は、給與の支拂が、法令又は人事委員会規則に違反してなされたことを発見した場合には、自己の権限に属する事項については自ら適当な措置をなす外、必要があると認めるときは、事の性質に應じて、これを会計検査院に報告し、又は檢察官に通報しなければならない。

第五節 能率

(能率の根本基準)

第七十一條 職員の能率は、充分に發揮され、且つ、その増進がはからなければならない。

前項の根本基準の実施につき、必要な事項は、この法律に定められるものを除いては、人事委員会規則でこれを定める。

人事委員会は、職員の能率の發揮及び増進について、調査研究を行い、これが確保のため適切な方策を講じなければならない。

(勤務成績の評定)

第七十二條 職員の執務については、その所轄廳の長は、定期的に



勤務成績の評定を行い、その評定の結果に應じた措置を講じなければならぬ。

人事委員会は、前項の勤務成績の評定及びその記録に關し必要な事項を定める権限を有し、且つ、この法律の趣旨に則つて職員の能率の發揮及び増進のためにとるべき措置を關係廳の長に勧告する権限を有する。

人事委員会は、勤務成績の優秀な者に対する表彰に關する事項及び成績のいぢるしく不良な者に対する矯正方法に關する事項を立案し、これを内閣總理大臣に提出しなければならぬ。  
(能率増進計画)

第七十三條 人事委員会及び關係廳の長は、職員の勤務能率の發揮及び増進のために、左の事項について計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。

- 一 職員教育訓練に關する事項
- 二 職員の保健に關する事項
- 三 職員の元氣回復に關する事項
- 四 職員の安全保持に關する事項
- 五 職員の厚生に關する事項

前項の計画の樹立及び実施に關し、人事委員会は、その総合的企画並びに關係各廳に対する調整及び監視に當る。

第六節 分限、懲戒及び保障

(分限、懲戒及び保障の根本基準)

第七十四條 すべて職員に分限、懲戒及び保障については、公正で

なければならない。

前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事委員会規則でこれを定める。

第一款 分限

(身分保障)

第七十五條 職員は、法律に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。職員は、人事委員会規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

(欠格による失職)

第七十六條 職員が第三十八條各号の一に該当するに至つたときは、人事委員会規則に定める場合を除いては、当然失職する。

(彈劾による罷免)

第七十七條 職員の彈劾に關する規程は、別に法律でこれを定める。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八條 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、人事委員会規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務実績が著がらない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 その他その職種又は等級の官職に必要な適格性を欠く場合  
(本人の意に反する休職の場合)

第七十九條 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に關し起訴された場合

(休職の効果)

第八十條 前條第一号の規定による休職の期間は、滿一年とし、休職期間中その故障の消滅したときは、速かにこれに復職を命ずるものとし、休職のまま滿期に至つたときは、当然退職者とす

る。  
前條第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中俸給の三分の一を受ける。

(適用除外)

第八十一條 左に掲げる職員に分限については、第七十五條、第七十八條乃至前條及び第八十九條乃至第九十二條の規定は、これを適用しない。

- 一 臨時的職員
- 二 條件附採用期間中の職員
- 三 官制若しくは定員の改廢又は予算の減少に因り廢職又は過員となつた職員

四 職階制による官職の格付の改正の結果、降給又は降任と同一の結果となつた職員

前項各号に掲げる職員に分限については、人事委員会規則で必要な事項を定めることができる。

第一項第三号に掲げる者のいずれを降任し、休職し、又は免職すべきかは、勤務成績その他の能力の実証に基いて、これを定める。

第二款 懲戒

(懲戒の場合)

第八十二條 職員が、左の各号の一に該当する場合においては、これに對し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律又は人事委員会規則に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 國民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

(懲戒の効果)

第八十三條 停職の期間は、一月以上一年以下とする。停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。

減給は、一月以上一年以下俸給の三分の一以下を減ずる。

(懲戒権者)

第八十四條 懲戒処分は、任命権者が、これを行う。  
(刑事裁判との關係)



第二 行政法

第八十五條 懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間は、同一事件に関し懲戒の手續を進めることができない。

第三款 保障

第一目 勤務条件に関する行政措置の要求  
(勤務条件に関する行政措置の要求)

第八十六條 職員は、俸給、給料その他あらゆる勤務条件に関し、人事委員会に対して、人事委員会又はその職員の所轄廳の長により、適当な行政上の措置が行われることを要求することができる。

(事案の審査及び判定)

第八十七條 前條に規定する要求のあつたときは、人事委員会は、必要と認める調査、口頭審理その他の事実審査を行い、一般國民及び関係者に公平なように、且つ、職員の能率を發揮し、及び増進する見地において、事案を判定しなければならない。

(判定の結果採るべき措置)

第八十八條 人事委員会は、前條に規定する判定に基づき、勤務条件に關し一定の措置を必要と認めるときは、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、その職員の所轄廳の長に対し、その実行を勧告しなければならない。

第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査

(職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付)

第八十九條 職員に対し、その意に反して、降給し、降任し、休職

し、免職し、その他これに対しいちじるしく不利益な処分を行ない、又は懲戒処分を行わうとするときは、その処分を行う者は、その職員に対し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

職員が前項に規定するいちじるしく不利益な処分を受けたと思量する場合に於ては、同項の説明書の交付を請求することができる。

(審査請求)

第九十條 前條第一項に規定する処分を受けた職員は、処分説明書を受領した後三十日以内に、人事委員会に、その審査を請求することができる。

(調査)

第九十一條 前條に規定する請求を受理したときは、人事委員会又はその定める機関は、ただちにその事案を調査しなければならない。

前項に規定する場合において、処分を受けた職員から請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、その職員から請求があつたときは、公開して行わなければならない。処分を行つた者又はその代理者及び処分を受けた職員は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席せしめ、並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

前項に掲げる者以外の者は、当該事案に關し、人事委員会に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

らない。

一 公務上の負傷又は疾病に起因した活動不能の期間における経済的困窮に対する職員の保護に関する事項

二 公務上の負傷又は疾病に起因して、永久に、又は長期に所得能力を害せられた場合におけるその職員の受ける損害に対する補償に関する事項

三 公務上の負傷又は疾病に起因する職員の死亡の場合におけるその遺族又は職員の死亡当時その収入によつて生計を維持した者の受ける損害に対する補償に関する事項  
(人事委員会の補償制度立案の責務)

第九十五條 人事委員会はなるべく速かに補償制度の研究を行い、その成果を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第七節 服務

(服務の根本基準)

第九十六條 すべて職員は、國民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を盡してこれに専念しなければならない。

前項に規定する根本基準の実施に關し必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事委員会規則でこれを定める。

(服務の宣誓)

第九十七條 職員は、人事委員会規則の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。  
(法令及び上司の命令に従ふ義務)

(調査の結果採るべき措置)

第九十二條 前條に規定する調査の結果、処分が正当であることが判明したときは、人事委員会はその処分を確認しなければならない。

前條に規定する調査の結果、その処分が事実と相違し、その他正当でないことが判明したときは、人事委員会は、その処分の取消又は変更、その職員の官職上の権利の回復、その職員がその処分の結果受けた不正の訂正及びその職員がその処分の結果失つた給與に關する補償につき、その職権に属するものは、自らこれを実行し、その他のものは、これに關する意見を内閣総理大臣に申し出なければならない。

内閣総理大臣は、前項に規定する申出のあつた場合においてはその申出の趣旨に従い、その職員の所轄廳の長に対し、指示を與える等必要な措置を講じなければならない。

第三目 公務傷病に対する補償

(公務傷病に対する補償)

第九十三條 職員が公務に基き死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくはこれに起因して死亡した場合における、本人及びその直接扶養する者がこれによつて受ける損害に対し、これを補償する制度が樹立し実施せられなければならない。

前項の規定による補償制度は、法律によつてこれを定める。

(法律に規定すべき事項)

第九十四條 前條の補償制度には、左の事項が定められなければならない

一 新制定法



第九十八條 職員は、その職務を遂行するについて、誠実に、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に従わなければならない。但し、上司の職務上の命令に対しては、意見を述べることができ

る。

(信用失墮行為の禁止)  
第九十九條 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名譽となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第一百條 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表するには、所轄廳の長(退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄廳の長)の許可を要する。

前項の許可は、法律又は人事委員会規則の定める条件及び手続に係る場合を除いては、これを拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第一百一條 職員は、特別の事情により所轄廳の長の承認を受けた場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。

(政治的行爲の制限)

第一百二條 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問はず、これらの行爲に關與してはならない。

職員は、人事委員会規則で別段の定をした場合は、公選による公職の候補者となることできない。

法律又は人事委員会規則で定めた職員は、政党その他の政治的團體の役員となることできない。

(私企業からの隔離)

第一百三條 職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下営利企業という)を営むことを目的とする会社その他の團體の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

職員であつた者は、その退職後二年間は、その退職前二年間に在職していた官職と職務上密接な關係にある営利企業を代表する地位に就いてはならない。

前二項の規定は、人事委員会規則の定めるところにより、所轄廳の長の申出により人事委員会の承認を得た場合には、これを適用しない。

営利企業について、株式所有の關係その他の關係により、当該企業の経営に参加し得る地位にある職員に対し、人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、株式所有の關係その他の關係について報告を徴することができる。

人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、前項の報告に基づき、企業に対する關係の全部又は一部の存続が、その職員の職務遂行上適當でないことを認めるときは、その旨を当該職員に通知することができる。

前項の通知を受けた職員は、その通知の内容について異議があるときは、その通知を受領した後三十日以内に、人事委員会に異議の申立をすることができる。

第九十一條第二項及び第三項の規定は、前項の異議の申立があつた場合に、これを準用する。

第六項の異議の申立をしなかつた職員及び人事委員会が異議の申立について調査した結果、通知の内容が正当であると決定せられた職員は、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会規則の定める期間内に、その企業に対する關係の全部若しくは一部を絶つか、又はその官職を退かなければならない。

(他の事業又は事務の關與制限)

第一百四條 職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の團體の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他の事業に従事し、若しくは事務を行うには、その所轄廳の長の許可を要する。

(職員の職務の範囲)

第一百五條 職員は、職員としては法令による職務を担当する以外の義務を負わない。

(勤務条件)

第一百六條 職員の勤務条件その他職員の服務に關し必要な事項は、人事委員会規則で定めることができる。

前項の人事委員会規則は、この法律の規定の趣旨に沿うものでなければならない。

第八節 退職者に対する恩給

一新制定法

職員は、人事委員会規則で別段の定をした場合は、公選による公職の候補者となることできない。

法律又は人事委員会規則で定めた職員は、政党その他の政治的團體の役員となることできない。

(私企業からの隔離)

第一百三條 職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業(以下営利企業という)を営むことを目的とする会社その他の團體の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

職員であつた者は、その退職後二年間は、その退職前二年間に在職していた官職と職務上密接な關係にある営利企業を代表する地位に就いてはならない。

前二項の規定は、人事委員会規則の定めるところにより、所轄廳の長の申出により人事委員会の承認を得た場合には、これを適用しない。

営利企業について、株式所有の關係その他の關係により、当該企業の経営に参加し得る地位にある職員に対し、人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、株式所有の關係その他の關係について報告を徴することができる。

人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、前項の報告に基づき、企業に対する關係の全部又は一部の存続が、その職員の職務遂行上適當でないことを認めるときは、その旨を当該職員に通知することができる。

(退職者に対する恩給の根本基準)

第一百七條 職員であつて、相当年限、忠実に勤務して退職した者に対しては、恩給が與えられなければならない。

前項の恩給に關して必要な事項は、法律によつてこれを定める。

公務に基く負傷若しくは疾病に基き退職した者又は公務に基き死亡した者の遺族に対しては、法律の定めるところにより、恩給を與えることができる。

(恩給制度の目的)

第一百八條 前條の恩給制度は、本人及び本人がその退職又は死亡の当時直接扶養する者をして、退職又は死亡の時の條件に應じて、その後において適當な生活を維持するに必要な所得を與えることを目的とするものでなければならない。

前條第三項の場合においては、第九十三條の規定による補償制度との間に適當な調整が図られなければならない。

恩給制度は、健全な基礎のもとに計画され、人事委員会によつて運用されるものでなければならない。

人事委員会は、なるべく速かに、恩給制度に關して研究を行い、その成果を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第四章 罰則

第一百九條 第三十九條の規定による禁止に違反した者は、三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

前項の者の收受した金銭その他の利益は、これを沒收する。そ



の全部又は一部を没収することができないときは、その價額を追徴する。

第四百十條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第十七條第二項の規定により、証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

二 第十七條第二項の規定により、書類又はその写の提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者

三 第四十條又は第四十一條の規定による禁止に違反した者

四 第三十條第二項の規定による禁止に違反した者

第四百十一條 第十七條第二項の規定により証人として喚問を受け、正当の理由がなくこれに應ぜず、又は同項の規定により書類若しくはその写の提出を求められ、正当の理由がなくこれに應じなかつた者は、これを三千元以下の過料に処する。

附則

第一條 この法律中附則第二條の規定は、昭和二十二年十一月一日から、その他の規定は、昭和二十三年七月一日からこれを施行する。

人事委員会は、遅くとも昭和二十四年一月一日には設置されなければならない。

この法律中人事委員会及び服務に関する規定（これらに関する附則の規定を含む。）以外の規定は、法律又は人事委員会規則の定めるところにより、実行の可能な限度において、逐次これを適用する。

することができる。

第二條 内閣総理大臣の所轄の下に、臨時人事委員会を置く。

臨時人事委員会は、この法律の施行に必要な範囲内において、官職、在職状況その他人事行政一般に関する調査その他の準備の事務を掌る権限を有する。

臨時人事委員会は、昭和二十三年七月一日から人事委員会の設置に至るまで、この法律に定める人事委員会の職権を行う。この場合において、この法律中「人事委員会」とあるのは「臨時人事委員会」、「人事委員」とあるのは「臨時人事委員」と読み替えるものとする。

臨時人事委員会は委員長及び委員二人を以て、これを組織する。

委員長及び委員は、人事委員会が設置されたときは、退職するものとする。この場合においては、委員長は、滞滯なくその事務を人事委員長に引き継がなければならない。

第五條第一項、第三項乃至第五項及び第十一條第二項の規定は、委員長及び委員について、これを準用する。

臨時人事委員会に事務局を置く。

事務局に事務局長一人及び政令で定める所要の職員を置く。

臨時人事委員会の権限を実施するため必要な事項は、昭和二十三年六月三十日までは政令で、その後は法律又は人事委員会規則で、これを定める。

第三條 第五條第六項にいう大学学部又は高等学校には、大学令に

よる大学学部又は高等学校令若しくは専門学校令による高等学校若しくは専門学校を含むものとする。

第四條 最初に任命される人事委員の中二人の任期は、第七條第一項本文の規定にかかわらず、一人は五年、他の一人は三年とする。この場合において、いづれの人事委員の任期を、いづれとするかは、内閣総理大臣が、これを決定する。

第五條 人事委員長以外の人事委員が、ともに最初に任命された人事委員である場合において、第十一條第三項の規定を適用するに ついては、同項中「先任の人事委員」とあるのは、「任期の長い人事委員」と読み替えるものとする。

第六條 第三十八條第三号にいう懲戒免職の処分には、従前の規定による懲戒免官を含むものとする。

第七條 従前の規定により休職を命ぜられた者又は懲戒手続中の者若しくは懲戒処分を受けた者の休職又は懲戒に関しては、なお従前の例による。

第八條 第八十二條第二号又は第三号の規定は、同條の規定適用前の行爲についても、また、これを適用する。

第九條 人事委員会の指定する日において、その指定する官職に在任する者は、人事委員会規則の定めるところにより、この法律に基く試験又は選考に合格し、その他その官職の属する職種及び等級に必要な資格要件を具備し、且つ、この法律に基く手続によりその官職に就いた者とみなす。但し、附則第十一條に規定する者については、この限りでない。

第十條 前條の規定による官職の指定があつた場合において、その官職に任用される臨時的職員については、任命権者は、人事委員会の承認を得て、第六十條第一項に規定する任期に関する制限にかかわらず、前條の規定により指定された日から三年を超えない期間、その者を在任させることができる。

第十一條 人事委員会の指定する日において、総理廳若しくは各省の外局若しくは内局又は人事委員会の指定する機関の長及び次長その他これらに準すべき官職で人事委員会の指定するものに在任する者は、人事委員会規則の定めるところにより、その際前條の規定による臨時的職員に任用されたものとみなす。但し、その在任は、昭和二十三年七月一日から三年を超えないこととはできない。

前項に規定する官職については、人事委員会は、遅くとも昭和二十三年七月一日から二年以内に、職階の格付及び試験又は選考の実施ができるように努めなければならない。

第十二條 百條の規定は、従前職員であつた者で同條の規定施行前退職した者についても、これを適用する。

第十三條 外交官、領事官その他の在外職員、学校教員、裁判所の職員、檢察官その他の一般職に属する職員に関し、その職務と責任の特殊性に基いて、この法律の特例を要する場合においては、別に法律又は人事委員会規則を以て、これを規定することができる。但し、その特例は、この法律第一條の精神に反するものであつてはならない。

第十四條 この法律の各規定施行又は適用の際、現に効力を有する



政府職員に関する法令の規定の改廃及びこれらの規定の適用を受ける者に、この法律の規定を適用するについて、必要な経過的特例その他の事項は、法律又は人事委員会規則でこれを定める。

の政令は、臨時人事委員会の助言に基いて定められなければならない。

(21) 国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律

(昭和二十二年十月二十一日) (内閣総理大臣署名) 法律第百二十一号

官吏の任免、敘級、休職、復職、懲戒その他身分上の事項、俸給、手当その他給與に関する事項及び服務に関する事項については、その官職について国家公務員法の規定が適用せられるまでの間、従前の例による。但し、法律又は国家公務員法第十六條の人事委員会規則を以て別段の定をなしたときは、その定による。前項但書の規定による定は、国家公務員法の精神に沿うものでなければならぬ。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。第一項中「国家公務員法第十六條の人事委員会規則」とあるのは、昭和二十三年六月三十日までは「政令」と読み替えるものとし、そ

(22) 政府職員に対する一時手当の支給に関する法律

(昭和二十二年十月二十日) (大藏大臣署名) 法律第百十九号

政府は、この法律施行の際現に在職する官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員で大藏大臣の定める者に対し、その者の受ける給與の月額を二割乃至十二割に相当する金額を一時手当として支給する。但し、総平均一人当六百円を超えてはならない。

前項の規定による一時手当の支給の基礎となる給與、支給割合及び同項の一時手当の支給の手續に關し必要な事項は、大藏大臣が、これを定める。

附則

この法律施行の期日は、その成立の日から五日を超えない期間内において、政令で、これを定める。

(23) 政府職員に対する一時手当の支給に関する法律

(昭和二十二年十二月十二日) (大藏大臣署名) 法律第百六十六号

政府は、この法律施行の際現に在職する官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員であつて、常時勤務に服する者に対し、その者の受ける給與の月額に相当する金額を一時手当として支給する。

前項の規定による一時手当の支給の基礎となる給與及び同項の一時手当の支給手續に關し必要な事項は、大藏大臣が、これを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(24) 政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律

(昭和二十二年十一月二十五日) (大藏大臣署名) 法律第百四十号

政府は、官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び

一新制定法

(25) 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律

(昭和二十二年十二月十二日) (大藏大臣署名) 法律第百六十七号

政府は、官吏その他政府職員(以下職員という)、職員の遺族又は職員の死亡当時その収入によつて生計を維持していた者に対する給與で労働基準法(船員たる職員にあつては、船員法)の定める労働條件に相当するもの又は失業保険法の定める給付に相当するもの



が、当該基準による給與の額又は給付の額に達しないときは、その基準による給與の額又は給付の額に達するまで給與を増額して支給する。

前項の場合において、同項の規定により増額して支給する給與と従前の例による給與との調整及び同項の規定による給與の支給手続に關し必要な事項は、大藏大臣が、これを定める。

附則

この法律は、労働基準法第三十七條（船員法にあつては第六十七條）の規定による時間外、休日及び深夜の割増賃金に相当する給與については昭和二十二年七月一日以後、同法中その他の給與に相当するものについては同年九月一日以後、失業保険法の給付に相当する給與については同年十一月一日以後その給與を支給すべき事由の生じた給與につき、これを適用する。

(26) 財務局及び稅務署に在勤する政府職員に対する稅務特別手当の支給に關する法律

(昭和二十二年十二月十二日) (大藏大臣署名) 法律 第六十八号

政府は、財務局又は稅務署に在勤する官吏、嘱託員及び雇員（以下職員という。）が所轄廳の長の命により出張して、國稅の調査、檢

査若しくは滞納処分事務又はその補助事務に従事し、その事務に従事した時間が一日につき五時間を超えた場合には、当該職員に対し、その一日につき、当該職員が受ける俸給月額又は給料月額及び大藏大臣の定める給與月額合計額の二十五分の一に左に掲げる割合を乗じて計算した金額を稅務特別手当として支給することができる。

一 國稅の調査若しくは檢査事務又はその補助事務に従事する場合には、四割

二 國稅の滞納処分事務又はその補助事務に従事する場合には、五割

前項の場合において、その事務の執行に當り当該職員が生命又は身体に著しい危険を及ぼす虞があると認められるときは、一日につき、五十円を前項の規定により計算した金額に加算することができる。

前項の危険の範圍その他稅務特別手当の支給手続に關し必要な事項は、大藏大臣がこれを定める。

附則

この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。

(27) 北海道に在勤する政府職員に對する越冬燃料購入費補給のた

めの一時手当の支給に關する法律

(昭和二十二年十二月八日) (大藏大臣署名) 法律 第五十八号

政府は、この法律施行の際現に北海道に在勤する官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工員であつて常時勤務に服する者（以下職員という。）に對し、越冬燃料の購入費補給のため、世帯主たる職員にあつては一人につき三千円、その他の職員にあつては一人につき千円の一時手当を支給する。

前項の規定による一時手当の支給手続に關し必要な事項は、大藏大臣が、これを定める。

附則

この法律施行の期日は、その成立の日から五日を超えない期間内において、政令でこれを定める。

(28) 國際電氣通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例に關する法律

(昭和二十二年十二月六日) (内閣總理大臣署名) 法律 第五十一号

第一條 國際電氣通信株式会社又は日本電信電話工事株式会社（以下これを「該会社」とする。）の社員であつた者が、その退職の際、退職についての給與を受ける権利を放棄して恩給法の公務員に就職した者に、恩給法を適用する場合には、公務員としての在職年の計算については、その在職年数に社員に就職した月から公務員に就職した月の前月までの社員としての引き続きの在職年数を加えたものによる。

前項の社員とは、同項に掲げる会社の職制による社員（準社員を除く。）をいう。

第二條 前條に掲げる会社は、政令の定めるところにより、同條の規定の適用を受ける社員が、当該会社の職員に就職した月から同條の規定による公務員に就職した月の前月までの期間、政府職員として在職し、同條の規定による公務員に就職した時退官したものとする場合に、これらの者が受けるべき恩給その他の給與の額



第二行政法

を参酌して大藏大臣の定める金額を、國庫に納付しなければなら  
ない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條の規  
定は、國際電氣通信株式会社に係る部分は昭和二十二年五月二十五  
日から、日本電信電話工事株式会社に係る部分は昭和二十二年六月  
五日からこれを適用する。

第四章 國家地方警察及び自治体警察並びに自治体警察相互間の  
關係

- 第五章 管轄区域外における権限行使
  - 第六章 犯罪統計及び犯罪鑑識
  - 第七章 國家非常事態の特別措置
  - 第八章 雜則
- 附則  
別表

警察法

(29) 警察法 (昭和二十二年十二月十七日(内務大)  
法律第百九十六号(臣署名))

警察法目次

- 第一章 總則
- 第二章 國家地方警察
  - 第一節 國家公安委員會
  - 第二節 國家公安委員會の事務部局
  - 第三節 都道府縣公安委員會
  - 第四節 都道府縣國家地方警察
- 第三章 自治体警察
  - 第一節 總則
  - 第二節 市町村公安委員會
  - 第三節 市町村警察
  - 第四節 特別区に関する特例

國民のために人間の自由の理想を保障する日本國憲法の精神に従  
い、又、地方自治の眞義を推進する観点から、國會は、秩序を維持  
し、法令の執行を強化し、個人と社会の責任の自覚を通じて人間の  
尊嚴を最高度に確保し、個人の権利と自由を保護するために、國民  
に属する民主的權威の組織を確立する目的を以て、ここにこの警察  
法を制定する。

第一章 總則

第一條 警察は、國民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の  
捜査、被疑者の逮捕及び公安の維持に當ることを以てその責務と  
する。

警察の活動は、嚴格に前項の責務の範囲に限られるべきもので  
あつて、いやしくも日本國憲法の保障する個人の自由及び権利の  
干渉にわたる等その権能を濫用することとなつてはならない。

第二條 この法律において行政管理とは、警察職員の人事及び警察

の組織並びに予算に関する一切の事項に係るものをいう。  
この法律において運営管理とは、左に掲げる事項に係るものを  
いう。

- 一 公共の秩序の維持
- 二 生命及び財産の保護
- 三 犯罪の予防及び鎮圧
- 四 犯罪の捜査及び被疑者の逮捕
- 五 交通の取締
- 六 逮捕状、勾留状の執行その他の裁判所、裁判官又は檢察官の  
命ずる事務で法律をもつて定めるもの

この法律にいう犯罪とは經濟法令に関する違反を含むものであ  
り、且つ、これに限定せられるものではない。

第三條 この法律に従うすべての職員が行う職務の宣誓は、日本國  
憲法及び法律を擁護し支持する義務に関する事項をその内容に含  
むべきものとする。

第二章 國家地方警察

第一節 國家公安委員會

第四條 内閣總理大臣の所轄の下に、國家公安委員會及び警察官の  
定員三万人を超えない國家地方警察隊を置く。その経費は、國庫  
の負担とする。

國家公安委員會は、左に掲げる事務を掌る。

- 一 警察通信施設(自治体警察の本部から管下の下部組織に通ず  
るものを除く。)の維持管理に関する事項但し、國家地方警察及

一 新制定法

が他の自治体警察との連絡のために、自治体警察はこれを利用  
することができる。

- 二 犯罪鑑識施設の維持管理に関する事項
- 三 警察教養施設の維持管理に関する事項
- 四 その他國家地方警察の行政管理に関する事項
- 五 犯罪鑑識及び犯罪統計に関する事項
- 六 國家非常事態に對処するための警察の統計画の立案及び実  
施に関する事項
- 七 皇宮警察の管理に関する事項並びに当該機關の要求のあつた  
場合において、東京都内における國會、内閣、各省(総理廳を  
含む)、會計検査院及び最高裁判所の使用する建物及び施設の  
警備に関する事項

第五條 國家公安委員會は、五人の委員を以て、これを組織する。

委員は、警察職員又は官公廳における職業的公務員(昭和二十  
年九月二日以後において公選され又は公選若しくは國會、その兩  
院若しくはその一院又は地方議會の選挙若しくは議決によつて選  
任された者を除く。)の前歴のない者の中から、兩議院の同意を経  
て、内閣總理大臣が、これを任命する。

委員の任命について、衆議院が同意して參議院が同意しない場  
合においては、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、  
衆議院の同意を以て兩議院の同意とする。

- 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。
- 一 禁治産者若しくは准禁治産者又は破産者で復権を得ない者



第二行政法

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の團體を結成し、又はこれに加入した者

委員の任命については、その中の三人以上が、同一政党に属する者となることとなつてはならない。

第六條 國家公務員法第三章第七節の規定は、委員に、これを準用する。

委員は、政党その他の政治的團體の役員となることができな

第七條 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

委員は、これを再任することができる。

第八條 委員は、第五條第四項各号の一に該当するに至つた場合において、当然退職するものとする。

内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができな

い認められる場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに

しない非行があると認められる場合においては、両議院の同意を経

て、これを罷免することができる。

第十四條 國家地方警察本部に総務部、警務部及び刑事部を含む五

以内の部を置く。

國家地方警察本部に警察大学校を附置する。

警察大学校は、國家地方警察の新任及び現任の警察職員及び要

求のあつたときは自治体警察の新任及び現任の警察職員を訓練す

る。

第十五條 國家地方警察本部に、國家公安委員会の定めるところに

より、次長一人、部長五人以内、警察官その他所要の所属職員及

び機関を置く。

前項の職員は、國家公務員法の規定に基づき、國家地方警察本部

長官がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第十七條 警察管区本部に、國家公安委員会の定めるところによ

り、本部長、警察官その他所要の職員及び機関を置く。その組織

は、國家地方警察本部の例による。

第十八條 警察管区本部長は、國家地方警察本部長官の指揮監督を

受け警察管区本部の事務を処理し、その管轄区域内の都道府縣國

一 新制定法

員数の委員

二 委員中一人が既に所屬している政党に新に二人以上の委員が

所屬するに至つた場合、これらの者の中一人を超える員数の委

員

第五條第三項の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

内閣総理大臣は、委員中二人が既に所屬している政党に新に所

属した委員をただちに罷免する。

第二項、第三項及び前項の場合を除く外、委員はその意に反し

て罷免されることがない。

第九條 委員は、検事総長の俸給に準ずる報酬を受ける。

第十條 國家公安委員会に委員長を置き、委員の互選により、これ

を選任する。委員長の任期は、一年とする。但し、これを再任す

ることができる。

委員長は、國家公安委員会の会務を総理する。

第二節 國家公安委員会の事務部局

第十一條 國家公安委員会の権限に属する事項に関する事務を処理

せしめるため、國家公安委員会に、その事務部局として國家地方

警察本部を置く。

第十二條 國家地方警察本部に、長官を置く。

長官は、國家公務員法の規定に基づき、國家公安委員会が、これ

を任命し、一定の事由により罷免する。

第十三條 長官は、國家公安委員会の指揮監督を受け、國家地方警

察本部の部務を掌理する。

家地方警察の行政的調整及びその均齊を図る。

警察管区本部長及び都道府縣公安委員会は、緊密な連絡を保

ち、警察に関する事項について適当に協力する。

第十九條 各警察管区本部に管区警察学校を附置する。

管区警察学校は、國家地方警察の新任及び現任の警察職員及び

要求のあつたときは自治体警察の新任及び現任の警察職員を訓練

する。

管区警察学校及び警察大学校は、國家地方警察がこれを維持し

運営する。

第三節 都道府縣公安委員会

第二十條 都道府縣知事の所轄の下に、都道府縣公安委員会を置

く。

都道府縣公安委員会は、都道府縣國家地方警察の運営管理を行

う。

第二十一條 都道府縣公安委員会は、三人の委員を以て、これを組

織する。

委員は、その都道府縣の議会の議員の被選挙権を有する者で警

察職員又は官公廳における職業的公務員（昭和二十年九月二日以

後において公選され、又は公選若しくは國會、その両院若しくは

その一院又は地方議会の選挙若しくは議決によつて選任せられた

者を除く。）の前歴のない者の中から、都道府縣知事が、都道府縣

の議会の同意を経て、これを任命する。

左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

七二



- 一 破産者で復権を得ない者
  - 二 禁錮以上の刑に処せられた者
  - 三 日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の團體を結成し、又はこれに加入した者
- 委員の任命については、その中二人以上が、同一政党に属する者となることとなつてはならない。

た場合

地方自治法第八十六條、第八十七條及び第八十八條第二項の規定は、委員解職の請求にこれを準用する。但し、同法第八十六條第一項中「その総数の三分の一以上の者」とあるのは「当該都道府縣國家地方警察の管轄区域内において選挙権を有する者の三分の一以上の者」と読み替へるものとする。

委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、都道府縣知事は、都道府縣の議会の同意を経て、これを罷免することができる。

委員の中、二人以上が同一政党に属することとなつた場合においては、これらの者の中、一人以外の者は、都道府縣知事が、都道府縣の議会の同意を経て、これを罷免する。但し、都道府縣知事は、委員中一人が既に所屬している政党に新に所屬するに至つた委員をただちに罷免する。

前二項の場合を除く外、委員はその意に反して罷免されることがない。

前項の外、委員の服務に関する事項は、國家公務員法第三章第七節の規定に準じ、都道府縣規則で、これを定める。但し、同法第三百三條及び第三百四條に規定する制限は、都道府縣知事において委員の勤務に支障があると認める場合の外、これを行わないものとし、又委員の勤務については、都道府縣公安委員会でこれを定めるものとしなければならぬ。

第二十五條 都道府縣は、委員に報酬を支給し、委員が職務を行うために要する費用の弁償をしなければならない。

前項の報酬及び費用については、地方自治法第二百三條第三項及び第二百六條の規定による。

第二十三條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

第二十六條 都道府縣公安委員会に委員長を置き、委員の互選により、これを選任する。委員長の任期は、一年とする。但し、これ

委員は、これを再任することができる。

第二十五條 都道府縣は、委員に報酬を支給し、委員が職務を行うために要する費用の弁償をしなければならない。

第二十四條 委員は、左の各号の一に該当する場合においては、当然退職するものとする。

第二十六條 都道府縣公安委員会に委員長を置き、委員の互選により、これを選任する。委員長の任期は、一年とする。但し、これ

一 第二十一條第三項各号の一に該当するに至つた場合

第二十六條 都道府縣公安委員会に委員長を置き、委員の互選により、これを選任する。委員長の任期は、一年とする。但し、これ

二 当該都道府縣の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつ

第二十六條 都道府縣公安委員会に委員長を置き、委員の互選により、これを選任する。委員長の任期は、一年とする。但し、これ

を再任することができる。

服し、警察管区本部長の行政管理に服するものとする。

委員長は、都道府縣公安委員会の会務を総理する。

第三十二條 都道府縣警察長は、その都道府縣の区域内にある國家

第四節 都道府縣國家地方警察

第二十七條 都道府縣國家地方警察は、その都道府縣の区域（自治體警察の管轄に属する区域を除く。）内において第二條第二項に定める事務を行う。

第三十三條 都道府縣國家地方警察本部に所要の部課（犯罪鑑識及び犯罪統計に関する機構を含む。）を置く。

第二十八條 各都府縣に、一の國家地方警察都府縣本部をその都府縣廳所在地に置く。北海道には、下部行政区劃により十四以内の國家地方警察の本部を置く。その本部の一は、北海道廳所在地に置く。

第三十四條 都道府縣國家地方警察に都道府縣警察學校を附置する。

都道府縣警察學校は、國家地方警察の新任及び現任の警察職員及び要求のあつたときは自治體警察の新任及び現任の警察職員を訓練する。

都道府縣國家地方警察の管轄に属する区域を警察区に分け、警察区毎に警察署を置く。

第三十五條 都道府縣國家地方警察に、警察長の外、警視、警部、警部補、巡查部長及び巡查たる警察官その他所要の職員を置く。

警察区の区域並びに警察署の位置、名称及び管轄区域は、國家地方警察がこれを定める。

第三十五條 都道府縣國家地方警察に、警察長の外、警視、警部、警部補、巡查部長及び巡查たる警察官その他所要の職員を置く。

第二十九條 都道府縣國家地方警察と市町村警察との連絡及び國家地方警察の所掌に属する警察通信施設の維持管理に当らしめるため、必要の地に都道府縣國家地方警察の支所を置く。

第三十六條 前條第一項に規定する職員は、國家公務員法の規定に基き、都道府縣警察長がこれを任命し、一定の事由により罷免する。但し、基礎的な警察訓練の過程を経ない者は、これを國家地方警察の勤務につけることができない。

第三十條 都道府縣國家地方警察本部の長（以下都道府縣警察長といふ。）は、國家公務員法の規定に基き、警察管区本部長が國家地方警察本部長官の同意を経てこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第三十七條 警察署長は、警視又は警部を以てこれにあてる。

警察署長は、都道府縣警察長の指揮監督を受け、その管轄区域

第三十一條 都道府縣警察長は、都道府縣公安委員会の運営管理に

第三十七條 警察署長は、警視又は警部を以てこれにあてる。

警察署長は、都道府縣警察長の指揮監督を受け、その管轄区域



第二 行政法

内における警察事務を執行し、警察署の職員を指揮監督する。

第三十八條 支所長は、警部又は警部補を以てこれにあてる。

支所長は、都道府縣警察長の指揮監督を受け、第二十九條に規定する事務を執行し、支所の職員を指揮監督する。

第三十九條 都道府縣國家地方警察の機関及び職員に関する細目的事項は、國家公安委員会がこれを定める。

第三章 自治体警察

第一節 総則

第四十條 市及び人口五千以上の市街的町村（以下市町村という。）は、その区域内において警察を維持し、法律及び秩序の執行の責に任ずる。

前項に規定する市街的町村は、官報で最近に公示せられた人口に従い、政令を以てこれを告示する。

第四十一條 市町村警察は、第二條第二項に掲げた事項に関するすべての職務を行う。

第四十二條 自治体警察に要する経費は、当該市町村の負担とする。

第二節 市町村公安委員会

第四十三條 市町村長の所轄の下に市町村公安委員会を置き、その市町村の区域内における警察を管理せしめる。

第四十四條 市町村公安委員会の組織及び運営並びにその委員の資格、任命、兼職禁止、服務、任期、退職、罷免、報酬及び費用弁償については、第二十一條乃至第二十三條、第二十四條第一項、

第三項乃至第五項、第二十五條及び第二十六條の規定を準用する。但し、地方自治法の規定による解職請求に基いて解職される場合においては、第二十四條第五項の規定にかかわらず、その職を失うものとする。なお、第二十一條乃至第二十六條の規定中、都道府縣とあるは市町村と、都道府縣知事とあるは、市町村長と、都道府縣規則とあるは、市町村規則と読み替えるものとする。

第三節 市町村警察

第四十五條 市町村は、一又は二以上の警察署を置く。

二以上の警察署を置く場合には、市町村警察の本部を置く。

警察署の位置、名称及び管轄区域並びに市町村警察本部の名称及び組織は、市町村公安委員会の意見を徴して市町村条例でこれを定める。

第四十六條 市町村警察に、警察長及びこの法律の規定に従い、有効に警察事務を行うに必要な且つ適当な階級の警察吏員を置く。

前項の市町村警察吏員には、第三十五條第二項及び第三項の規定を準用する。

市町村警察吏員の定員は、地方的要求に応じてその市町村が條例でこれを決定するが、九万五千人を超えてはならない。但し、地方自治法が確立するまでは、市町村の警察吏員の定員は、政令の定める基準によるものとする。この基準は、市町村の人口に應じ並びに有効な警察事務の執行及び警察の管理、監督に必要な警察吏員の階級に応じて定める。この基準は、又市町村の人口に應じ、有効に警察事務を行うに必要な専門家、技術者、書記及び

雇傭人の数及び種類を明示する。九万五千人の全員の配分の調整は、地方自治法が確立した後においては、國會の定める法律によつてのみ行う。

第四十七條 市町村警察長は、條例に従い、市町村公安委員会がこれを任命し、一定の事由により罷免する。

第四十八條 市町村警察長は、市町村公安委員会の定める規程によりその市町村警察職員を任命し、一定の事由により罷免する。市町村警察長は、これらの職員を指揮監督する。

第四十九條 警察署長は、警部補以上の警察吏員を以てこれに充てる。但し、市町村警察長がこれを兼ねることができる。

警察署長は、上司の指揮監督を受けて、管轄区域内における警察事務を執行し、部下の職員を指揮監督する。

第五十條 警察職員の任免、給與、服務その他の事項は、國家公務員法の精神に則り、市町村條例でこれを定める。但し、臨時的職員の外は基礎的な警察訓練の過程を経ない者は、これを市町村警察の勤務につけることができない。

市町村警察職員の宣誓、教育訓練、礼式及び服制は、第三十六條第二項の規定により國家公安委員会の定めるところに則り、市町村規則でこれを定める。但し、制服は、國家地方警察の制服と明確に区別されるものとする。

第四節 特別区に関する特例

第五十一條 特別区の存する区域においては、特別区が連合してその区域内における警察の責に任ずる。

一 新制定法

第五十二條 前條の特別区には、都知事の所轄の下に市町村公安委員会に相当する特別区公安委員会を置き、その委員は、都知事が、都の議會の同意を経てこれを任命する。

第五十三條 前二條に規定するものの外、特別区の存する区域における自治体警察については、特別区の存する区域を以て一の市とみなし、市町村警察に関する規定を準用する。

第四章 國家地方警察及び自治体警察並びに自治体警察相互間の関係

第五十四條 市町村警察は、國家地方警察の運営管理又は行政管理に服することはない。これらの警察は、相互に協力する義務を負う。

第五十五條 國家地方警察の警察官は、市町村公安委員会から援助の要求があつた場合は当該市町村の区域において、援助の要求をした市町村公安委員会の運営管理の下に、その職権を行うことができる。

第五十六條 都道府縣警察長は、都道府縣内の市町村警察長と、緊密な連絡を保たなければならない。

第五章 管轄区域外における権限行使

第五十七條 國家地方警察及び市町村警察は、その都道府縣國家地方警察又は市町村警察の管轄に属する区域の境界外五百米以内の地域における犯罪については、その地域内においても職権を行う。

第五十八條 國家地方警察及び市町村警察は、その管轄区域（その



境界外五百米以内の地域を含む。以下本條中これに同じ。内に行われた犯罪行為又はその管轄区域内に始まり、若しくはその管轄区域内に及んだ犯罪行為の個々の場合について、その鎮圧、捜査又は被疑者の逮捕のため、その管轄区域外にも職権を及ぼすことができる。

第五十九條 國家地方警察が市町村の区域内に施設を維持する場合及び市町村がその区域外において施設を維持する場合においては、國家地方警察及び当該市町村警察は、相互にその施設について警察の職権を及ぼすものとする。

第六章 犯罪統計及び犯罪鑑識

第六十條 市町村警察長は、國家公安委員会の定める形式及び方法により、犯罪統計並びに証拠、写真、指紋、被疑者及び被逮捕者の人相書及び手口からなる犯罪鑑識に関する事項を、都道府縣警察長を通じて國家地方警察本部及び都道府縣國家地方警察本部に報告しなければならない。第六十一條 國家地方警察本部及び都道府縣國家地方警察本部に、犯罪鑑識に関する施設を置く。

第七章 國家非常事態の特別措置

第六十二條 國家非常事態に際して、治安の維持のため特に必要があるとき、内閣総理大臣は、國家公安委員会の勧告に基づき、全國又は一部の区域について國家非常事態の布告を發することが出来る。

前項の布告には、その区域、事態の概要及び布告の効力を發する日時を記載しなければならない。

大臣は、廢止の布告をしなければならない。

前項の廢止の布告その他本法に規定する内閣総理大臣の職権の行使については、國家公安委員会は、内閣総理大臣に対し、常に必要な助言をしなければならない。

第八章 雜則

第六十七條 都道府縣公安委員会、市町村公安委員会及び警察官又は警察吏員と檢察官との關係は、別に法律の定めるところによる。國家公安委員会は、檢事総長と常に緊密な連絡を保つものとする。

第六十八條 都道府縣國家地方警察の管轄に属すべき区域と市町村警察の管轄に属すべき区域に変更を生じた場合、又は一若しくは二以上の市町村警察の管轄に属すべき区域が二以上の市町村警察の管轄に属すべき区域に分れ、又は一の市町村警察の区域となつた場合においては、その変更を要することとなつた日から五十日以内に、その管轄の変更による措置が完了されなければならない。

前項の措置が完了されるまでの間は、その区域においては従前の警察に関する管轄によるものとする。同項後段の場合においては、二以上の区域の市町村長が協議して又は一の市町村長が従前の市町村長の職務を行う。

附則

第一條 この法律の施行の期日は、その成立の日から九十日を超え

一 新制定法

第六十三條 前條に規定する國家非常事態の布告が發せられたときは、この法律の定めるところに基づき、内閣総理大臣によつて一時的に警察の統制が行われる。この場合において國家地方警察本部長官又は警察管区本部長は、布告に記載した区域内の都道府縣警察長又は市町村警察長に対して必要な命令をなし、又は指揮をなすものとする。

第六十四條 内閣総理大臣は、國家非常事態の布告に記載した区域外の國家地方警察又は市町村警察に対して、警察官又は警察吏員の全部又は一部を、應援のため必要な区域に派遣することを命ずることができる。

前項の規定により、派遣された警察官及び警察吏員は、派遣の期間中派遣された区域においても職権を行うことができる。

第六十五條 第六十二條の規定により内閣総理大臣が發した國家非常事態の布告は、これを發した日から二十日以内に國會の承認を得なければならない。もしも衆議院が解散されているときは、日本國憲法第五十四條に規定する緊急集会による參議院の承認を求めなければならない。

前項に規定する期間内に、同項の規定により國家非常事態の布告が承認を得られないか、又は不承認の議決があつたときは、國家非常事態の布告は、將來にわたつてその効力を失う。

第六十六條 内閣総理大臣は、國家非常事態の布告を發した場合において、その必要がなくなつたと認めるときは、速かにその廢止の布告を發しなければならない。國會が命ずるときは、内閣総理

ない期間内において、各規定について、政令で、これを定める。

第二條 この法律施行後最初に任命する國家公安委員の任期は、五人の内一人は一年、一人は二年、一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

前項に規定する各委員の任期は、当該委員会において、くじでこれを定める。

第三條 この法律施行後最初に任命する都道府縣公安委員、市町村公安委員の任期は、三人の中一人は一年、他の一人は二年、他の一人は三年とする。

前項に規定する各委員の任期は、各当該委員会において、くじでこれを定める。

第四條 國家公務員法は、この法律の適用に必要な範囲内においては、既に施行されたものとみなす。

前項の場合においては、國家公務員法による人事委員会の設置に至るまで、その職権は、同法附則第二條の例により、臨時人事委員会がこれを行う。

第五條 この法律施行後一年間は、任用候補者名簿がない場合その他特に必要な場合においては、國家地方警察又は自治体警察の職員は、現在の法令により、夫々当該職員に相應する官吏又は吏員に必要な資格を有する者の中から、臨時に、これを任命することができる。

第六條 國家地方警察の警察官吏の任免、給與、服務その他必要な事項に関しては、警察官吏に関する人事委員会規則が定められ、



若しくは第三十六條第二項の規定による國家公安委員会の定がなされるまでは、当分の間、なお従前の廳府縣警察官吏の例による。

第七條 この法律施行の際現に警視廳又は道府縣警察部に勤務する官吏が、引続き市町村警察の職員となつた場合には、これは従前の身分のまま勤務するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。この者が市町村警察の職員より更に國家地方警察の職員になつた場合には、その市町村警察の職員としての在職期間は、これを公務員としての在職年に通算する。

この法律施行の際現に警視廳又は道府縣警察部に勤務する都道府縣の吏員が、引続き國家地方警察の職員となつた場合には、恩給法の適用については、その当該都道府縣の吏員としての在職期間は、これを公務員としての在職年に通算する。

第八條 市町村警察に要する費用は、地方自治財政が、確立される時まで、政令の定めるところにより國庫及び都道府縣がこれを負担する。

國家地方警察に要する費用は、前項のときまで國庫及び都道府縣の負担とする。

國庫と当該都道府縣の警察費の負担区分については、第一項のときまで従前の例による。

第九條 この法律施行の際又はこの法律施行後新たに市町村が警察の責に任ずることとなつた場合において、現に警察の用に供する國有財産及び都道府縣財産又は國及び都道府縣の所有に屬する物

品で國家地方警察に不必要なものは、市町村警察に必要な場合は、無償でこれを当該市町村に譲與するものとする。但し、これに伴う負債のあるときはその処分については相互の協議により、これを定める。

第十條 この法律施行の際警視廳又は道府縣警察部の管理に屬する犯罪鑑識施設、警察通信施設及び教養施設は、國家地方警察がこれを維持管理する。但し、現在東京都港区愛宕町及び宮城内にある警視廳の訓練学校で將來東京都の特別区の警察へ移管さるべきものを除く。

第十一條 町村の全部事務組合及び役場事務組合でこの法律施行の際現に存するものは、この法律の規定の適用については、これを一の町村とみなす。

第十二條 行政執行法第一條及び第二條の当該行政官廳は、第三十七條又は第四十九條の警察署長とし、同法第三條乃至第五條の当該行政官廳及び同法第六條の行政官廳は、第三十七條及び第四十九條の警察署長を含むものとする。

第十三條 第四十條第一項の規定により市町村がその区域内における警察の責に任ずるのは、各市町村について、この法律中の自治体警察に関する規定の適用により市町村公安委員会が成立し、必要な警察吏員が任命せられた日よりとする。但し、その期日は、この法律の成立後九十日を超えてはならない。

第十四條 前條の規定によりその区域内における警察の責に任ずる市町村ができた場合においては、この法律中の國家地方警察に關

する規定が施行されるまでの間、警視廳又は道府縣警察部が國家

地方警察としてその職務を行うものとする。

第十五條 地方自治法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「選考管理委員又は監査委員」を「選考管理委員若しくは監査委員又は市町村公安委員会の委員」に改める。

第二十一條第二項中「警察官吏」を「警察官」に改め、「收税官吏」の下に「並びに普通地方公共団体における公安委員会の委員及び警察吏員」を加える。

第八十六條第一項及び第八十八條第二項中「選考管理委員又は監査委員」を「選考管理委員若しくは監査委員又は市町村公安委員会の委員」に改める。

第二百一十一條中「及び監査委員」を、「監査委員及び市町村公安委員会の委員」に改める。

第二百二十五條中「又は監査委員」を「若しくは監査委員又は当該市町村の公安委員会」に改める。

第三百十條第一項中「警察官吏」を「当該警察官又は警察吏員」に改める。

第三百五十八條第一項中「警察部」を「警察官」に改め、同條第五項を削る。

第七十三條第一項中「教育吏員及び警察吏員」を「及び教育吏員」に改め、同條第五項を削る。

一 新制定法

十五條に改める。

附則第一條但書を削る。

附則第四條中「(警視廳を除く。以下これに同じ。)」を削る。附則第七條を次のように改める。

第七條 削除

第十六條 衆議院議員選考法の一部を次のように改正する。第九條中「及警察官吏」を「警察官、都道府縣及市町村公安委員会ノ委員並ニ警察吏員」に改める。

第四十條中「警察官吏」を「当該警察官又ハ警察吏員」に改める。

第四十一條中「及警察官吏」を「並ニ当該警察官及警察吏員」に改める。

第一百二十二條第二項及び第一百三條第二項中「警察官吏」を「都道府縣若ハ市町村ノ公安委員会ノ委員又ハ警察官若ハ警察吏員」に、「關係ノ都道府縣」を「關係區域」に改める。

第二百一十一條第二項中「警察官吏」を「当該警察官及警察吏員」に改める。

第二百二十四條中「警察官吏」を「当該警察官又ハ警察吏員」に改める。

第十七條 參議院議員選考法の一部を次のように改正する。第七條中「及び警察官吏」を「警察官、都道府縣及び市町村公安委員会の委員並びに警察吏員」に改める。

第十八條 最高裁判所裁判官國民審査法の一部を次のように改正す



第四十四條第二項中「警察官吏」を「都道府縣若しくは市町村公安委員会の委員又は警察官若しくは警察吏員」に、「関係の都道府縣」を「関係区域」に改める。

第十九條 他の法令中警察官に関する規定は、当該警察官及び警察吏員に関する規定とする。

(別表)

警察管区の区域		警察管区	警察管区本	警察管区本
		の名称	部の位置	部の名称
北海道	宮城縣	札幌警察	札幌市	札幌警察管区本部
青森縣	山形縣	仙台警察	仙台市	仙台警察管区本部
宮城縣	秋田縣	東京警察	東京都	東京警察管区本部
茨城縣	群馬縣	大阪警察	大阪市	大阪警察管区本部
山梨縣	長野縣	廣島警察	廣島市	廣島警察管区本部
東京府	神奈川縣	福岡警察	福岡市	福岡警察管区本部
大阪府	京都府			
奈良縣	和歌山縣			
愛知縣	三重縣			
滋賀縣	石川縣			
福井縣	鳥取縣			
廣島縣	山口縣			
岡山縣	徳島縣			
愛媛縣	高松縣			
福岡縣	香川縣			
熊本縣	大分縣			
鹿兒島縣	宮崎縣			

(30) 市街地建築物法の適用に関する法律

(昭和二十二年十二月二十三日(内閣總理・内)法律第二百一十八号(務大臣署名))

市街地建築物法(第一條乃至第六條、第十條乃至第十三條、第十五條、第二十二條及び第二十三條の規定を除く)は、当分の間、学校、集会場、劇場その他の同法第十四條に掲げる特殊建築物については、同法第二十三條に規定する同法適用区域外の区域にも、これを適用する。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

(31) 都会地轉入抑制緊急措置令を改正する法律

(昭和二十二年十二月二十二日(内務大臣署名)法律第二百一十一号)

都会地轉入抑制法

第一條 この法律は、都会地における人口の過度の集中に因る窮迫した住宅、雇用及び食糧の事情並びに災害に対処するため、必要

な轉入の制限をすることを目的とする。

第二條 何人も、別表に掲げる地域内に轉入することはできない。

但し、左の各号の一に該当する者で当該地域内に轉入しなければならぬやむをえない事由のあるものが、轉入先の市町村又は特別区の市町村長又は区長の承認を受けた場合は、この限りでない。

一 國民生活を再興するため当該地域内において必須の業務に従事する者

二 当該地域内に在る官公署に勤務する官公吏

三 当該地域内に在る学校で都道府縣知事が指定するもの学生、生徒及び教職員

四 前各号の一に掲げる者と同一の戸籍内に在る者でその者の扶養する親族

五 外國又は外地から歸還する者

六 当該地域内に在る社会事業施設に收容される者その他主務大臣の定める者

市町村長又は特別区の区長は、轉入の事由が一時的である者については、期間を限つて前項但書の承認を與えることができる。

地方自治法第一百五十五條第二項の市の市長は、第一項に規定する事務の一部を区長に委任することができる。

第三條 前條の承認の手續について必要な事項は、主務大臣がこれを定める。

第四條 第二條の規定に違反し又は詐欺その他不正の方法により同

一新制定法

條の承認を受けた者は、これを三千円以下の罰金又は拘留に処する。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十三年十二月三十一日まで、その効力を有する。

別表

東京都

特別区の存する区域

神奈川県

横浜市

川崎市

横須賀市

京都府

京都市

大阪府

大阪市

堺市

布施市

兵庫縣

神戸市

尼崎市

和歌山縣



和歌山市  
山口縣  
下關市  
福岡縣  
福岡市  
八幡市

(32) 國家賠償法

(昭和二十二年十月二十七日) (内閣總理以下)  
法律 第二百二十五号 (各大臣署名)

國家賠償法

第一條 國又は公共團體の公権力の行使に當る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、國又は公共團體が、これを賠償する責に任ずる。

前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、國又は公共團體は、その公務員に対して求償権を有する。  
第二條 道路、河川その他の公の營造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、國又は公共團體は、これを賠償する責に任ずる。

前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、國又は公共團體は、これに対して求償権を有す

る。

第三條 前二條の規定によつて國又は公共團體が損害を賠償する責に任ずる場合において、公務員の選任若しくは監督又は公の營造物の設置若しくは管理に當る者と公務員の俸給、給與その他の費用又は公の營造物の設置若しくは管理の費用を負担する者とは異なるときは、費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任ずる。

前項の場合において、損害を賠償した者は、内部関係でその損害を賠償する責任ある者に対して求償権を有する。

第四條 國又は公共團體の損害賠償の責任については、前三條の規定によるの外、民法の規定による。

第五條 國又は公共團體の損害賠償の責任について民法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第六條 この法律は、外國人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

公証人法の一部を次のように改正する。

第六條 削除

戶籍法の一部を次のように改正する。

第四條 削除

第七條中「及」第四條」を削る。

不動産登記法の一部を次のように改正する。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(34) 持株会社整理委員会令の一部を改正する法律

(昭和二十二年十一月十八日) (大藏・司法)  
法律 第二百四号 (大臣署名)

持株会社整理委員会令の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「分散スルコト」の下に「並に民主的ニシテ健全ナル國民經濟再建ノ基礎ヲ作ル爲メ過度經濟力集中排除法ノ定ムル所ニ依リ過度ノ經濟力ノ集中ヲ排除スルコト」を加え、同條に次の一項を加える。

整理委員會ハ公ノ機關トシ内閣總理大臣ノ監督ニ屬ス

第三條第五号中「、常務委員及監査委員」を「及常務委員」に改める。

第五條第三項中「常務委員又ハ監査委員」を「又ハ常務委員」に改め、同條第四項及び第五項を削る。

第六條第一項及び第二項中「、常務委員及監査委員」を「及常務委員」に改め、同條第三項中「、監査委員ノ任期ハ二年」を削る。

同條第四項及び第七項を削る。

第九條第一項中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加

第十三條 削除

民事訴訟法の一部を次のように改正する。

第五百三十二條 削除

この法律施行前の行爲に基づく損害については、なお従前の例による。

一一一 一部改正

(33) 特別調達廳法の一部を改正する法律

(昭和二十二年八月十三日) (内閣總理・外務・内務・大)  
法律 第九十三号 (藏・厚生・商工大臣署名)

特別調達廳法の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「主務大臣の定める計画」の下に「及び指示」を加える。

第二十條の二 特別調達廳がその業務上なす契約は、會計法第四十六條第二項及び昭和二十一年法律第六十号(政府の契約の特例に関する法律)の規定の適用については、これを政府を当事者とす

一一一 一部改正



第二 行政法

える。

- 八 過度経済力集中排除法第三條ノ規定ニ依リ過度ノ経済力ノ集中ヲ指定スルコト
- 九 過度経済力集中排除法第七條ノ規定ニ依リ過度ノ経済力ノ集中ヲ排除スル爲必要ナル措置ヲ採ルコト

第九條第二項中「第八號」を「第十號」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ會議ノ議決ハ秘密會ニ於テ之ヲ爲ス

第十條ノ二を削る。

第二十一條 整理委員會ハ持株會社、指定者及過度経済力集中排除法第七條第二項第五號ノ規定ニ基キ整理委員會ニ財産ヲ讓渡シタル者ヨリ手数料ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ手数料ハ讓受財産及過度経済力集中排除法第七條第二項第五號ノ規定ニ基キ整理委員會ノ讓受ケタル財産ヨリ生ジタル收益並ニ當該財産ノ處分代金ヨリ控除シテ之ヲ徵收ス整理委員會ハ持株會社及指定者以外ノ者ガ其ノ所有スル株式又ハ社員ノ持分ニ付有スル議決權ノ行使ヲ委任シタル場合ニ於テハ其ノ者ヨリ手数料ヲ徵收スルコトヲ得

整理委員會ハ第一項及前項ニ規定スル手数料ノ徵收ニ關スル規則ヲ定メ之ヲ公示スベシ

第二十二條 第九條第一項ニ掲グル業務ヲ行フ爲必要ナル整理委員會ノ經費ハ前條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ整理委員會ノ徵收スル手数料及附屬雜收入並ニ毎會計年度豫算ノ定ムル所ニ依リ國

八四

庫ヨリ整理委員會ニ交付セラルル金額ヲ以テ之ヲ支辨ス

第二十三條 整理委員會ノ會計ハ之ヲ會計検査院ノ検査ニ付ス

整理委員會ハ其ノ事業年度ヲ前期及後期ニ區分シ各期毎ニ整理委員會經費收支計算書並ニ讓受財産及過度経済力集中排除法第七條第二項第五號ノ規定ニ基キ其ノ讓受ケタル財産ニ關スル財産目録及收支計算書ヲ作成シテ各期經過後三ヶ月以内ニ之ヲ内閣總理大臣及會計検査院ニ提出スベシ

會計検査院ハ検査ノ結果ニ關スル意見ヲ内閣總理大臣及委員長ニ通知スルコトヲ要ス

第二項ノ書類提出後六ヶ月以内ニ會計検査院ガ前項ノ規定ニ依リ當該各期ニ於ケル會計經理ニ付異議ヲ述ベザリシトキハ會計經理ヲ所掌トスル委員長及常務委員ノ整理委員會ニ對スル責任ハ免除セラレタモノト看做ス但シ委員長又ハ常務委員ニ不正ノ行爲アリタルトキハ此ノ限りニ在ラズ

委員長ハ利害關係人ノ閱覽ニ供スル爲第三項ノ規定ニ依ル會計検査院ノ意見ヲ記載シタル書類ノ寫ヲ整理委員會ノ主たる事務所ニ備置クコトヲ要ス

内閣總理大臣ハ第二項ノ書類ヲ整理委員會ノ一事業年度毎ニ取纏メ之ニ第三項ノ規定ニ依ル會計検査院ノ意見ヲ附シ當該事業年度經過後開會ノ國會ノ常會ニ提出スベシ

第二十四條 内閣總理大臣ハ何時ニテモ整理委員會ヲシテ業務ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

第二十五條中「、常務委員又ハ監査委員」を「又ハ常務委員」に

改め、「監査委員會ノ承認ヲ經テ」を削る。

第二十九條第三項中「持株會社」を「命令ヲ以テ定ムル持株會社」に改め、同條第四項中「前項」を「前項ニ規定スル持株會社ガ同項」に改める。

第三十五條 削除

第三十五條第一項中「第二十一條」を「第二十三條第二項」に、「第二十三條第二項」を「第二十四條」に改め、「検査人ガ同條第一項ノ規定ニ違反シ検査報告書ヲ提出セズ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル検査報告書ヲ提出シタルトキ其ノ者ノ罰亦同ジ」を削る。

同條第二項を削る。

第三十六條中「前四條」を「前五條」に改める。

第三十六條ノ二 委員、委員長、常務委員若ハ整理委員會ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者其ノ職務ニ關シ知得シタル法人、團體又ハ人ノ秘密ヲ洩シ又ハ竊用シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條中「第二十四條ノ規定ニ依ル書類」を「第二十三條第五項ノ書類」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行の際現在に在任する持株會社整理委員會の委員又は常務委員で、その任期が昭和二十三年十二月三十一日前に満了するものについては、持株會社整理委員會令第五條第三項及び第六條第三項の規定にかかわらず、同日までその任期を伸長する。

二二一部改正

八五

持株會社整理委員會は、昭和二十二年四月一日から同年九月三十日までの間における持株會社整理委員會經費收支計算書並ニ讓受財産に關する財産目録及び收支計算書を作成して、この法律施行の日から三箇月以内に、これを内閣總理大臣に提出しなければならぬ。

持株會社整理委員會は、前項の書類並ニ従前の持株會社整理委員會令第二十一條の規定による昭和二十一年事業年度の持株會社整理委員會經費收支計算書並ニ讓受財産に關する財産目録及び收支計算書を、前項の期限内に、會計検査院に提出して、その検査を受けなければならない。

改正後の持株會社整理委員會令第二十三條第三項、第五項及び第六項並ニ第三十七條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

持株會社整理委員會ガ第三項又は第四項の規定に違反して当該書類を提出せず、又は虚偽の記載をなした書類を提出したときは、行爲者たる持株會社整理委員會の委員長又は常務委員を一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することが出来る。

従前の持株會社整理委員會令第三十條の規定は、同條の規定に基き既に発せられている命令に對する關係においては、この法律施行後においても、なおその効力を有する。

従前の持株會社整理委員會令第三十五條の規定は、この法律施行前同條に規定する罪を犯した者の処罰については、なおその効力を



有する。

昭和二十一年勅令第五百六十七号(会社の証券保有制限等に関する勅令)の一部を次のように改正する。  
第九條第二項中「當つては、」の下に「命令で定める會社の發行に係る株式については、」を加える。

(36) 國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十二年十二月二十日)内閣總理(大)法律第二百十五号(藏大臣署名)

昭和二十二年法律第二百一十一号(國家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律)の一部を次のように改正する。  
第一項中「官吏」の下に「その他政府職員」を加える。

附則  
この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

(35) 會計検査院法の一部を改正する法律

(昭和二十二年十二月十九日)内閣總理(大)法律第二百九号(大臣署名)

會計検査院法の一部を次のように改正する。  
第四條第四項を次のように改める。  
検査官の受ける俸給の額は、國務大臣の受ける俸給の額に準ずる額とする。

附則

この法律は、國務大臣の俸給の額が法律の規定で定められ、当該規定が適用される日から、これを適用する。

(37) 恩給法の一部を改正する法律

(昭和二十二年十二月六日)内閣總理(大)法律第二百五十号(大臣署名)

恩給法の一部を次のように改正する。  
「裁定官廳」を「裁定廳」に、「内閣恩給局長」を「總理廳恩給局長」に、「關係官廳」を「關係廳」に改める。  
第十六條第三号中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校」を「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾啞學校、養護學校及幼稚園」に改める。

學校及國民學校ニ類スル各種學校」を「小學校、中學校、盲學校、聾學校、養護學校及幼稚園」に改め、「又ハ幼稚園」を削る。

第十八條第三項中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾學校及國民學校ニ類スル各種學校」を「小學校、中學校、盲學校、聾學校、養護學校及幼稚園」に改める。

第二十條第一項中「官ニ在ル者」を「官ニ在ル者又ハ國會職員」に改める。

第二十二條第一項中「幼稚園」を削り、同條第二項中「官立」を「國立」に改め、「又ハ幼稚園」を削る。

第二十三條第二号を次のように改める。  
二 衛視タル國會職員

同條に左の一号を加える。

五 經濟監視官補タル地方事務官

第二十五條第一号中「ニ在リテハ任官」を「ニシテ官吏タルモノニ在リテハ任官、其ノ他ノモノニ在リテハ任命」に改め、但書を削る。

第二十六條第一項第一号中「ニ在リテハ免官、退官又ハ失官」を「ニシテ官吏タルモノニ在リテハ免官、退官又ハ失官、其ノ他ノモノニ在リテハ免職、退職又ハ失職」に改め、但書を削り、同條第二項中「ニシテ官吏タルモノ」を削る。

第四十條第一項中「第三十三條、第三十八條及前條」を「前二條」に改める。

第四十九條第二項中「準文官及準教育職員」を「級別ノ定ナキ公務員及公務員ニ準スヘキ者」に改める。

二二一部改正

第五十一條第一項に左の二号を加える。

三 彈劾ニ關スル法令ノ適用ニ依リ退職シタルトキ

四 會計検査院検査官職務上ノ義務ニ違反スル事實ニ付會計検査院法第六條ノ規定ニ依リ退職シタルトキ

第五十九條第二項中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾學校及國民學校ニ類スル各種學校」を「小學校、中學校、盲學校、聾學校、養護學校及幼稚園」に改め、「又ハ幼稚園」を削る。

第六十二條第三項中「國民學校、青年學校、幼稚園、盲學校、聾學校又ハ國民學校ニ類スル各種學校」を「小學校、中學校、盲學校、聾學校、養護學校又ハ幼稚園」に改め、同條第四項中「中學校又ハ之ト同等以下ノ程度ノ學校」を「高等學校又ハ之ニ類スル各種學校」に改め、同條第五項を削る。

別表第二号表及び第五号表乃至第八号表中「親任」を削る。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十條第三号、第十八條第三項、第二十二條、第五十九條第二項及び第六十二條第三項乃至第五項の改正規定は、昭和二十二年四月一日から、第二十三條第五号の改正規定は、同年五月二日から、第二十條第一項、第二十三條第二号、第二十五條、第二十六條、別表第二号表及び第五号表乃至第八号表の改正規定並びに附則第六條の規定は、同年五月三日から、これを適用する。

第二條 従前の規定による學校又は幼稚園の教育職員及び準教育職員については、第十六條第三号、第十八條第三項、第二十二條、



第二 行政法

第五十九條第二項又は第六十二條第三項乃至第五項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三條 第六十二條第三項又は第四項の改正規定の適用については、同條第三項の改正規定による勤続在職年には、従前の同項の規定による勤続在職年を、同條第四項の改正規定による勤続在職年には、従前の同項の規定による勤続在職年を含むものとする。

第四條 昭和二十二年五月二日において現に公務員たる者が、引き続き國會職員になつた場合には、これを勤続とみなす。

第五條 従前の親任官については、別表第二号表又は第五号表乃至第八号表の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六條 昭和二十二年法律第七十七号附則の一部を次のように改正する。

第九條を削除する。

第十條中「普通地方公共団体」の下に「又は特別区たる特別地方公共団体」を加える。

(38) 地方自治法の一部を改正する

法律 (昭和二十二年十二月十二日) 内閣総理以下 法律 第百六十九号 (各大臣署名)

地方自治法の一部を次のように改正する。

前三項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第一項の規定による届出を受理したとき、又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第八條 市となるべき普通地方公共団体は、左に掲げる要件を具備しなければならない。

- 一 人口三万以上を有すること。
  - 二 当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内に在る戸数が、全戸数の六割以上であること。
  - 三 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること。
  - 四 前各号に定めるものの外、当該都道府縣の條例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具備していること。
- 町となるべき普通地方公共団体は、当該都道府縣の條例で定める町としての要件を具備しなければならない。
- 町村を市とし若しくは市を町村とする処分又は村を町とし若しくは町を村とする処分は、前條第一項、第四項及び第五項の例によりこれを行うものとする。
- 第十四條 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二條第二項の事務に関し、條例を制定することができる。
- 普通地方公共団体は、行政事務の処理に関しては、法令に特別の定があるものを除く外、條例でこれを定めなければならない。

「第三編 特別地方公共団体及び地方公共団体に關する特別地方公共団体」

第一章 特別市

第二章 特別市

「第三編 特別地方公共団体」

第二章 特別市

第二章 特別市

第二章 特別市

第二章 特別市

第二章 特別市

第二章 特別市

都道府縣は、市町村の行政事務に関し、法令に特別の定があるものを除く外、條例で必要な規定を設けることができる。

行政事務に関する市町村の條例が前項の規定による都道府縣の條例に違反するときは、当該市町村の條例は、これを無効とする。

普通地方公共団体は、法令に特別の定があるものを除く外、その條例中に、條例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、十万円以下の罰金、拘留、科料又は没收の刑を科する旨の規定を設けることができる。

前項の罪に関する事件は、國の裁判所がこれを管轄する。

第十五條第一項中「法律の範圍内において」を「法令に違反しない限りにおいて」に改め、同條第二項を次のように改める。

普通地方公共団体の長は、法令に特別の定があるものを除く外、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、二千円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。



選挙権を取得することができる。

同條第三項及び第四項中「選挙権を與えられた者」を「選挙権を取得した者」に改める。

第二十四條第一項中「速かに」を「その日から六十日以内において速かに」に改める。

第二十五條第二項乃至第四項中「第五十九條第二項」を「第五十九條第四項」に改める。

第二十六條第二項を次のように改める。

市町村の選挙管理委員会は、普通地方公共団体の選挙（第六十五條第一項の選挙を除く）を行う場合において、当該市町村における衆議院議員選挙人名簿又は補充選挙人名簿に登録されていない者で普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選挙人名簿を調製し、その指定した場所においてこれを関係人の縦覧に供さなければならない。

選挙権の要件は、補充選挙人名簿調製の期日よりこれを調査しなければならない。この場合において第十八條第一項の規定による年齢及び住所の期間は、選挙の期日よりこれを算定しなければならない。

同條第四項を削り、同條第六項を次のように改める。

補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の方法及び期間等は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会がこれを定め、予め告示しなければならない。

ならない。

前條第三項の規定により都道府縣の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、前項の期日及び期間等は、同項の規定にかかわらず、都道府縣の選挙管理委員会がこれを定め、予め告示しなければならない。

第二十七條第二項中「前項の申立を受けたときは、その日から二十日以内これを決定しなければならない。」を「前項の申立を受けた場合において、」に改め、同條第四項及び第五項を次のように改める。

確定判決により補充選挙人名簿を修正しなければならないときは、委員会において、直ちにこれを修正し、その旨を告示しなければならない。

委員会は、毎年十二月二十日の現在により補充選挙人名簿を整理して作製し直さなければならない。

第三十條第一項中「選挙の期日前三日までに」を「都道府縣及び市の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前二日までに」に改め、同條第三項の次に次の三項を加える。

同一の政党その他の団体に属する候補者の届出に係る者は、三人以上投票立会人となることとなつてはならない。

第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の団体に属する候補者の届出に係るものが三人以上あるときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、届出により直ちに投票立会人と

なる場合にあつてはその者の中で投票管理者がくじで定めた者二人、互選により投票立会人を定める場合にあつては得票最多数の者二人（二人を定めるに当り得票数が同じであるときは、投票管理者がくじで定めた者）以外の者は、投票立会人となることのできない。

第二項、第三項又は前項の規定により投票立会人が定まつた後同一の政党その他の団体に属する候補者の届出に係る投票立会人が三人以上となつたときは、投票管理者がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。

同條第四項中「互選」の下に「又は第五項の規定によるくじ」を加え、同條第五項中「互選」の下に「又は第五項若しくは第六項の規定によるくじ」を加え、同條第七項に左の但書を加える。

但し、第二項の規定による投票立会人を届け出た候補者の属し又は投票管理者の選任した投票立会人の属する政党その他の団体と同一の政党その他の団体に属する者を当該候補者の届出に係る投票立会人又は投票管理者の選任に係る投票立会人と通じて三人以上選任することができない。

第三十二條第三項中「できない者の投票については」を「できない選挙人は」に、「政令で特別の規定を設けることができる。」を「投票管理者に申請し、投票管理者が投票立会人の意見を聴いて選任する者をして候補者一人の氏名を記載させ、投票箱に入れさせることができる。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める。」に改める。

第三十四條中「その従事する職務若しくは業務又は疾病その他政令の定める」を「左に掲げる」に改め、同條に次の三号を加える。

一 選挙人がその属する投票区の在る郡市の区域外（選挙に關係のある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外）において職務又は業務に従事中であるべきこと。

二 前号に掲げるものを除く外、選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票区の在る郡市の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。

三 前号に掲げるものを除く外、選挙人が疾病、負傷、妊娠若しくは不具のため又は産褥に在るため歩行が著しく困難であるべきこと。

第五十條第四項を削る。

第五十一條中「、第二項及び第三項」を削る。

第五十三條第三項中「選挙の期日前三日まで」を「都道府縣及び市の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村の議会の議員又は長の選挙にあつては選挙の期日前二日まで」に改め、同項の次に次の五項を加える。

普通地方公共団体の長の選挙について前三項の規定により届出のあつた候補者が二人以上ある場合において、選挙の期日の前日まで候補者が死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、その選挙の期日は、第二十四條第四項又は第五項の規定により告示した期日後五日に当る日にこれを延期するものとする。この場合においては、当該選挙に関する事務を管



理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道府縣の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において市町村長の選挙について前項に規定する事由が生じたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨を都道府縣の選挙管理委員会に報告しなければならない。

都道府縣知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において、都道府縣知事の選挙について第四項に規定する事由が生じ、且つ、市町村長の選挙についてもまた前項の規定による報告により第四項に規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府縣の選挙管理委員会は、選挙の期日を延期し、その報告のあつた日（二以上の報告があつたときは最後の報告のあつた日）から七日以内に選挙を同時に行わせなければならない。この場合においてはその期日は、少くとも五日前にこれを告示しなければならない。

第二十五條第一項又は第三項の規定により普通地方公共団体の選挙を同時に行う場合において、普通地方公共団体の長の選挙について第四項に規定する事由が生じた場合に関し必要な事項は、前項の規定に該当する場合を除く外、政令でこれを定める。

第四項及び第六項の場合においては、これらの規定による告示があつた日から都道府縣知事又は市長の選挙にあつては選挙の期日前三日まで、町村長の選挙にあつては選挙の期日前二日まで、第一項又は第二項の例により、候補者の届出又は推薦届出をする

ことができる。

同條第六項中「第三項」の下に「、第八項」を加える。  
第五十六條第二項乃至第四項中「第六項」を「第十一項」に改める。

第五十八條第一項を次のように改める。

普通地方公共団体の議会の議員の選挙において第五十三條第一項乃至第三項の規定による届出があつた候補者がその選挙における議員の定数を超えないとき、普通地方公共団体の長の選挙において同條第一項乃至第三項又は第八項の規定による届出があつた候補者が一人であるときは、投票は、これを行わない。

第五十九條 当選人が定まつたときは、選挙長は、直ちに当選人の住所氏名及び得票数、その選挙における各候補者の得票総数その他選挙の次第を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

前項の報告があつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、且つ、当選人の住所氏名を告示しなければならない。市町村の選挙にあつては、併せて都道府縣の選挙管理委員会にもこれを報告しなければならない。

当選人がないとき、又は普通地方公共団体の議会の議員の選挙において当選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

前項の報告があつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。市町村の選挙にあつては、併せて都道府縣の選挙管理委員会にもこれを報告しなければならない。

第六十一條第三項第一号中「内務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第六十三條第二項中「第六項」を「第十一項」に改める。

第六十五條第一項中「第二項」を「第四項」に改め、「第三項」の下に「又は第八項」を加え、同條第二項中「第二項」を「第四項」に改め、同條第四項の次に次の五項を加える。

第一項の選挙において第三項の規定により告示のあつた期日から選挙の期日の前日までに候補者が死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、その選挙の期日は、第一項の規定にかかわらず、第三項の規定により告示した期日後五日に当る日にこれを延期するものとする。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道府縣知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において、市町村長の選挙について前項に規定する事由が生じたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨を都道府縣の選挙管理委員会に報告しなければならない。

都道府縣知事の選挙について第五項に規定する事由が生じ、且

つ、市町村長の選挙についてもまた前項の規定による報告により第五項に規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府縣の選挙管理委員会は、選挙の期日を延期し、その報告のあつた日（二以上の報告があつたときは最後の報告のあつた日）から七日以内に選挙を同時に行わせなければならない。この場合においては、その期日は、少くとも五日前にこれを告示しなければならない。

第二十五條第三項の規定により都道府縣知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において、そのいずれかの選挙について第五項に規定する事由が生じた場合に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第五項及び第七項の場合又は第一項の選挙において第三項の規定による告示のあつた日前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合においては、その一人の候補者及び第一項又は第四項の規定により候補者とならなかつた者で有効投票の最多数を得たもの一人を以て候補者とする。得票数が同数であるため得票数によつては候補者を定めることができなるときは、選挙管理委員会がくじでこれを定める。

同條第七項前段を次のように改める。  
第一項の選挙について、第五項に規定する事由が生じた場合又は第三項の規定による告示のあつた日前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合において、第九項の規定によりあらたに候補者となる者がなきとき、又



は同項の規定による候補者の一人が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、投票は、これを行わない。

同條第八項中「第七項」を「第十項」に改める。

第六十六條第一項中「第一項又は第二項」を「第二項又は第四項」に、同條第五項中「第一項若しくは第二項」を「第二項若しくは第四項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

普通地方公共団体の長の選挙に関する争訟については、訴訟の裁決は訴願を受理した日から六十日以内に、訴訟の判決は事件を受理した日から百日以内にこれをするように努めなければならない。

第六十八條第一項中「第一項」を「第二項」に改める。

第七十二條に次の二項を加える。

衆議院議員選挙法第九十條但書の規定は、前項の規定にかかわらず、都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、これを準用しない。

第一項において準用する衆議院議員選挙法第九十條但書の規定により都道府県知事選挙につき選挙事務所を五箇所まで設置することのできる都道府県及び選挙事務所の数は、全国選挙管理委員会がこれを定める。

第七十七條及び第八十二條中「内務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第八十四條に次の但書を加える。

を妨げない。但し、普通地方公共団体の長の歳入歳出予算の提出の権限を侵すことはできない。

第百條第一項の次に次の八項を加える。

民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定があるものを除く外、前項の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。但し、勾引又は過料に関する規定は、この限りでない。

第一項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は五千円以下の罰金に処する。

議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。

議会が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録

但し、第五十八條第五項の規定により当選人と定められた普通地方公共団体の議会の議員又は長となつた者に対する解職の請求は、その就職の日から一年以内においても、これを行うことができる。

第八十六條第三項中「内務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第九十一條第二項及び第三項を次のように改める。

前項の議員の定数は、條例で特にこれを減少することができる。

前二項の規定による議員の定数の変更は、総選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

第七條第一項又は第二項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、條例で、議員の定数を増減することができる。但し、新人口に基く第一項の議員の定数を増やして増加することはできない。

前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに應じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

第九十六條第一項第八号中「団体等」を「公共団体等」に改める。

第九十七條に次の一項を加える。

議会は、歳入歳出予算について、増額してこれを議決することの提出をしなければならない。

第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。

前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。

議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條に次の五項を加える。

議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

政府は、都道府県の議会に官報及び政府の刊行物を、市町村の議会に官報及び市町村に特に関係があると認める政府の刊行物を送付しなければならない。

都道府県は、当該都道府県の区域内の市町村の議会及び他の都道府県の議会に、公報及び適当と認める刊行物を送付しなければならない。



議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。第四百四條中「議事を整理し、」の下に「議会の事務を統理し、」を加える。

第六百六條第一項及び第二項中「故障」を「事故」に改める。第六百十三條中「議事を開き議決する」を「会議を開く」に改める。第六百二十三條第三項中「内務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四百四十六條 主務大臣は、國の機関としての都道府府縣知事の権限に属する國の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣の処分違反するものがあると認めるとき、又はその國の事務の管理若しくは執行を怠るものがあると認めるときは、文書を以て、当該都道府府縣知事に対し、その旨を指摘し、期限を定め、その行すべき事項を命令することができる。

主務大臣は、都道府府縣知事が前項の期限までに当該事項を行わないときは、高等裁判所に対し、当該事項を行ふべきことを命ずる旨の裁判を請求することができる。

主務大臣は、高等裁判所に対し前項の規定による請求をしたときは、直ちに文書を以て、その旨を当該都道府府縣知事に通告するとともに、当該高等裁判所に対し、その通告をした日時、場所及び方法を通知しなければならない。

当該高等裁判所は、第二項の規定による請求を受けたときは、

は都道府府縣知事の処分違反するものがあると認める場合又はその國の事務の管理若しくは執行を怠るものがあると認める場合においては、前十一項の例により、その行すべき事項を命令し、地方裁判所の裁判を請求し若しくは当該市町村長に代つて当該事項を行い、又はこれを罷免することができる。

第八項又は前項の規定により罷免された者は、その日から二年間、都道府府縣に属する國の官吏となり、又は地方公共団体の公職に就くことができない。

第八項又は第十二項の規定による罷免に対する不服の訴は、その罷免の通知のあつた日から三十日以内にこれを提起しなければならない。

第八項又は第十二項の規定による罷免に対する不服の訴は、都道府府縣知事にあつては第二項の裁判をした高等裁判所、市町村長にあつては高等裁判所の管轄に専属する。

前項の規定により普通地方公共団体の長の罷免を不当とする裁判があつたときは、罷免された者は、その裁判が確定した日から、第十三項の規定により失つた資格を回復する。

第二項、第四項乃至第六項、第九項及び第十二項の規定による裁判の請求、審理及び裁判の手續に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

前十七項の規定は、他の法律中にこれらに相当する規定がある場合においては、これを適用しない。

第四百四十八條 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の

審理の期日に当事者を呼び出さなければならない。審理の期日は、同項の規定による請求を受けた日から十五日以内とする。

当該高等裁判所は、主務大臣の請求が理由があると認めるときは、当該都道府府縣知事に対し、期限を定めて当該事項を行ふべきことを命ずる旨の裁判をしなければならない。

主務大臣は、都道府府縣知事が前項の裁判に従い同項の期限までに、なお、当該事項を行わないときは、当該高等裁判所に対し、その事実の確認の裁判を請求することができる。この場合においては、裁判所は、十日以内に当事者を呼び出して審理をしなければならない。

主務大臣は、前項の確認の裁判があつたときは、都道府府縣知事に代つて当該事項を行うことができる。

内閣総理大臣は、第六項の確認の裁判があつたときは、当該都道府府縣知事を罷免することができる。

第六項の確認の裁判があつた場合においては、都道府府縣知事は、その後第五項の裁判に従い当該事項を行つたことを証明して、その裁判をした高等裁判所に対し、前項の規定による内閣総理大臣の権限を消滅させる裁判を請求することができる。

第五項又は第六項の裁判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、上訴することができる。

前項の規定による上訴は、執行停止の効力を有しない。

都道府府縣知事は、國の機関としての市町村長の権限に属する國の事務の管理若しくは執行が法令の規定若しくは主務大臣若しくは

事務並びに従來法令により及び將來法律又は政令によりその権限に属する國、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。

第五百五十二條第一項中「故障があるとき」を「事故があるとき、又は長が欠けたときに」、「順序により」を「順序、又はその定がないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で」に改め、同條第二項中「助役にも故障があるとき」を「助役にも事故があるとき若しくは副知事若しくは助役も欠けたとき」に、「町村長に故障があるとき」を「町村長に事故があるとき若しくは町村長が欠けたとき」に改める。

第五百五十四條 普通地方公共団体の長は、その補助機関たる職員を指揮監督する。

第五百五十六條第一項中「警察署」を「保健所」に改め、同條第三項中「行政機関」を「地方行政機関」に改め、同條に次の二項を加える。

國の地方行政機関（駐在機関を含む以下本條中これに同じ。）は、國會の承認を経なければ、これを設けてはならない。國の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、國においてこれを負担しなければならない。

前項の規定は、司法行政及び懲戒機関、警察機関、鉄道現業官署、電信、電話及び郵便官署（簡易保険及び貯金官署を含む。）、文教施設、國立の病院及び療養施設、航行施設、氣象官署、水路



第二 行政法

官署、港湾建設機関、営林署並びに専ら國費を以て行う工事の施行機関については、これを適用しない。  
第五百五十八條第一項を次のように改める。  
都道府縣知事の権限に属する事務を分掌させるため、都道府縣に左の局部を置く。

第一 都

一 総務部

- (一) 職員の進退及び身分に関する事項
- (二) 議会及び都の行政一般に関する事項
- (三) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- (四) 他の主管に属しない事項

二 財務部

- (一) 都の予算、税その他の財務に関する事項

三 民生局

- (一) 社会福祉に関する事項
- (二) 社会保険に関する事項

四 教育局

- (一) 教育学藝に関する事項

五 経済局

- (一) 農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項
- (二) 物資の配給及び物價の統制に関する事項
- (三) 度量衡に関する事項

六 建設局

- (一) 建設及び復興一般に関する事項
- (二) 都市計画に関する事項
- (三) 住宅及び建築に関する事項
- (四) 土木に関する事項

七 交通局

- (一) 交通に関する事項

八 水道局

- (一) 水道に関する事項

九 衛生局

- (一) 保健衛生に関する事項
- (二) 保健所に関する事項

十 労働局

- (一) 労働に関する事項

第二 道府縣

一 総務部

- (一) 職員及び道府縣の行政一般に関する事項
- (二) 議会及び道府縣の行政一般に関する事項
- (三) 道府縣の予算、税その他の財務に関する事項
- (四) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- (五) 他の主管に属しない事項

二 民生部

- (一) 社会福祉に関する事項
- (二) 社会保険に関する事項

三 教育部

- (一) 教育学藝に関する事項

四 經濟部

- (一) 農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項
- (二) 物資の配給及び物價の統制に関する事項
- (三) 度量衡に関する事項
- (四) 労働に関する事項

五 土木部

- (一) 土木に関する事項
- (二) 都市計画に関する事項
- (三) 住宅及び建築に関する事項
- (四) 交通に関する事項

六 衛生部

- (一) 保健衛生に関する事項
- (二) 保健所に関する事項

七 農地部

(一) 農地関係の調整に関する事項  
(二) 開拓及び入植に関する事項  
道府縣は、特別の必要があるときは、前項の規定にかかわらず、條例で、左の部を設けることができる。但し、農林部を設けた場合においては商工部を、商工部を設けた場合においては農林部を設けることはできない。

第一 道府縣

二 一部改正

817841

第二 道

一 開拓部

(一) 開拓及び入植に関する事項  
第五百五十九條第二項中「千円」を「二千円」に改める。  
第七十條第二項中「出納長又は収入役に故障があるとき」を「出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは收



入役が欠けたとき」に、「順序により」を「順序、又はその定がないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で」に改め、同條第四項中「故障があるとき」を「事故があるとき、又は収入役が欠けたとき」に改める。

第七十二條に次の一項を加える。

第一項の吏員に関する職階制、試験、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務その他身分取扱に関しては、この法律及びこれに基く政令に定めるものを除く外、別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律の定めるところによる。

第七十五條第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改める。

第八十三條第四項中「第二項若しくは第三項の規定による処分又はこれに関する判決」を「第二項の規定による判決」に改める。

第八十七條第三項中「故障があるとき」を「事故があるとき、又は委員長が欠けたとき」に改める。

第八十九條第三項中「故障」を「事故」に改める。

第九十二條中「法律」を「普通地方公共団体の職員に関して規定する法律」に改める。

第九十三條中「委員長」の下に「、第七十二條第四項の規定は選挙管理委員会の書記に」を加える。

第二百一條中「、監査委員」を「監査委員に、第七十二條第四項の規定は監査委員の事務を補助する書記」に改める。

第二百四條第一項及び第二百五條中「法律」を「別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律」に改める。

第二百二十條に次の一項を加える。

國が普通地方公共団体の財産又は營造物を使用するときは、國庫においてその使用料を負担しなければならない。但し、当該普通地方公共団体の議会の同意があつた場合は、この限りでない。

第二百二十二條に次の二項を加える。

普通地方公共団体の長は、政令の定めるところにより、その権限に属する國、他の地方公共団体その他公共団体の事務につき、手数料を徴収することができる。

前項の手数料は、当該普通地方公共団体の収入とする。

第二百二十三條第一項中「手数料」を「前條第一項の手数料」に、「、條例で」を「條例で、同條第二項の手数料に関する事項については法律又は政令に定めるものを除く外規則で」に改め、同條第二項中「手数料」を「前條第一項の手数料」に、「、條例で」を「條例で、同條第二項の手数料の徴收を免れた者については規則で」に改め、同條第三項中「手数料」を「前條第一項の手数料」に、「、條例で」を「條例で、同條第二項の手数料の徴收に関しては規則で」に改める。

第二百二十六條に次の一項を加える。

普通地方公共団体は、地方債を起すについては、所轄行政廳の許可を必要としない。但し、第二百五十條の規定の適用はあるものとする。

142719

第二百二十八條に次の一項を加える。

普通地方公共団体の長若しくはその補助機関たる職員又は選挙管理委員会が國、他の地方公共団体その他公共団体の事務を執行するため要する経費は、法律又は政令に特別の定があるものを除く外、当該普通地方公共団体がこれを支出する義務を負う。

第二百二十九條第一項を削り、同條第二項中「普通地方公共団体」を「従來法令により及び將來法律又は政令により普通地方公共団体に」、「の長」を「又はその長」に、「職員又は」を「職員若しくは」に改める。

第二百三十八條中「内務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二百四十二條第二項中「都道府縣にあつては翌翌年度の通常予算を議する會議、市町村にあつては」を削り、同條第三項中「内務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二百四十三條に次の三項を加える。

普通地方公共団体は、公金の徴收若しくは支出の権限を私の団体若しくは個人に委任し、若しくはその権限をこれらの者をして行わせ、又はこれらの者をして營業の免許その他これに類する処分及びこれらの処分に関係のある公金の徴收に關與させてはならない。但し、法律の定めるところにより源泉において徴收する税金又は消費者若しくは行爲者が消費若しくは行爲の際支拂すべき税金を徴收させることを妨げない。

前項但書の規定により普通地方公共団体の徴收すべき税金を徴收する私の団体の代表者（代表者がないときはこれに準ずる者）

又は個人は、当該普通地方公共団体の規則の定めるところにより計算をし、計算書並びにその証拠となるべき帳簿及び書類を当該普通地方公共団体の出納長又は収入役に提出し、その検査を受けなければならない。計算書並びにその証拠となるべき帳簿及び書類には、当該団体の税金徴收の責任者又は当該個人がその眞正であることを保証する旨を記載し、且つ、これに署名し、印をおさなければならない。

前項の検査により公金の取扱について不正の廉があることが判明したときは、出納長又は収入役は、檢察官に直ちにその旨を通知しなければならない。

第二百四十四條に第一項として次のように加える。

普通地方公共団体の長は、條例の定めるところにより、毎年二回以上予算の使用の状況、収入の状況並びに財産、公債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を説明する文書を作成し、これを住民に公表しなければならない。

第二百四十六條中「事務」を「財務に關係のある事務」に改める。

第二百四十七條 普通地方公共団体の長及び副知事若しくは助役（第二百五十二條第二項の規定による普通地方公共団体の長の職務代理者を含む。以下本條中これに同じ。）にともに事故があるとき、又は普通地方公共団体の長及び副知事若しくは助役がともに欠けたときは、事故のある者を除く外、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の事務吏員が普通地方公共団体の長の職務を行ふ。



出納長及び副出納長若しくは収入役及び副収入役(第七十條第四項の規定による収入役職務代理者を含む。以下本條中これに同じ。)とともに事故があるとき、又は出納長及び副出納長若しくは収入役及び副収入役がともに欠けたときは、事故のある者を除く外、当該普通地方公共団体の規則で定めた上席の出納員が出納長又は収入役の職務を行う。

第二百四十九條中「所轄行政廳が当該普通地方公共団体の議会の同意を得てこれを定める」を「当該普通地方公共団体の選挙管理委員に対する給與の例によりこれを定める」に改める。

第二百五十條中「変更しようとするときは、」の下に「当分の間、」を加える。

第二百五十一條 削除

第二百五十二條中「前條に掲げるもの」を「第三條第三項の條例」に改める。

第二百五十五條中「第二項乃至第三項」を「第一項及び第二項」に改める。

第二百五十九條第一項中「関係都道府縣の議会の意見を徴して内務大臣がこれを定める。」を「都道府縣知事が、当該都道府縣の議会の議決を経てこれを定め、内閣総理大臣に届け出なければならぬ。」に改め、同條第三項中「その町村の属すべき区域は、都道府縣知事が内務大臣の許可を得てこれを定める。」を「その町村の属すべき郡の区域は、第一項の例によりこれを定める。」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項乃至第三項の場合においては、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

同條第四項中「前三項」を「第一項乃至第三項」に改める。

第二百六十條第一項中「議会の議決を経、都道府縣知事の許可を得てこれを定める。」を「当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府縣知事に届け出なければならぬ。」に改め、同條第二項中「前項の規定により許可をしたとき」を「前項の規定による届出を受理したとき」に、「内務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二百六十一條第一項中「内閣総理大臣を経由、」を削り、「内務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條第二項及び第四項中「内務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同條第五項を削り、同條第六項中「その旨を奏上する」を「当該法律の公布の手続をとる」に改める。

「第三編

特別地方公共団体

及び地方公共団体

に関する特別

第一章 特別地方公共団体

第一節 特別市

「第三編 特別地方公共団体 第一章 特別市」

に改める。

第二百六十四條

特別市は、その公共事務並びに法律又は政令により特別市に属するもの及び従來法令により都道府縣及び市に属するもの(政令で特別の定をするものを除く。)の外、その区域内におけるその他の行政事務で國の事務に属しないものを処理する。第二百六十五條第三項中「内務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、

同條第五項後段を削り、同條に次の一項を加える。

第二項の法律は、第二百六十一條及び第二百六十二條の規定により、関係都道府縣の選挙人の賛否の投票に付さなければならぬ。

第二百六十八條第三項中「及び部内の行政事務」を削り、「その権限に属する」及び「市長の権限に属する」の下に「國、」を加える。

第二百七十一條第五項中「故障があるとき」を「事故があるとき、又は区長が欠けたとき」に改める。

第二百七十七條中「第九十一條」の下に「第一項及び第三項」を加える。

「第二節 特別区」を「第二章 特別区」に改める。

第二百八十一條第二項中「特別区に属する事務」を「特別区に属するもの」に、「都の区に属する事務」を「都の区に属するもの」外、その区域内におけるその他の行政事務で國の事務に属しないものに改める。

「第三節 地方公共団体の組合」を「第三章 地方公共団体の組合」に改める。

第二百八十四條第一項、第二百八十六條第一項及び第二百八十八條第一項中「内務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二百八十九條後段を削る。

第二百九十三條中「、第二百八十八條及び第二百八十九條」を「及び第二百八十八條」に改める。

「第四節 財産区」を「第四章 財産区」に改める。

第二編 第二章を削る。

附則第一條但書中「、警察署」を削り、同條に次の一項を加える。

別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律は、昭和二十三年四月一日までに、これを制定しなければならない。

附則第五條第一項中「別に法律」を「別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律」に改める。

附則第六條を次のように改める。

第六條 削除

附則第七條第一項中「、警察署」を削る。

附則第九條中「別に法律」を「別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律」に改める。

附則

第一條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。但し、第二十六條及び第二十七條の改正規定並びに附則第四條は昭和二十二年十二月二十日から、全國選挙管理委員会に関する規定は公布の日から、これを施行する。

第二條 従前の地方自治法第九十一條第二項の規定により議員の定数を増加した市町村においては、現任議員の任期中に限り、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに應じて、その定数は、同條第一項の定数に至るまで減少するものとする。



第三條 地方自治法第五十八條第一項但書の規定により設けた部  
で同條同項の改正規定により設けることができなくなつたもの  
は、この法律施行の日から九十日以内に限りこれを存続させるこ  
とができる。

第四條 昭和二十二法律第二号(衆議院議員選挙法第十二條の特  
例等に関する件)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「昭和二十一年法律第三十号(衆議院議員選挙  
人名簿等の臨時特例に関する件)第一條の規定による」を「衆議  
院議員選挙法第十二條第一項の規定により昭和二十二年九月十五  
日の現在で調製する」に、「市区町村会議員選挙管理委員会」を「市  
町村の選挙管理委員会」に改め、「本人の」を削り、同條第二項  
の中「市区町村(これに準ずるものを含む。以下これに同じ。)」を  
「市町村(特別区、全部事務組合及び役場事務組合を含む。以下  
これに同じ。)」に、「市区町村の区域」を「市町村の区域(特別  
区については特別区の存する区域)」に、「住居」を「住所」に改  
め、同項の次に次の一項を加える。

第一項の選挙人名簿を調製する場合には、衆議院議員  
選挙法第五條第一項及び第十二條第一項の規定による年齢及び  
住所の期間は、選挙の期日よりこれを算定する。

同條第四項中「東京都制第九十三條ノ十三第一項、道府縣制第  
七十四條ノ十三第一項、市制第七十三條ノ九第一項、町村制第六  
十一條ノ八第一項及び第三百三十六條並びに東京都制施行令第七十  
八條ノ十第一項の規定による選挙」を「地方自治法第六十五條第

一項の規定による選挙(特別区並びに全部事務組合及び役場事務  
組合におけるこれに相当する選挙を含む。)」に、同條第五項中「前  
三項」を「前四項」に改める。

第二條第一項中「東京都制第十六條ノ十一第一項、市制第二十  
條ノ二第一項及び町村制第十七條ノ二第一項」を「地方自治法第  
二十六條第一項及び第二項」に改める。

第三條を削る。

第五條 この法律施行の際地方公共団体の徴収すべき税金、分担  
金、使用料及び手数料その他の公金を現に徴収している団体の代  
表者(代表者がいないときはこれに準ずる者)又は個人は、当該地  
方公共団体の規則の定めるところにより、この法律施行の日から  
三十日以内に計算をし、計算書並びにその証拠となるべき帳簿及  
び書類を当該地方公共団体の出納長又は収入役に提出し、その檢  
査を受けなければならない。計算書並びにその証拠となるべき帳  
簿及び書類には、当該団体の公金徴収の責任者又は当該個人がそ  
の眞正であることを保証する旨を記載し、且つ、これに署名し、  
印をおさなければならない。

前項の書類は、当該地方公共団体の規則の定めるところによ  
り、執務時間中住民の閲覧に供さなければならない。

第一項の検査により公金の取扱について不正の態があることが  
判明したときは、出納長又は収入役は、檢察官に直ちにその旨を  
通知しなければならない。

前項の規定による事件に関し檢察官の請求があつたときは、最

高裁判所の定めるところにより裁判所は、当該団体の解散を命ず  
ることができる。

前項の規定により解散を命ぜられた団体は、最高裁判所の定め  
る手続に従い、直ちに解散しなければならない。

第一項の期間内に計算書並びにその証拠となるべき帳簿及び書  
類を提出しないとき、又はこれらの書類に虚偽の記載をしたとき  
は、当該団体の代表者又は当該個人は、二年以下の懲役又は二十  
万円以下の罰金に処する。但し、情状によりこれらの刑を併科す  
ることを妨げない。

第六條 この法律の施行に関し必要な規定は、政令でこれを定め  
る。

### (39) 地方税法の一部を改正する法

律(昭和二十二年十二月七日(内務・大藏)  
法律第百五十六号(大臣署名))

地方税法の一部を次のように改正する。

第四十五條ノ三第一項中「百二十圓」を「百八十圓」に改める。

第五十八條第一号中「國民學校營繕費」を「小學校營繕費、中學  
校營繕費」に改める。

第六十五條第一項中「八十圓」を「百二十圓」に改める。

第八十五條ノ二中「國民學校營繕費」を「小學校營繕費、中學校  
營繕費」に改める。

二 一部改正

第八十五條ノ四第一項中「百二十圓」を「百八十圓」に、「八十  
圓」を「百二十圓」に改め、同條第三項中「百二十圓」を「百八十  
圓」に、「二百圓」を「三百圓」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十二年度分から、これを適用する。

### (40) 地方税法の一部を改正する法

律(昭和二十二年十二月十三日(内務・大藏)  
法律第百八十三号(大臣署名))

地方税法の一部を次のように改正する。

第四十五條ノ三第一項中「百八十圓」を「二百四十圓」に改める。

第六十五條第一項中「百二十圓」を「百六十圓」に改める。

第八十五條ノ四第二項中「百八十圓」を「二百四十圓」に、「百  
二十圓」を「百六十圓」に改め、同條第三項中「百八十圓」を「二  
百四十圓」に、「三百圓」を「四百圓」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十二年度分から、これを適用する。



第三 司法法



### 第三 司法法

#### 一 新制定法

#### (41) 裁判所予備金に関する法律

(昭和二十二年十月十五日) (司法大  
法律 第一百十七号) (臣署名)

第一條 裁判所の予備金は、最高裁判所長官が、これを管理する。  
第二條 裁判所の予備金を支出するには、事前に、時宜によつては  
事後に、最高裁判所の裁判官会議の承認を経なければならない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

#### (42) 國の利害に係るある訴訟に ついでに法務総裁の権限等に關 する法律

(昭和二十二年十二月十七日) (内閣總理以下  
法律 第九十四号) (各大臣署名)

第一條 國を当事者又は参加人とする訴訟については、法務総裁  
一 新制定法

が、國を代表する。

第二條 法務総裁は、所部の職員でその指定するものに前條の訴訟  
を行わせることができる。

法務総裁は、行政廳の所管し、又は監督する事務に係る前條の  
訴訟について、必要があると認めるときは、当該行政廳の意見を  
聽いた上、当該行政廳の職員で法務総裁の指定するものにその訴  
訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、そ  
の訴訟については、法務総裁の指揮を受けるものとする。

第三條 前條の規定は、法務総裁が弁護士を訴訟代理人に選任し、  
第一條の訴訟を行わせることを妨げない。

第四條 法務総裁は、國の利害又は公共の福祉に重大な関係のある  
訴訟において、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、自ら意見を  
述べ、又はその指定する所部の職員に意見を述べさせることがで  
きる。

第五條 行政廳は、所部の職員でその指定するものに行政廳を当事  
者又は参加人とする訴訟を行わせることができる。

前項の規定は、行政廳が弁護士を訴訟代理人に選任し、同項の  
訴訟を行わせることを妨げない。

第六條 前條第一項の訴訟については、行政廳は、法務総裁の指揮  
を受けるものとする。

法務総裁は、前條第一項の訴訟について、必要があると認める  
ときは、所部の職員でその指定するものにその訴訟を行わせ、又  
は同項若しくは同條第二項の規定により行政廳の指定し、若しく



第三 司法法

は選任した者を解任することができる。  
公正取引委員会の審決に係る訴訟については、前二項の規定を適用しない。

第七條 第二條、第五條第一項又は前條第二項の規定により法務総裁又は行政廳の指定した者は、当該訴訟について、代理人の選任以外の一切の裁判上の行為をする権限を有する。

第八條 調停事件その他非訟事件については、第一條乃至前條の規定を準用する。

附則

この法律は、法務廳設置法施行の日から、これを施行する。行政廳の職員でこの法律施行の際現に係属している第一條又は第八條の事件について國を代表しているものは、その事件については、これを第二條第二項（第八條において準用する場合を含む。）の規定により法務総裁の指定した者とみなす。  
郵便貯金法の一部を次のように改正する。  
第五條 削除

(43) 裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律

（昭和二十二年十月二十九日）司法大  
法律 第二百二十七号（臣署名）

第一條（免官） 裁判官は、回復の困難な心身の故障のために職務を

には、その原因たる事実及び証拠によりこれを認められた理由を示さなければならぬ。

裁判所は、前項の裁判をする前に当該裁判官の陳述を聴かなければならぬ。

第八條（抗告） 高等裁判所が分限事件についてした裁判に対しては、最高裁判所の定めるところにより抗告をすることができる。

抗告裁判所の裁判については、前條の規定を準用する。

第九條（手続の費用） 分限事件の手続の費用は、國庫の負担とする。

第十條（手続の中止） 分限事件の裁判手続は、当該裁判官について刑事又は彈劾の裁判事件が係属する間は、これを中止することができる。

第十一條（裁判手続） 分限事件の裁判手続は、この法律に特別の規定のあるものを除いて、最高裁判所の定めるところによる。

第十二條（裁判の通知） 第一條第一項の裁判が確定したときは、最高裁判所は、その旨を内閣に通知しなければならない。

第十三條（過料の裁判の執行） 懲戒による過料の裁判の執行については、非訟事件手続法第二百八條の規定を準用する。

第十四條（裁判官以外の裁判所職員の懲戒等） 左に掲げる職員の懲戒による免官は、一級のものについては、裁判所職員高等懲戒委員会会の議決を具した最高裁判所の申出により内閣が、二級のものについては、裁判所職員高等懲戒委員会会の議決により最高裁判所が、三級のものについては、裁判所職員普通懲戒委員会会の議決により、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判

一 新制定法

執ることができなると裁判された場合及び本人が免官を願ひ出た場合には、日本國憲法の定めるところによりその官の任命を行う権限を有するものにおいてこれを免することができない。

前項の願出は、最高裁判所を経てこれをしなければならぬ。  
第二條（懲戒） 裁判官の懲戒は、戒告又は一万円以下の過料とする。

第三條（裁判権） 各高等裁判所は、その管轄区域内の地方裁判所及び簡易裁判所の裁判官に係る第一條第一項の裁判及び前條の懲戒に関する事件（以下分限事件という。）について裁判権を有する。  
最高裁判所は、左の事件について、裁判権を有する。  
一 第一審且つ終審として、最高裁判所及び各高等裁判所の裁判官に係る分限事件  
二 終審として、高等裁判所が前項の裁判権に基いてした裁判に対する抗告事件

第四條（合議体） 分限事件は、高等裁判所においては、五人の裁判官の合議体で、最高裁判所においては、大法廷で、これを取り扱う。

第五條（管轄） 分限事件の管轄裁判所は、第六條の申立の時を標準としてこれを定める。  
第六條（事件の開始） 分限事件の裁判手続は、裁判所法第八十條の規定により当該裁判官に対して監督権を行う裁判所の申立により、これを開始する。

第七條（裁判） 第一條第一項の裁判又は第二條の懲戒の裁判をする

所又は各地方裁判所がこれを行う。

- 一 最高裁判所事務総長
- 二 最高裁判所長官秘書官
- 三 司法研修所教官
- 四 裁判所調査官
- 五 裁判所事務官
- 六 裁判所技官

前項に掲げる職員の懲戒による減俸は、一級のもの及び二級のものについては、裁判所職員高等懲戒委員会会の議決により最高裁判所が、三級のものについては、裁判所職員普通懲戒委員会会の議決により、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所又は各地方裁判所がこれを行う。

第一項に掲げる職員の懲戒による譴責は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所又は各地方裁判所が行う。  
裁判所職員高等懲戒委員会及び裁判所職員普通懲戒委員会に関する規程は、最高裁判所がこれを定める。

執行吏の懲戒は、最高裁判所の定めるところにより各地方裁判所が行う。  
不具廢疾又は心身の衰弱に因り職務を執ることができないことを理由とする第一項に掲げる職員（最高裁判所長官秘書官を除く。）の免官についても、また同項と同様とする。

附則



第三 司法法

この法律は、公布の日から、これを施行する。  
執達吏懲戒令は、これを廃止する。

(44) 副検事の任命資格の特例に關する法律

(昭和二十二年十二月十七日) 司法大  
法律 第九十九号 (臣署名)

副検事は、この法律施行の日から一年以内に限り、檢察廳法第十八條第二項の規定にかかわらず、副検事の職務に必要な学識経験のある者で副検事選考委員会の選考を経たものの中からこれを任命することができる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

(45) 民法の一部を改正する法律

(昭和二十二年十二月二十二日) 司法大  
法律 第一百二十二号 (臣署名)

民法の一部を次のように改正する。

第一條を第一條ノ三とし、第一編中第一章の前に次の二條を加える。

第一條 私權ハ公共ノ福祉ニ違フ

權利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ從ヒ誠實ニ之ヲ爲スコトヲ要ス  
權利ノ濫用ハ之ヲ許サズ

第一條ノ二 本法ハ個人ノ尊嚴ト兩性ノ本質的平等トヲ旨トシテ之ヲ解釋スヘシ

第七條中「裁判所」を「家事審判所」に改め、「戸主、」を削る。  
第十條及び第十二條第二項中「裁判所」を「家事審判所」に改める。

第十四條乃至第十八條 削除

第十九條第二項中「夫又ハ法定代理人ニ對シ」を「法定代理人ニ對シ其權限内ノ行爲ニ付キ」に改め、同項但書を削り、同條第四項中「及ヒ妻」、「又ハ夫ノ許可」、「又ハ妻」及び「又ハ許可」を削る。  
第二十五條乃至第三十條及び第三十二條第一項中「裁判所」を「家事審判所」に改める。

第九十七條ノ二第四項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。  
第二百十條第二項を削る。

第二百二十四條第三項中「夫又ハ」を削る。

第二百五十九條第二項を削る。

第五百十九條ノ二 夫婦ノ一方カ他ノ一方ニ對シテ有スル權利ニ付テハ婚姻解消ノ時ヨリ六ヶ月内ハ時効完成セス

第七十一條及び第七十二條中「執達吏」を「執行吏」に改める。

第三百八條第二項中「又ハ家族」を削る。

第三百十條中「並ニ家族」を削る。

第四百五十條第一項第三号を削り、同條第二項中「又ハ第三號」を削る。

第四編及び第五編を次のように改める。

民法

第四編 親族

第一章 總則

第二章 婚姻

第一節 婚姻の成立

第一款 婚姻の要件

第二款 婚姻の無効及び取消

第二節 婚姻の効力

第三節 夫婦財産制

第一款 總則

第二款 法定財産制

第四節 離婚

第一款 協議上の離婚

第二款 裁判上の離婚

第三章 親子

第一節 実子

第二節 養子

第一款 縁組の要件

第二款 縁組の無効及び取消

一 新制定法

第三款 縁組の効力

第四款 離縁

第四章 親權

第一節 總則

第二節 親權の効力

第三節 親權の喪失

第五章 後見

第一節 後見の開始

第二節 後見の機関

第一款 後見人

第二款 後見監督人

第三節 後見の事務

第四節 後見の終了

第六章 扶養

第五編 相続

第一章 總則

第二章 相続人

第三章 相続の効力

第一節 總則

第二節 相続分

第三節 遺産の分割

第四章 相続の承認及び放棄

第一節 總則



第三 司法法

第二節 承認

第一款 單純承認

第二款 限定承認

第三節 放棄

第五章 財産の分離

第六章 相続人の不在

第七章 遺言

第一節 總則

第二節 遺言の方式

第一款 普通の方式

第二款 特別の方式

第三節 遺言の効力

第四節 遺言の執行

第五節 遺言の取消

第八章 遺留分

民法

第四編 親族

第一章 總則

第七百二十五條 左に掲げる者は、これを親族とする。

一 六親等内の血族

二 配偶者

三 三親等内の姻族

第七百二十六條 親等は、親族間の世教を教えて、これを定める。

傍系親族の親等を定めるには、その一人又はその配偶者から同一の始祖にさかのぼり、その始祖から他の一人に下るまでの世教による。

第七百二十七條 養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間における同一の親族関係を生ずる。

第七百二十八條 姻族関係は、離婚によつて終了する。

夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思を表示したときも、前項と同様である。

第七百二十九條 養子、その配偶者、直系卑属及びその配偶者と養親及びその血族との親族関係は、離縁によつて終了する。

第七百三十條 直系血族及び同居の親族は、互に扶け合わなければならぬ。

第二章 婚姻

第一節 婚姻の成立

第一款 婚姻の要件

第七百三十一條 男は、満十八歳に、女は、満十六歳にならなければ、婚姻をすることができない。

第七百三十二條 配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。

第七百三十三條 女は、前婚の解消又は取消の日から六箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

女が前婚の解消又は取消の前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。

第七百三十四條 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。但し、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。

第七百三十五條 直系姻族の間では、婚姻をすることができない。

第七百二十八條の規定によつて姻族関係が終了した後も、同様である。

第七百三十六條 養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系尊属との間では、第七百二十九條の規定によつて親族関係が終了した後も、婚姻をすることができない。

第七百三十七條 未成年の子が婚姻するには、父母の同意を得なければならぬ。

父母の一方が同意しないときは、他の一方の同意だけで足りる。父母の一方が知れないとき、死亡したとき、又はその意思を表示することができないときも、同様である。

第七百三十八條 禁治産者が婚姻するには、その後見人の同意を要しない。

第七百三十九條 婚姻は、戸籍法の定めるところによりこれを届け出ることによつて、その効力を生ずる。

前項の届出は、当事者双方及び成年の証人二人以上から、口頭又は署名した書面で、これをしなければならぬ。

第七百四十條 婚姻の届出は、その婚姻が第七百三十一條乃至第七百三十七條及び前條第二項の規定その他の法令に違反しないことを認めた後でなければ、これを受理することができない。

一 新制定法

第七百四十一條 外國に在る日本人間で婚姻をしようとするときは、その國に駐在する日本の大使、公使又は領事にその届出をすることが出来る。この場合には、前二條の規定を準用する。

第二款 婚姻の無効及び取消

第七百四十二條 婚姻は、左の場合に限り、無効とする。

一 人違ふ他の事由によつて当事者間に婚姻をする意思がないとき。

二 当事者が婚姻の届出をしないとき。但し、その届出が第七百三十九條第二項に掲げる条件を欠くだけであるときは、婚姻は、これがために、その効力を妨げられることがない。

第七百四十三條 婚姻は、第七百四十四條乃至第七百四十七條の規定によらなければ、これを取消することができない。

第七百四十四條 第七百三十一條乃至第七百三十六條の規定に違反した婚姻は、各当事者、その親族又は檢察官から、その取消を裁判所に請求することが出来る。但し、檢察官は、当事者の一方が死亡した後は、これを請求することができない。

第七百三十二條又は第七百三十三條の規定に違反した婚姻については、当事者の配偶者又は前配偶者も、その取消を請求することが出来る。

第七百四十五條 第七百三十一條の規定に違反した婚姻は、不適齢者が適齢に達したときは、その取消を請求することができない。

不適齢者は、適齢に達した後、なお三箇月間は、その婚姻の取消を請求することが出来る。但し、適齢に達した後に追認をした



ときは、この限りでない。

第七百四十六條 第七百三十三條の規定に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消の日から六箇月を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消を請求することができない。

第七百四十七條 詐偽又は強迫によつて婚姻をした者は、その婚姻の取消を裁判所に請求することができる。

前項の取消権は、当事者が、詐欺を發見し、若しくは強迫を免かれた後三箇月を経過し、又は追認をしたときは、消滅する。

第七百四十八條 婚姻の取消は、その効力を既往に及ぼさない。

婚姻の当時その取消の原因があることを知らなかつた当事者が、婚姻によつて財産を得たときは、現に利益を受ける限度において、その返還をしなければならない。

婚姻の当時その取消の原因を知つていた当事者は、婚姻によつて得た利益の全部を返還しなければならない。なお、相手方が善意であつたときは、これに対して損害を賠償する責に任ずる。

第七百四十九條 第七百六十六條乃至第七百六十九條の規定は、婚姻の取消につきこれを準用する。

第二節 婚姻の効力

第七百五十條 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

第七百五十一條 夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に復することができる。

第七百六十九條の規定は、前項及び第七百二十八條第二項の場合にこれを準用する。

第七百五十二條 夫婦は同居し、互に協力し扶助しなければならない。

第七百五十三條 未成年者が婚姻をしたときは、これによつて成年に達したものとみなす。

第七百五十四條 夫婦間で契約をしたときは、その契約は、婚姻中、何時でも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。但し、第三者の権利を害することができない。

第三節 夫婦財産制

第一款 総則

第七百五十五條 夫婦が、婚姻の届出前に、その財産について別段の契約をしなかつたときは、その財産関係は、次の款に定めるところによる。

第七百五十六條 夫婦が法定財産制と異なる契約をしたときは、婚姻の届出までにその登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に対抗することができない。

第七百五十七條 外國人が、夫の本國の法定財産制と異なる契約をした場合において、婚姻の後、日本の國籍を取得し、又は日本に住所を定めるときは、一年以内にその契約を登記しなければ、日本においては、これを夫婦の承継人及び第三者に対抗することができない。

第七百五十八條 夫婦の財産関係は、婚姻届出の後、これを變更

することができない。

夫婦の一方が、他の一方の財産を管理する場合において、管理が失当であつたことによつてその財産を危うくしたときは、他の一方は、自らその管理をすることを家事審判所に請求することができる。

共有財産については、前項の請求とともにその分割を請求することができる。

第七百五十九條 前條の規定又は契約の結果によつて、管理者を變更し、又は共有財産の分割をしたときは、その登記をしなければならない。これを夫婦の承継人及び第三者に対抗することができない。

第二款 法定財産制

第七百六十條 夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。

第七百六十一條 夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによつて生じた債務について、連帯してその責に任ずる。但し、第三者に対し責に任じない旨を予告した場合は、この限りでない。

第七百六十二條 夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする。

夫婦のいずれに属するか明かでない財産は、その共有に属するものと推定する。

第四節 離婚

第一款 協議上の離婚

一新制定法

第七百六十三條 夫婦は、その協議で、離婚をすることができる。

第七百六十四條 第七百三十八條、第七百三十九條及び第七百四十七條の規定は、協議上の離婚にこれを準用する。

第七百六十五條 離婚の届出は、その離婚が第七百三十九條第二項及び第八百十九條第一項の規定その他の法令に違反しないことを認められた後でなければ、これを受理することができない。

離婚の届出が前項の規定に違反して受理されたときでも、離婚は、これがために、その効力を妨げられることがない。

第七百六十六條 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護についての必要事項は、その協議でこれを定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家事審判所が、これを定める。

子の利益のため必要があると認めるときは、家事審判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。

前二項の規定は、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生ずることがない。

第七百六十七條 婚姻によつて氏を改めた夫又は妻は、協議上の離婚によつて婚姻前の氏に復する。

第七百六十八條 協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分與を請求することができる。

前項の規定による財産の分與について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家



事審判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。但し、離婚の時から二年を経過したときは、この限りでない。

前項の場合には、家事審判所は、当事者双方がその協力によつて得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分與をさせるべきかどうか並びに分與の額及び方法を定める。

第七百六十九條 婚姻によつて氏を改めた夫又は妻が、第八百九十七條第一項の権利を承継した後、協議上の離婚をしたときは、当事者その他の関係人の協議で、その権利を承継すべき者を定めなければならない。

前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、前項の権利を承継すべき者は、家事審判所がこれを定める。

第二款 裁判上の離婚

第七百七十條 夫婦の一方は、左の場合に限り、離婚の訴を提起することができる。

- 一 配偶者に不貞な行爲があつたとき。
  - 二 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
  - 三 配偶者の生死が三年以上明かでないとき。
  - 四 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込がないとき。
  - 五 その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。
- 裁判所は、前項第一号乃至第四号の事由があるときでも、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。

第七百七十一條 第七百六十六條乃至第七百六十九條の規定は、裁判上の離婚にこれを準用する。

第三章 親子

第一節 実子

第七百七十二條 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

婚姻成立の日から二百日後又は婚姻の解消若しくは取消の日から三百日以内に生れた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

第七百七十三條 第七百三十三條第一項の規定に違反して再婚をした女が出産した場合において、前條の規定によつてその子の父を定めることができないときは、裁判所が、これを定める。

第七百七十四條 第七百七十二條の場合において、夫は、子が嫡出であることを否認することができる。

第七百七十五條 前條の否認権は、子又は親権を行う母に対する訴によつてこれを行う。親権を行う母がないときは、家事審判所は、特別代理人を選任しなければならない。

第七百七十六條 夫が、子の出生後において、その嫡出であることを承認したときは、その否認権を失う。

第七百七十七條 否認の訴は、夫が子の出生を知つた時から一年以内にこれを提起しなければならない。

第七百七十八條 夫が禁治産者であるときは、前條の期間は、禁治産の取消があつた後夫が子の出生を知つた時から、これを起算する。

第七百七十九條 嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知する

ことができる。

第七百八十條 認知をするには、父又は母が無能力者であるときでも、その法定代理人の同意を要しない。

第七百八十一條 認知は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつてこれをする。

認知は、遺言によつても、これをするができる。

第七百八十二條 成年の子は、その承諾がなければ、これを認知することができる。

第七百八十三條 父は、胎内に在る子でも、これを認知することができる。この場合には、母の承諾を得なければならない。

父又は母は、死亡した子でも、その直系卑屬があるときに限り、これを認知することができる。この場合において、その直系卑屬が成年者であるときは、その承諾を得なければならない。

第七百八十四條 認知は、出生の時にさかのぼつてその効力を生ずる。但し、第三者が既に取得した権利を害することができない。

第七百八十五條 認知をした父又は母は、その認知を取り消すことができない。

第七百八十六條 子その他の利害関係人は、認知に対して反対の事実を主張することができる。

第七百八十七條 子、その直系卑屬又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴を提起することができる。但し、父又は母の死亡の日から三年を経過したときは、この限りでない。

第七百八十八條 第七百六十六條の規定は、父が認知する場合にこ

一新制定法

れを準用する。

第七百八十九條 父が認知した子は、その父母の婚姻によつて嫡出子たる身分を取得する。

婚姻中父母が認知した子は、その認知の時から、嫡出子たる身分を取得する。

前二項の規定は、子が既に死亡した場合にこれを準用する。

第七百九十條 嫡出である子は、父母の氏を称する。但し、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する。

嫡出でない子は、母の氏を称する。

第七百九十一條 子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家事審判所の許可を得て、その父又は母の氏を称することができる。

子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わつて、前項の行爲をすることができる。

前二項の規定によつて氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から一年以内に従前の氏に復することができる。

第二節 養子

第一款 縁組の要件

第七百九十二條 成年に達した者は、養子とすることができる。

第七百九十三條 尊屬又は年長者は、これを養子とすることができる。

第七百九十四條 後見人が被後見人を養子とするには、家事審判所



第三 司法法

の許可を得なければならぬ。後見人の任務が終了した後、まだ管理の計算が終わらない間も、同様である。

第七百九十五條 配偶者のある者は、その配偶者とともにしなければ、縁組をすることができない。但し、夫婦の一方が他の一方の子を養子とする場合は、この限りでない。

第七百九十六條 前條の場合において、夫婦の一方がその意思を表示することができないときは、他の一方は、双方の名義で、縁組をすることができる。

第七百九十七條 養子となる者が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わつて、縁組の承諾をすることができる。

第七百九十八條 未成年者を養子とするには、家事審判所の許可を得なければならない。但し、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合は、この限りでない。

第七百九十九條 第七百三十八條及び第七百三十九條の規定は、縁組にこれを準用する。

第八百條 縁組の届出は、その縁組が第七百九十二條乃至前條の規定その他の法令に違反しないことを認められた後でなければ、これを受理することができない。

第八百一條 外國に在る日本人間で縁組をしようとするときは、その國に駐在する日本の大使、公使又は領事にその届出をすることが出来る。この場合には、第七百三十九條及び前條の規定を準用する。

第二款 縁組の無効及び取消

第八百二條 縁組は左の場合に限り、無効とする。

一 入違その他の事由によつて当事者間に縁組をする意思がないとき。

二 当事者が縁組の届出をしないとき。但し、その届出が第七百三十九條第二項に掲げる條件を欠くだけであるときは、縁組は、これがために、その効力を妨げられることがない。

第八百三條 縁組は、第八百四條乃至第八百八條の規定によらなければ、これを取消することができない。

第八百四條 第七百九十二條の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消を裁判所に請求することができる。但し、養親が成年に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

第八百五條 第七百九十三條の規定に違反した縁組は、各当事者又はその親族から、その取消を裁判所に請求することができる。

第八百六條 第七百九十四條の規定に違反した縁組は、養子又はその実方の親族から、その取消を裁判所に請求することができる。但し、管理の計算が終わつた後、養子が追認をし、又は六箇月を経過したときは、この限りでない。

追認は、養子が、成年に達し、又は能力が回復した後、これをしなければ、その効力がない。養子が、成年に達せず、又は能力を回復しない間に、管理の計算が終わつた場合には、第一項但書の期間は、養子が、成年に達し、又は能力を回復した時から、これを起算する。

第八百七條 第七百九十八條の規定に違反した縁組は、養子、その実方の親族又は養子に代わつて縁組の承諾をした者から、その取消を裁判所に請求することができる。但し、養子が、成年に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

第八百八條 第七百四十七條及び第七百四十八條の規定は、縁組にこれを準用する。但し、第七百四十七條第二項の期間は、これを六箇月とする。

第七百六十九條及び第八百十六條の規定は、縁組の取消にこれを準用する。

第三款 縁組の効力

第八百九條 養子は、縁組の日から、養親の嫡出子たる身分を取得する。

第八百十條 養子は、養親の氏を称する。

第四款 離縁

第八百十一條 縁組の当事者は、その協議で、離縁をすることが出来る。

養子が十五歳未満であるときは、その離縁は、養親と養子に代わつて縁組の承諾をする権利を有する者との協議でこれをする。養親が死亡した後に養子が離縁をしようとするときは、家事審判所の許可を得て、これを行うことができる。

第八百十二條 第七百三十八條、第七百三十九條、第七百四十七條及び第八百八條第一項但書の規定は、協議上の離縁にこれを準用する。

第八百十三條 離縁の届出は、その離縁が第七百三十九條第二項及び第八百十一條の規定その他の法令に違反しないことを認められた後でなければ、これを受理することができない。

離縁の届出が前項の規定に違反して受理されたときでも、離縁は、これがために、その効力を妨げられることがない。

第八百十四條 縁組の当事者の一方は、左の場合に限り、離縁の訴を提起することができる。

- 一 他の一方から悪意で遺棄されたとき。
二 養子の生死が三年以上明かでないとき。
三 その他縁組を継続し難い重大な事由があるとき。

第七百七十條第二項の規定は、前項第一号及び第二号の場合にこれを準用する。

第八百十五條 養子が満十五歳に達しない間は、その縁組につき承諾を有する者から、離縁の訴を提起することが出来る。

第八百十六條 養子は、離縁によつて縁組前の氏に復する。

第八百十七條 第七百六十九條の規定は、離縁にこれを準用する。

第四章 親権

第一節 総則

第八百十八條 成年に達しない子は、父母の親権に服する。子が養子であるときは、養親の親権に服する。親権は、父母の婚姻中は、父母が共同してこれを行う。但し、父母の一方が親権が行うことができないときは、他の一方が、これをを行う。



第八百十九條 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。

裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。

子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は、母がこれを行う。但し、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。

父が認知した子に対する親権は、父母の協議で父を親権者と定めたときに限り、父がこれを行う。

第一項、第三項又は前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家事審判所は、父又は母の請求によつて、協議に代わる審判をすることができ、

子の利益のため必要があると認めるときは、家事審判所は、子の親族の請求によつて、親権者を他の一方に変更することができる。

第二節 親権の効力

第八百二十條 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第八百二十一條 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

第八百二十二條 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家事審判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。

を以て、その管理権を行わなければならない。

第八百二十八條 子が成年に達したときは、親権を行つた者は、遅滞なくその管理の計算をしなければならない。但し、その子の養育及び財産の管理の費用は、その子の財産の収益とこれを相殺したものとみなす。

第八百二十九條 前條但書の規定は、無償で子に財産を與える第三者が反対の意思を表示したときは、その財産については、これを適用しない。

第八百三十條 無償で子に財産を與える第三者が、親権を行う父又は母にこれを管理させない意思を表示したときは、その財産は、父又は母の管理に属しないものとする。

前項の財産につき父母が共に管理権を有しない場合において、第三者が管理者を指定しなかつたときは、家事審判所は、子、その親族又は檢察官の請求によつて、その管理者を選任する。

第三者が管理者を指定したときでも、その管理者の権限が消滅し、又はこれを改任する必要がある場合において、第三者が更に管理者を指定しないときも、前項と同様である。

第二十七條乃至第二十九條の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

第八百三十一條 第六百五十四條及び第六百五十五條の規定は、親権を行う者が子の財産を管理する場合及び前條の場合にこれを準用する。

第八百三十二條 親権を行つた者とその子との間に財産の管理につ

一 新制定法

子を懲戒場に入れる期間は、六箇月以下の範囲内で、家事審判所がこれを定める。但し、この期間は、親権を行う者の請求によつて、何時でも、これを短縮することができる。

第八百二十三條 子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

親権を行う者は、第六條第二項の場合には、前項の許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

第八百二十四條 親権を行う者は、子の財産を管理し、又、その財産に関する法律行為によつてその子を代表する。但し、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

第八百二十五條 父母が共同して親権を行う場合において、父母の一方が、共同の名義で、子に代わつて法律行為をし、又は子のこれをするに同意したときは、その行為は、他の一方の意思に反したときでも、これがために、その効力を妨げられることがない。但し、相手方が悪意であつたときは、この限りでない。

第八百二十六條 親権を行う父又は母とその子と利益が相反する行為については、親権を行う者は、その子のために特別代理人を選任することを家事審判所に請求しなければならない。

親権を行う者が数人の子に対して親権を行う場合において、その一人と他の子との利益が相反する行為については、その一方のために、前項の規定を準用する。

第八百二十七條 親権を行う者は、自己のためにすると同一の注意

いて生じた債権は、その管理権が消滅した時から五年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

子がまだ成年に達しない間に管理権が消滅した場合において子に法定代理人がないときは、前項の期間は、その子が成年に達し、又は後任の法定代理人が就職した時から、これを起算する。

第八百三十三條 親権を行う者は、その親権に服する子に代わつて親権を行う。

第三節 親権の喪失

第八百三十四條 父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家事審判所は、子の親族又は檢察官の請求によつて、その親権の喪失を宣告することができる。

第八百三十五條 親権を行う父又は母が、管理が失当であつたことによつてその子の財産を危うくしたときは、家事審判所は、子の親族又は檢察官の請求によつて、その管理権の喪失を宣告することができる。

第八百三十六條 前二條に定める原因が止んだときは、家事審判所は、本人又はその親族の請求によつて、失権の宣告を取り消すことができる。

第八百三十七條 親権を行う父又は母は、やむを得ない事由があるときは、家事審判所の許可を得て、親権又は管理権を辞すことができる。

前項の事由が止んだときは、父又は母は、家事審判所の許可を得て、親権又は管理権を回復することができる。



第三 司法法

第五章 後見

第一節 後見の開始

第八百三十八條 後見は、左の場合に開始する。

- 一 未成年者に対して親権を行う者がなく、又は親権を行う者が管理権を有しないとき。
- 二 禁治産の宣告があつたとき。

第二節 後見の機関

第一款 後見人

第八百三十九條 未成年者に対して最後に親権を行う者は、遺言で、後見人を指定することができる。但し、管理権を有しない者は、この限りでない。

親権を行う父母の一方が管理権を有しないときは、他の一方は、前項の規定によつて後見人の指定をすることができる。

第八百四十條 夫婦の一方が禁治産の宣告を受けたときは、他の一方は、その後見人となる。

第八百四十一條 前二條の規定によつて後見人となるべき者がなく、ときは、家事審判所は、被後見人の親族その他の利害関係人の請求によつて、後見人を選任する。後見人が欠けたときも、同様である。

第八百四十二條 父若しくは母が親権若しくは管理権を辭し、後見人がその任務を辭し、又は父若しくは母が親権を失つたことによつて後見人を選任する必要が生じたときは、その父、母又は後見人は、遅滞なく後見人の選任を家事審判所に請求しなければならぬ。

ない。

第八百四十三條 後見人は、一人でなければならない。

第八百四十四條 後見人は、正当な事由があるときは、家事審判所の許可を得て、その任務を辭することができる。

第八百四十五條 後見人に不正な行爲、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家事審判所は、後見監督人又は被後見人の親族の請求によつて、これを解任することができる。

第八百四十六條 左に掲げる者は、後見人となることができない。

- 一 未成年者
- 二 禁治産者及び準禁治産者
- 三 家事審判所で免ぜられた法定代理人又は保佐人
- 四 破産者
- 五 被後見人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族
- 六 行方の知れない者

第八百四十七條 第八百四十條乃至前條の規定は、保佐人にこれを準用する。

保佐人又はその代表する者と準禁治産者との利益が相反する行爲については、保佐人は、臨時保佐人の選任を家事審判所に請求しなければならない。

第二款 後見監督人

第八百四十八條 後見人を指定することができる者は、遺言で、後

見監督人を指定することができる。

第八百四十九條 前條の規定によつて指定した後見監督人がない場合において必要があると認めるときは、家事審判所は、被後見人の親族又は後見人の請求によつて、後見監督人を選任することができる。後見監督人の欠けた場合も、同様である。

第八百五十條 後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、後見監督人となることができない。

第八百五十一條 後見監督人の職務は、左の通りである。

- 一 後見人の事務を監督すること。
- 二 後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家事審判所に請求すること。
- 三 急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること。
- 四 後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行爲について被後見人を代表すること。

第八百五十二條 第六百四十四條及び第八百四十四條乃至第八百四十六條の規定は、後見監督人にこれを準用する。

第三節 後見の事務

第八百五十三條 後見人は、遅滞なく、被後見人の財産の調査に著手し、一箇月以内に、その調査を終わり、且つ、その目録を調製しなければならない。但し、この期間は、家事審判所において、これを伸長することができる。

財産の調査及びその目録の調製は、後見監督人があるときは、その立会を以てこれをしなければ、その効力がない。

一 新制定法

第八百五十四條 後見人は、目録の調製が終わるまでは、急迫の必要がある行爲のみをする権限を有する。但し、これを善意の第三者に対抗することができない。

第八百五十五條 後見人が、被後見人に対し、債権を有し、又は債務を負う場合において、後見監督人があるときは、財産の調査に著手する前に、これを後見監督人に申し出なければならない。

後見人が、被後見人に対し債権を有することを知つてこれを申し出ないときは、その債権を失う。

第八百五十六條 前三條の規定は、後見人が就職した後被後見人が包括財産を取得した場合にこれを準用する。

第八百五十七條 未成年者の後見人は、第八百二十條乃至第八百二十三條に規定する事項について、親権を行う者と同一の権利義務を有する。但し、親権を行う者が定めた教育の方法及び居所を変更し、未成年者を懲戒場に入れ、営業を許可し、その許可を取り消し、又はこれを制限するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

第八百五十八條 禁治産者の後見人は、禁治産者の資力に應じて、その療養看護に努めなければならない。

禁治産者を精神病院その他これに準ずる施設に入れ、又は私宅に監置するには、家事審判所の許可を得なければならない。

第八百五十九條 後見人は、被後見人の財産を管理し、又、その財産に関する法律行爲について被後見人を代表する。

第八百二十四條但書の規定は、前項の場合にこれを準用する。



第八百六十條 第八百二十六條の規定は、後見人にこれを準用する。但し、後見監督人がある場合は、この限りでない。

第八百六十一條 後見人は、その就職の初において、被後見人の生活、教育又は療養看護及び財産の管理のために毎年費すべき金額を予定しなければならない。

第八百六十二條 家事審判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によつて、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に與えることができる。

第八百六十三條 後見監督人又は家事審判所は、何時でも、後見人に対し後見の事務の報告若しくは財産の目録の提出を求め、又は後見の事務若しくは被後見人の財産の状況を調査することができる。

家事審判所は、後見監督人、被後見人の親族その他の利害関係人の請求によつて、又は職権で、被後見人の財産の管理その他後見の事務について必要な処分を命ずることができる。

第八百六十四條 後見人が、被後見人に代わつて營業若しくは第十二條第一項に掲げる行爲をし、又は未成年者がこれをするに同意するには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。但し、元本の領收については、この限りでない。

第八百六十五條 後見人が、前條の規定に違反してし、又は同意を與えた行爲は、被後見人又は後見人において、これを取り消すことができる。この場合には、第十九條の規定を準用する。

前項の規定は、第二百一十一條乃至第二百二十六條の規定の適用を妨げない。

妨げない。

第八百六十六條 後見人が被後見人の財産又は被後見人に対する第三者の権利を譲り受けたときは、被後見人は、これを取り消すことができる。この場合には、第十九條の規定を準用する。

前項の規定は、第二百一十一條乃至第二百二十六條の規定の適用を妨げない。

第八百六十七條 後見人は、未成年者に代わつて親権を行う。第八百五十三條乃至第八百五十七條及び第八百六十一條乃至前條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八百六十八條 親権を行う者が管理権を有しない場合には、後見人は、財産に関する権限のみを有する。

第八百六十九條 第六百四十四條及び第八百三十條の規定は、後見人にこれを準用する。

第四節 後見の終了

第八百七十條 後見人の任務が終了したときは、後見人又はその相続人は、二箇月以内にその管理の計算をしなければならぬ。但し、この期間は、家事審判所において、これを伸長することができる。

第八百七十一條 後見の計算は、後見監督人があるときは、その立会を以てこれをする。

第八百七十二條 未成年者が成年に達した後後見の計算の終了前においてこれを取り消すことができる。その者が後見人又はその

相続人に対してした單獨行爲も、同様である。

第十九條及び第二百一十一條乃至第二百二十六條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八百七十三條 後見人が被後見人に返還すべき金額及び被後見人が後見人に返還すべき金額には、後見の計算が終了した時から、利息をつけなければならない。

後見人が自己のために被後見人の金銭を消費したときは、その消費の時から、これに利息をつけなければならない。なお、損害があつたときは、その賠償の責に任ずる。

第八百七十四條 第六百五十四條及び第六百五十五條の規定は、後見人にこれを準用する。

第八百七十五條 第八百三十二條に定める時効は、後見人又は後見監督人と被後見人との間において後見に關して生じた債権にこれを準用する。

前項の時効は、第八百七十二條の規定によつて法律行爲を取り消した場合には、その取消の時から、これを起算する。

第八百七十六條 前條第一項の規定は、保佐人と準禁治産者との間にこれを準用する。

第六章 扶養

第八百七十七條 直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務がある。

家事審判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることが

一新制定法

できる。

前項の規定による審判があつた後事情に変更を生じたときは、家事審判所は、その審判を取り消すことができる。

第八百七十八條 扶養をする義務のある者が数人ある場合において、扶養をすべき者の順序について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家事審判所が、これを定める。扶養を受ける権利のある者が数人ある場合において、扶養義務者の資力がその全員を扶養するに足りないとき、扶養を受けるべき者の順序についても、同様である。

第八百七十九條 扶養の程度又は方法について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、扶養権利者の需要、扶養義務者の資力その他一切の事情を考慮して、家事審判所が、これを定める。

第八百八十條 扶養をすべき者若しくは扶養を受けるべき者の順序又は扶養の程度若しくは方法について協議又は審判があつた後事情に変更を生じたときは、家事審判所は、その協議又は審判の変更又は取消をすることができる。

第八百八十一條 扶養を受ける権利は、これを処分することができる。

第五編 相続

第一章 総則

第八百八十二條 相続は、死亡によつて開始する。

第八百八十三條 相続は、被相続人の住所において開始する。



第八百八十四條 相続回復の請求権は、相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知つた時から五年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。相続開始の時から二十年を経過したときも、同様である。

第八百八十五條 相続財産に関する費用は、その財産の中から、これを支弁する。但し、相続人の過失によるものは、この限りでない。

前項の費用は、遺留分権利者が贈與の滅殺によつて得た財産を以て、これを支弁することを要しない。

第二章 相続人

第八百八十六條 胎児は、相続については、既に生れたものとみなす。

前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、これを適用しない。

第八百八十七條 被相続人の直系卑属は、左の規定に従つて相続人となる。

一 親等の異なつた者の間では、その近い者を先にする。

二 親等の同じである者は、同順位で相続人となる。

第八百八十八條 前條の規定によつて相続人となるべき者が、相続の開始前に、死亡し、又はその相続権を失つた場合において、その者に直系卑属があるときは、その直系卑属は、前條の規定に従つてその者と同順位で相続人となる。

前項の規定の適用については、胎児は、既に生まれたものとみなす。

なす。但し、死体で生まれたときは、この限りでない。

第八百八十九條 左に掲げる者は、前二條の規定によつて相続人となるべき者がない場合には、左の順位に従つて相続人となる。

第一 直系尊属

第二 兄弟姉妹

第八百八十七條の規定は、前項第一号の場合に、同條第二号及び前條の規定は、前項第二号の場合にこれを準用する。

第八百九十條 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、前三條の規定によつて相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

第八百九十一條 左に掲げる者は、相続人となることができない。

一 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位に在る者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者。

二 被相続人の殺害されたことを知つて、これを告発せず、又は告訴しなかつた者。但し、その者に是非の弁別がないとき、又は被害者が自己の配偶者若しくは直系血族であつたときは、この限りでない。

三 詐欺又は強迫によつて、被相続人が相続に関する遺言をし、これを取り消し、又はこれを変更することを妨げた者

四 詐偽又は強迫によつて、被相続人に相続に関する遺言をさせ、これを取り消させ、又はこれを変更させた者

五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、

又は隠匿した者

第八百九十二條 遺留分を有する推定相続人が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があつたときは、被相続人は、その推定相続人の廃除を家事審判所に請求することができる。

第八百九十三條 被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思を表示したときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく家事審判所に廃除の請求をしなければならぬ。この場合において、廃除は、被相続人の死亡の時にさかのぼつてその効力を生ずる。

第八百九十四條 被相続人は、何時でも、推定相続人の廃除の取消を家事審判所に請求することができる。

前條の規定は、廃除の取消にこれを準用する。

第八百九十五條 推定相続人の廃除又はその取消の請求があつた後その審判が確定する前に相続が開始したときは、家事審判所は、親族、利害関係人又は検察官の請求によつて、遺産の管理について必要な処分を命ずることが出来る。廃除の遺言があつたときも、同様である。

家事審判所が管理人を選任した場合には、第二十七條乃至第二十九條の規定を準用する。

第三章 相続の効力

第一節 総則

第八百九十六條 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に

属した一切の権利義務を承継する。但し、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

第八百九十七條 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前條の規定にかかわらず、慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する。但し、被相続人の指定に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が、これを承継する。

前項本文の場合において慣習が明かでないときは、前項の権利を承継すべき者は、家事審判所がこれを定める。

第八百九十八條 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

第八百九十九條 各共同相続人は、その相続分に應じて被相続人の権利義務を承継する。

第二節 相続分

第九百條 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、左の規定に従う。

一 直系卑属及び配偶者が相続人であるときは、直系卑属の相続分は、三分の二とし、配偶者の相続分は、三分の一とする。

二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分及び直系尊属の相続分は、各二分の一とする。

三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、三分の二とし、兄弟姉妹の相続分は、三分の一とする。

四 直系卑属、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。但し、嫡出でない直系卑属の



相続分は、嫡出である直系卑属の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

第九百一節 第八百八十八條の規定によつて相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであつたものと同じである。但し、直系卑属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであつた部分について、前條の規定に従つてその相続分を定める。

前項の規定は、第八百八十九條第二項の規定によつて兄弟姉妹の直系卑属が相続人となる場合にこれを準用する。

第九百二節 被相続人は、前二條の規定にかかわらず、遺言で、共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することが出来る。但し、被相続人又は第三者は、遺留分に関する規定に違反することができない。

被相続人が、共同相続人中の一人若しくは数人の相続分のみを定め、又はこれを定めさせたときは、他の共同相続人の相続分は、前二條の規定によつてこれを定める。

第九百三節 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本として贈與を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した財産の價額にその贈與の價額を加えたものを相続財産とみなし、前三條の規定によつて算定した相続分の中からその遺贈又は贈與の價額を控除し、その残額を以てその者の相続分とする。

遺贈又は贈與の價額が、相続分の價額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

被相続人が前二項の規定と異なつた意思を表示したときは、その意思表示は、遺留分に関する規定に反しない範囲内で、その効力を有する。

第九百四節 前條に掲げる贈與の價額は、受贈者の行爲によつて、その目的たる財産が滅失し、又はその價格の増減があつたときでも、相続開始の当時なお原状のままに在るものとみなしてこれを定める。

第九百五節 共同相続人の一人が分割前にその相続分を第三者に譲り渡したときは、他の共同相続人は、その價額及び費用を償還して、その相続分を譲り受けることができる。

前項に定める権利は、一箇月以内にこれを行わなければならない。

第三節 遺産の分割

第九百六節 遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の職業その他一切の事情を考慮してこれをする。

第九百七節 共同相続人は、第九百八節の規定によつて被相続人が遺言で禁じた場合を除く外、何時でも、その協議で、遺産の分割をすることができる。

遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割

を家事審判所に請求することができる。

前項の場合において特別の事由があるときは、家事審判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、分割を禁ずることが出来る。

第九百八節 被相続人は、遺言で、分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から五年を超えない期間内分割を禁ずることが出来る。

第九百九節 遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼつてその効力を生ずる。但し、第三者の権利を害することができない。

第九百十節 相続の開始後認知によつて相続人となつた者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既に分割その他の処分をしたときは、價額のみによる支拂の請求権を有する。

第九百十一節 各共同相続人は、他の共同相続人に対して、賣主と同じく、その相続分に應じて担保の責に任ずる。

第九百十二節 各共同相続人は、その相続分に應じ、他の共同相続人が分割によつて受けた債権について、分割の当時に於ける債務者の資力を担保する。

弁済期に至らない債権及び停止条件附の債権については、各共同相続人は、弁済をすべき時における債務者の資力を担保する。

第九百十三節 担保の責に任ずる共同相続人中に償還をする資力のない者があるときは、その償還することができない部分は、求償者及び他の資力のある者が、各々その相続分に應じてこれを分担

する。但し、求償者に過失があるときは、他の共同相続人に対して分担を請求することができない。

第九百十四節 前三條の規定は、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、これを適用しない。

第四章 相続の承認及び放棄

第一節 総則

第九百十五節 相続人は、自己のために相続の開始があつたことを知つた時から三箇月以内に、單純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならぬ。但し、この期間は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、家事審判所において、これを伸長することができる。

相続人は、承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることが出来る。

第九百十六節 相続人が承認又は放棄をしないで死亡したときは、前條第一項の期間は、その者の相続人が自己のために相続の開始があつたことを知つた時から、これを起算する。

第九百十七節 相続人が無能力者であるときは、第九百十五節第一項の期間は、その法定代理人が無能力者のために相続の開始があつたことを知つた時から、これを起算する。

第九百十八節 相続人は、その固有財産における同一の注意を以て、相続財産を管理しなければならない。但し、承認又は放棄をしたときは、この限りでない。

家事審判所は、利害關係人又は檢察官の請求によつて、何時で



も、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。家事審判所が管理人を選任した場合には、第二十七條乃至第二十九條の規定を準用する。

第九百十九條 承認及び放棄は、第九百十五條第一項の期間内でも、これを取り消すことができない。

前項の規定は、第一編及び前編の規定によつて承認又は放棄の取消をすることを妨げない。但し、その取消権は、追認をすることができるときから六箇月間これを行わないときは、時効によつて消滅する。承認又は放棄の時から十年を経過したときも、同様である。

第二節 承認

第一款 單純承認

第九百二十條 相続人が單純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。

第九百二十一條 左に掲げる場合には、相続人は、單純承認をしたものとみなす。

- 一 相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。但し、保存行為及び第六百二條に定める期間を超えない貸貸をすることは、この限りでない。
- 二 相続人が第九百十五條第一項の期間内に限定承認又は放棄をしなかつたとき。
- 三 相続人が、限定承認又は放棄をした後でも、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを用する。

財産目録中に記載しなかつたとき。但し、その相続人が放棄をしたことによつて相続人となつた者が承認をした後は、この限りでない。

第二款 限定承認

第九百二十二條 相続人は、相続によつて得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、承認をすることができる。

第九百二十三條 相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。

第九百二十四條 相続人が限定承認をしようとするときは、第九百十五條第一項の期間内に、財産目録を調製してこれを家事審判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければならぬ。

第九百二十五條 相続人が限定承認をしたときは、その被相続人に対して有した権利義務は、消滅しなかつたものとみなす。

第九百二十六條 限定承認者は、その固有財産における同一の注意を以て、相続財産の管理を継続しなければならぬ。

第六百四十五條、第六百四十六條、第六百五十條第一項、第二項及び第九百十八條第二項、第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百二十七條 限定承認者は、限定承認をした後五日以内に、一切の相続債権者及び受遺者に対し、限定承認をしたこと及び一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならぬ。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。

第七十九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百二十八條 限定承認者は、前條第一項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

第九百二十九條 第九百二十七條第一項の期間が満了した後は、限定承認者は、相続財産を以て、その期間内に申し出た債権者その他知れた債権者に、各々その債権額の割合に應じて弁済をしなければならない。但し、優先権を有する債権者の権利を害することができない。

第九百三十條 限定承認者は、弁済期に至らない債権でも、前條の規定によつてこれを弁済しなければならない。

條件附の債権又は存続期間の不確定な債権は、家事審判所が選任した鑑定人の評價に従つて、これを弁済しなければならない。

第九百三十一條 限定承認者は、前二條の規定によつて各債権者に弁済をした後でなければ、受遺者に弁済をすることができない。

第九百三十二條 前三條の規定に従つて弁済をするにつき相続財産を賣却する必要があるときは、限定承認者は、これを競賣に付しなればならない。但し、家事審判所が選任した鑑定人の評價に従い相続財産の全部又は一部の價額を弁済して、その競賣を止めることができない。

第九百三十三條 相続債権者及び受遺者は、自己の費用で、相続財産の競賣又は鑑定に参加することができる。この場合には、第二百六十條第二項の規定を準用する。

一新制定法

第九百三十四條 限定承認者が、第九百二十七條に定める公告若しくは催告をすることを怠り、又は同條第一項の期間内にある債権者若しくは受遺者に弁済をしたことによつて他の債権者若しくは受遺者に弁済をすることができなくなつたときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。第九百二十九條乃至第九百三十一條の規定に違反して弁済をしたときも、同様である。

前項の規定は、情を知つて不当に弁済を受けた債権者又は受遺者に対する他の債権者又は受遺者の求償を妨げない。

第七百二十四條の規定は、前二項の場合にも、これを適用する。

第九百三十五條 第九百二十七條第一項の期間内に申し出なかつた債権者及び受遺者で限定承認者に知れなかつたものは、残余財産についてのみその権利を行うことができる。但し相続財産について特別担保を有する者は、この限りでない。

第九百三十六條 相続人が数人ある場合には、家事審判所は、相続人の中から、相続財産の管理人を選任しなければならない。

管理人は、相続人のために、これに代わつて、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行爲をする。

第九百二十七條乃至前條の規定は、管理人にこれを準用する。但し、第九百二十七條第一項に定める公告をする期間は、管理人の選任があつた後十日以内とする。

第九百三十七條 限定承認をした共同相続人の一人又は数人について第九百二十一條第一号又は第三号に掲げる事由があるときは、相続債権者は、相続財産を以て弁済を受けることができなかつた



債権額について、その者に対し、その相続分に應じて権利を行うことができる。

第三節 放棄

第九百三十八條 相続の放棄をしようとする者は、その旨を家事審判所に申述しなければならない。

第九百三十九條 放棄は、相続開始の時にさかのぼつてその効力を生ずる。

数人の相続人がある場合において、その一人が放棄をしたときは、その相続分は、他の相続人の相続分に應じてこれに帰属する。

第九百四十條 相続の放棄をした者は、その放棄によつて相続人となつた者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産における同一の注意を以て、その財産の管理を継続しなければならない。

第六百四十五條、第六百四十六條、第六百五十條第一項、第二項及び第九百十八條第二項、第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第五章 財産の分離

第九百四十一條 相続債権者又は受遺者は、相続開始の時から三箇月以内に、相続人の財産の中から相続財産を分離することを家事審判所に請求することができる。相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、その期間の満了後でも、同様である。

家事審判所が前項の請求によつて財産の分離を命じたときは、その請求をした者は、五日以内に、他の相続債権者及び受遺者に

対し、財産分離の命令があつたこと及び一定の期間内に配当加入の申出をすべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。

第九百四十二條 財産分離の請求をした者及び前條第二項の規定によつて配当加入の申出をした者は、相続財産について、相続人の債権者に先だつて弁済を受ける。

第九百四十三條 財産分離の請求があつたときは、家事審判所は、相続財産の管理について必要な処分を命ずることができる。家事審判所が管理人を選任した場合には、第二十七條乃至第二十九條の規定を準用する。

第九百四十四條 相続人は、單純承認をした後でも、財産分離の請求があつたときは、以後、その固有財産における同一の注意を以て、相続財産の管理をしなければならない。但し、家事審判所が管理人を選任したときは、この限りでない。

第六百四十五條乃至第四十七條及び第六百五十條第一項、第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百四十五條 財産の分離は、不動産については、その登記をしなければ、これを第三者に対抗することができない。

第九百四十六條 第三百四條の規定は、財産分離の場合にこれを準用する。

第九百四十七條 相続人は、第九百四十一條第一項及び第二項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

定める公告及び催告は、財産分離の請求をした債権者がこれをしなければならぬ。

第六章 相続人の不存在

第九百五十一條 相続人のあることが明かでないときは、相続財産は、これを法人とする。

第九百五十二條 前條の場合には、家事審判所は、利害関係人又は検察官の請求によつて、相続財産の管理人を選任しなければならない。

家事審判所は、遅滞なく管理人の選任を公告しなければならない。

第九百五十三條 第二十七條乃至第二十九條の規定は、相続財産の管理人にこれを準用する。

第九百五十四條 管理人は、相続債権者又は受遺者の請求があるときは、これに相続財産の状況を報告しなければならない。

第九百五十五條 相続人のあることが明かになつたときは、法人は、存立しなかつたものとみなす。但し、管理人がその権限内で行つた行為の放力を妨げない。

第九百五十六條 管理人の代理権は、相続人が相続の承認をした時に消滅する。

前項の場合には、管理人は、遅滞なく相続人に対して管理の計算をしなければならない。

第九百五十七條 第九百五十二條第二項に定める公告があつた後二箇月以内に相続人のあることが明かにならなかつたときは、管理

財産分離の請求があつたときは、相続人は、第九百四十一條第二項の期間の満了後に、相続財産を以て、財産分離の請求又は配当加入の申出をした債権者及び受遺者に、各々その債権額の割合に應じて弁済をしなければならない。但し、優先権を有する債権者の権利を害することができない。

第九百三十條乃至第九百三十四條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第九百四十八條 財産分離の請求をした者及び配当加入の申出をした者は、相続財産を以て全部の弁済を受けることができなかつた場合に限り、相続人の固有財産についてその権利を行うことができる。この場合には、相続人の債権者は、その者に先だつて弁済を受けることができる。

第九百四十九條 相続人は、その固有財産を以て相続債権者若しくは受遺者に弁済をし、又はこれに相当の担保を供して、財産分離の請求を防止し、又はその効力を消滅させることができる。但し、相続人の債権者が、これによつて損害を受けるべきことを証明して、異議を述べたときは、この限りでない。

第九百五十條 相続人が限定承認をすることができる間又は相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、その債権者は、家事審判所に対して財産分離の請求をすることができる。

第三百四條、第九百二十五條、第九百二十七條乃至第九百三十四條、第九百四十三條乃至第九百四十五條及び第九百四十八條の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、第九百二十七條に



人は、遅滞なく一切の相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は、二箇月を下ることができない。

第七十九條第二項、第三項及び第九百二十八條乃至第九百三十五條の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、第九百三十二條但書の規定は、この限りでない。

第九百五十八條 前條第一項の期間の満了後、なお、相続人のあることが明かでないときは、家事審判所は、管理人又は檢察官の請求によつて、相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は、一年を下ることができない。

第九百五十九條 前條の期間内に相続人である権利を主張する者がいないときは、相続財産は、國庫に帰属する。この場合には、第九百五十六條第二項の規定を準用する。

相続債権者及び受遺者は、國庫に対してその権利を行うことができない。

第七章 遺言

第一節 総則

第九百六十條 遺言は、この法律に定める方式に従わなければならない。

第九百六十一條 満十五歳に達した者は、遺言をすることができる。

第九百六十二條 第四條、第九條及び第十二條の規定は、遺言には、これを適用しない。

第九百六十三條 遺言者は、遺言をする時においてその能力を有しなければならない。

第九百六十四條 遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。但し、遺留分に関する規定に違反することができない。

第九百六十五條 第八百八十六條及び第八百九十一條の規定は、受遺者にこれを準用する。

第九百六十六條 被後見人が、後見の計算の終了前に、後見人又はその配偶者若しくは直系卑属の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。

前項の規定は、直系血族、配偶者又は兄弟姉妹が後見人である場合には、これを適用しない。

第二節 遺言の方式

第一款 普通的方式

第九百六十七條 遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によつてこれをしなければならない。但し、特別的方式によることを許す場合は、この限りでない。

第九百六十八條 自筆証書によつて遺言をするには、遺言者が、その全文、日附及び氏名を自書し、これに印をおさなければならない。

自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を附記して特にこれに署名し、且つ、その変更の場所に印をおさなければ、その効力がない。

第九百六十九條 公正証書によつて遺言をするには、左の方式に従

わなければならない。

一 証人二人以上の立会があること。

二 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。

三 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせること。

四 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印をおすこと。但し遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を附記して、署名に代えることができる。

五 公証人が、その証書は前四号に掲げる方式に従つて作つたものである旨を附記して、これに署名し、印をおすこと。

第九百七十條 秘密証書によつて遺言をするには、左の方式に従わなければならない。

一 遺言者が、その証書に署名し、印をおすこと。

二 遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章を以てこれに封印すること。

三 遺言者が、公証人一人及び証人二人以上の前に証書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること。

四 公証人が、その証書を提出した日附及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印をおすこと。

第九百六十八條第二項の規定は、秘密証書による遺言にこれを

一 新制定法

準用する。

第九百七十一條 秘密証書による遺言は、前條に定める方式に欠けるものがあつても、第九百六十八條の方式を具備しているときは、自筆証書による遺言としてその効力を有する。

第九百七十二條 言語を発することができない者が秘密証書によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、その証書は自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を封紙に自書して、第九百七十條第一項第三号の申述に代えなければならない。

公証人は、遺言者が前項に定める方式を踐んだ旨を封紙に記載して、申述の記載に代えなければならない。

第九百七十三條 禁治産者が本心に復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会がなければならない。

遺言に立ち会つた医師は、遺言者が遺言をする時において心神喪失の状況になかつた旨を遺言書に附記して、これに署名し、印をおさなければならない。但し、秘密証書によつて遺言をする場合には、その封紙に右の記載をし、署名し、印をおさなければならない。

第九百七十四條 左に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができない。

- 一 未成年者
- 二 禁治産者及び準禁治産者
- 三 推定相続人、受遺者及びその配偶者並びに直系血族



四 公証人の配偶者、四親等内の親族、筆生及び雇人

第九百七十五條 遺言は、二人以上の者が同一の証書でこれをする  
ことができる。

第二款 特別の方式

第九百七十六條 疾病その他の事由によつて死亡の危急に迫つた者  
が遺言をしようとするときは、証人三人以上の立会を以て、その  
一人に遺言の趣旨を口授して、これをする事ができる。この場  
合には、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他  
の証人に読み聞かせ、各証人がその筆記の正確なことを承認した  
後、これに署名し、印をおさなければならぬ。

前項の規定によつてした遺言は、遺言の日から二十日以内に、  
証人の一人又は利害関係人から家事審判所に請求してその確認を  
得なければ、その効力がない。

家事審判所は、遺言が遺言者の眞意に出たものであるとの心証  
を得なければ、これを確認することができない。

第九百七十七條 傳染病のため行政処分によつて交通を断られた場  
所に在る者は、警察官一人及び証人一人以上の立会を以て遺言書  
を作ることが出来る。

第九百七十八條 船舶中に在る者は、船長又は事務員一人及び証人  
二人以上の立会を以て遺言書を作ることが出来る。

第九百七十九條 船舶遭難の場合において、船舶中に在つて死亡の  
危急に迫つた者は、証人二人以上の立会を以て口頭で遺言をする  
ことができる。

前項の規定に従つてした遺言は、証人が、その趣旨を筆記し  
て、これに署名し、印をおし、且つ、証人の一人又は利害関係人  
から遅滞なく家事審判所に請求してその確認を得なければ、その  
効力がない。

第九百七十六條第三項の規定は、前項の場合にこれを準用す  
る。

第九百八十條 第九百七十七條及び第九百七十八條の場合には、遺  
言者、筆者、立会人及び証人は、各自遺言書に署名し、印をおさ  
なければならぬ。

第九百八十一條 第九百七十七條乃至第九百七十九條の場合におい  
て、署名又は印をおすことのできない者があるときは、立会人又  
は証人は、その事由を附記しなければならない。

第九百八十二條 第九百六十八條第二項及び第九百七十三條乃至第  
九百七十五條の規定は、第九百七十六條乃至前條の規定による遺  
言にこれを準用する。

第九百八十三條 第九百七十六條乃至前條の規定によつてした遺言  
は、遺言者が普通の方式によつて遺言をすることが出来るように  
なつた時から六箇月間生存するときは、その効力がない。

第九百八十四條 日本の領事の駐在する地に在る日本人が公正証書  
又は秘密証書によつて遺言をしようとするときは、公証人の職務  
は、領事がこれを行う。

第三節 遺言の効力

第九百八十五條 遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。

遺言に停止条件を附した場合において、その条件が遺言者の死  
亡後に成就したときは、遺言は、条件が成就した時からその効力  
を生ずる。

第九百八十六條 受遺者は、遺言者の死亡後、何時でも、遺贈の放  
棄をすることが出来る。

遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時にさかのぼつてその効力を生  
ずる。

第九百八十七條 遺贈義務者その他の利害関係人は、相当の期間を  
定め、その期間内に遺贈の承認又は放棄をすべき旨を受遺者に催  
告することが出来る。若し、受遺者がその期間内に遺贈義務者に  
対してその意思を表示しないときは、遺贈を承認したものとみな  
す。

第九百八十八條 受遺者が遺贈の承認又は放棄をしないで死亡した  
ときは、その相続人は、自己の相続権の範囲内で、承認又は放棄  
をすることが出来る。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表  
示したときは、その意思に従う。

第九百八十九條 遺贈の承認及び放棄は、これを取り消すことがで  
きない。

第九百九十九條第二項の規定は、遺贈の承認及び放棄にこれを準  
用する。

第九百九十條 包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。  
第九百九十一條 受遺者は、遺贈が弁済期に至らない間は、遺贈義  
務者に対して相当の担保を請求することができる。停止条件附の

遺贈についてその条件の成否が未定である間も同様である。

第九百九十二條 受遺者は、遺贈の履行を請求することができる時  
から果実を取得する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表  
示したときは、その意思に従う。

第九百九十三條 遺贈義務者が遺言者の死亡後に遺贈の目的物につ  
いて費用を出したときは、第二百九十九條の規定を準用する。

果実を收取するために出した通常必要費は、果実の價格を超  
えない限度で、その償還を請求することができる。

第九百九十四條 遺贈は、遺言者の死亡前に受遺者が死亡したとき  
は、その効力を生じない。

停止条件附の遺贈については、受遺者がその条件の成就前に死  
亡したときも、前項と同様である。但し、遺言者がその遺言に別  
段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第九百九十五條 遺贈が、その効力を生じないとき、又は放棄によ  
つてその効力がなくなつたときは、受遺者が受けるべきであつた  
ものは、相続人に帰属する。但し、遺言者がその遺言に別段の意  
思を表示したときは、その意思に従う。

第九百九十六條 遺贈は、その目的たる権利が遺言者の死亡の時に  
おいて相続財産に属しなかつたときは、その効力を生じない。但  
し、その権利が相続財産に属すると属しないにかかわらず、こ  
れを遺贈の目的としたものと認むべきときは、この限りでない。  
第九百九十七條 相続財産に属しない権利を目的とする遺贈が前條  
但書の規定によつて有効であるときは、遺贈義務者は、その権利



を取得してこれを受遺者に移轉する義務を負う。若し、これを取得することができないか、又はこれを取得するについて過分の費用を要するときは、その價額を弁償しなければならない。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

は、その物を遺贈の目的としたものと推定する。  
金銭を目的とする債権については、相続財産中にその債権額に相当する金銭がないときでも、その金額を遺贈の目的としたものと推定する。

第九百九十八條 不特定物を遺贈の目的とした場合において、受遺者が追奪を受けたときは、遺贈義務者は、これに対して、賣主と同じく、担保の責に任ずる。

第九百九十八條 負担附遺贈を受けた者は、遺贈の目的の價額を超えない限度においてのみ、負担した義務を履行する責に任ずる。

第九百九十九條 遺言者が、遺贈の目的物の減失若しくは変造又はその占有の喪失によつて第三者に対して價金を請求する権利を有するときは、その権利を遺贈の目的としたものと推定する。

第九百九十九條 負担附遺贈の目的の價額が相続の限定承認又は遺留分回復の訴によつて減少したときは、受遺者は、その減少の割合に應じてその負担した義務を免かれる。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

遺贈の目的物が、他の物と附合し、又は混和した場合において、遺言者が第二百四十三條乃至第二百四十五條の規定によつて、合成品又は混和物の單獨所有者又は共有者となつたときは、その全部の所有権又は共有権を遺贈の目的としたものと推定する。

第四節 遺言の執行  
第一千四條 遺言書の保管者は、相続の開始を知つた後、遅滞なく、これを家事審判所に提出して、その檢認を請求しなければならない。遺言書の保管者がない場合において、相続人が遺言書を発見した後も、同様である。

第一千條 債権を遺贈の目的とした場合において、遺言者が弁済を受け、且つ、その受け取つた物が、なお、相続財産中に在るとき

第一千四條 前項の規定は、公正証書による遺言には、これを適用しない。封印のある遺言書は、家事審判所において相続人又はその代理人の立会を以てしなければ、これを開封することができない。

第一千條 遺贈の目的たる物又は権利が遺言者の死亡の時に對して第三者の権利を消滅させるべき旨を請求することができない。但し、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

第一千五條 前條の規定によつて遺言書を提出することを怠り、その檢認を経ないで遺言を執行し、又は家事審判所外においてその開

封をした者は、二百円以下の過料に処せられる。

要な一切の行爲をする権利義務を有する。

第六百四十四條乃至第六百四十七條及び第六百五十條の規定は、遺言執行者にこれを準用する。

第六百四十四條乃至第六百四十七條及び第六百五十條の規定は、遺言執行者にこれを準用する。

第一千六條 遺言執行者が、一人又は數人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができる。

第一千三條 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行爲をすることができない。

第一千七條 遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。

第一千四條 前三條の規定は、遺言が特定財産に関する場合には、その財産についてのみこれを適用する。

第十八條 相続人その他の利害關係人は、相當の期間を定め、その期間内に就職を承諾するかどうかを確答すべき旨を遺言執行者に催告することができる。若し、遺言執行者が、その期間内に、相続人に対して確答をしないときは、就職を承諾したものとみなす。

第一千五條 遺言執行者は、これを相続人の代理人とみなす。

第十九條 無能力者及び破産者は、遺言執行者となることができな

第一千六條 遺言執行者は、やむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を行わせることができない。但し、遺言者がその遺言に反対の意思を表示したときは、この限りでない。

第二十條 遺言執行者が、ないとき、又はなくなつたときは、家事審判所は、利害關係人の請求によつて、これを選任することができる。

第一千七條 遺言執行者がある場合には、その任務の執行は、過半数でこれを決する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第二十一條 遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を調製し

第一千八條 家事審判所は、相続財産の状況その他の事情によつて遺言執行者の報酬を定めることができる。但し、遺言者がその遺言に報酬を定めたときは、この限りでない。

第二十二條 遺言執行者は、相続財産の管理その他遺言の執行に必

遺言執行者が報酬を受けるときは、この限りでない。第六百四十八條第二項及び第三項の規定を準用する。

新制定法

新制定法



第千十九條 遺言執行者がその任務を怠つたときその他正当な事由があるときは、利害関係人は、その解任を家事審判所に請求することができる。

遺言執行者は、正当な事由があるときは、家事審判所の許可を得て、その任務を辞することができる。

第千二十條 第六百五十四條及び第六百五十五條の規定は、遺言執行者の任務が終了した場合にこれを準用する。

第千二十一條 遺言の執行に關する費用は、相続財産の負担とする。但し、これによつて遺留分を減ずることができない。

第五節 遺言の取消

第千二十二條 遺言者は、何時でも、遺言の方式に従つて、その遺言の全部又は一部を取り消すことができる。

第千二十三條 前の遺言と後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を取り消したものとみなす。

前項の規定は、遺言と遺言後の生前処分その他の法律行為と抵触する場合にこれを準用する。

第千二十四條 遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を取り消したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様である。

第千二十五條 前三條の規定によつて取り消された遺言は、その取消の行為が、取り消され、又は効力を生じなくなるに至つたときも、その効力を回復しない。但し、その行為が詐欺又は強迫に

に必要な限度で、遺贈及び前條に掲げる贈與の減殺を請求することができる。

第千三十二條 條件附の権利又は存続期間の不確定な権利を贈與又は遺贈の目的とした場合において、その贈與又は遺贈の一部を減殺すべきときは、遺留分権利者は、第千二十九條第二項の規定によつて定められた價格に従い、直ちにその残部の價額を受贈者又は受遺者に給付しなければならぬ。

第千三十三條 贈與は、遺贈を減殺した後でなければ、これを減殺することができない。

第千三十四條 遺贈は、その目的の價額の割合に應じてこれを減殺する。但し、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

第千三十五條 贈與の減殺は、後の贈與から始め、順次に前の贈與に及ぶ。

第千三十六條 受贈者は、その返還すべき財産の外、なお、減殺の請求があつた日以後の果実を返還しなければならない。

第千三十七條 減殺を受けるべき受贈者の無資力によつて生じた損失は、遺留分権利者の負担に歸する。

第千三十八條 負担附贈與は、その目的の價額の中から負担の價額を控除したもつて、その減額を請求することができる。

第千三十九條 不相当な対價を以てした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知つたものに限り、これを贈與とみなす。この場合において、遺留分権利者がその減殺を

よる場合は、この限りでない。

第千二十六條 遺言者は、その遺言の取消権を放棄することができない。

第千二十七條 負担附遺贈を受けた者がその負担した義務を履行しないときは、相続人は、相當の期間を定めてその履行を催告し、若し、その期間内に履行がないときは、遺言の取消を家事審判所に請求することができる。

第八章 遺留分

第千二十八條 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、左の額を受ける。

一 直系卑屬のみが相続人であるとき、又は直系卑屬及び配偶者が相続人であるときは、被相続人の財産の二分の一

二 その他の場合には、被相続人の財産の三分の一

第千二十九條 遺留分は、被相続人が相続開始の時に有した財産の價額にその贈與した財産の價額を加え、その中から債務の全額を控除して、これを算定する。

條件附の権利又は存続期間の不確定な権利は、家事審判所が選定した鑑定人の評價に従つて、その價格を定める。

第千三十條 贈與は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前條の規定によつてその價額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知つて贈與をしたときは、一年前にしたもので、同様である。

第千三十一條 遺留分権利者及びその承継人は、遺留分を保全する

請求するときは、その對價を償還しなければならない。

第千四十二條 減殺を受けるべき受贈者が贈與の目的を他人に譲り渡したときは、遺留分権利者にその價額を弁償しなければならない。但し、讓受人が讓渡の当時遺留分権利者に損害を加えることを知つたときは、遺留分権利者は、これに対しても減殺を請求することができる。

前項の規定は、受贈者が贈與の目的の上に権利を設定した場合にこれを準用する。

第千四十一條 受贈者及び受遺者は、減殺を受けるべき限度において、贈與又は遺贈の目的の價額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免れることができる。

前項の規定は、前條第一項但書の場合にこれを準用する。

第千四十二條 減殺の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈與又は遺贈があつたことを知つた時から、一年間これを行使しないときは、時効によつて消滅する。相続の開始の時から十年を経過したときも、同様である。

第千四十三條 相続の開始前における遺留分の放棄は、家事審判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

共同相続人の一人のした遺留分の放棄は、他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない。

第千四十四條 第八百八十八條、第九百條、第九百一一條、第九百三條及び第九百四條の規定は、遺留分にこれを準用する。

附則



第三 司法法

第一條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第二條 明治三十五年法律第三十七号は、これを廃止する。

第三條 この附則で、新法とは、この法律による改正後の民法をい、旧法とは、従前の民法をい、應急措置法とは、昭和二十二年法律第七十四号をいう。

第四條 新法は、別段の規定のある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、旧法及び應急措置法によつて生じた効力を妨げない。

第五條 應急措置法施行前に妻が旧法第十四條第一項の規定に違反してした行爲は、これを取り消すことができない。

第六條 應急措置法施行前にした隠居が旧法によつて取り消すことができる場合には、なお、旧法によつてこれを取り消すことができる。この場合には、旧法第七百六十條の規定を適用する。

第七條 應急措置法施行前に隠居又は入夫婚姻による戸主権の喪失があつた場合には、なお、旧法第七百六十一條の規定を適用する。

第八條 新法施行前にした婚姻が旧法によつて取り消すことができるときは、その婚姻は、これを取り消すことができない。

第九條 新法第七百六十四條において準用する新法第七百四十七條第二項の期間は、当事者が、新法施行前に、詐偽を發見し、又は強迫を免れた場合には、新法施行の日から、これを起算する。

一四二

第十條 日本國憲法施行後新法施行前に離婚した者の一方は、新法第七百六十八條の規定に従い相手方に対して財産の分與を請求することができる。

前項の規定は、婚姻の取消についてこれを準用する。

第十一條 新法施行前に生じた事実を原因とする離婚の請求については、なお、従前の例による。

新法第七百七十條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第十二條 應急措置法施行前に未成年の子が旧法第七百三十七條又は第七百三十八條の規定によつて父又は母の家に入つた場合には、その子は、成年に達した時から一年以内に従前の氏に復すことができる。その子が新法施行前に成年に達した場合において、新法施行後一年以内も、同様である。

第十三條 第八條、第九條及び第十一條の規定は、養子縁組についてこれを準用する。

第十四條 新法施行の際、現に、婚姻中でない父母が、共同して未成年の子に対して親権を行つてゐる場合には、新法施行後も、引き続き共同して親権を行う。但し、父母は、協議でその一方を親権者と定めることができる。

前項但書の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家事審判所は、父又は母の請求によつて協議に代わる審判をすることができる。

新法第八百十九條第六項の規定は、第一項但書又は前項の規定

によつて親権者が定められた場合にこれを準用する。

第十五條 應急措置法施行前に、親権を行う母が、旧法第八百八十六條の規定に違反してし、又は同意を與えた行爲は、これを取り消すことができない。

第十六條 第二十一條の規定は、應急措置法施行前に親権を行つていた継父、継母又は嫡母についてこれを準用する。

第十七條 新法施行前に親族会員と親権に服した子との間に財産の管理について生じた債権については、なお、旧法第八百九十四條の規定を適用する。

第十八條 新法施行前に母が旧法の規定によつて子の財産の管理を辭した場合において、新法施行の際その子のためにまだ後見が開始してないときは、その辭任は、新法施行後は、その効力を有しない。

第十九條 新法施行の際現に旧法第九百二條の規定によつて父母の一方が後見人であるとき、又は旧法第九百四條の規定によつて選任された後見人があるときは、その後見人は、新法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、新法施行によつて後見が修了し、又は新法による法定後見人があるときは、当然その地位を失ふ。

第二十條 前條の規定は、後見監督人及び保佐人についてこれを準用する。

第二十一條 新法施行前に、後見人が、旧法第九百二十九條の規定に違反してし、又は同意を與えた行爲は、なお、旧法によつてこ

れを取り消すことができる。

第二十二條 第十七條の規定は、親族会員と被後見人又は準禁治産者との間にこれを準用する。

第二十三條 新法施行前にされた親族会の決議に対する不服については、なお、旧法を適用する。

前項の規定によつて親族会の決議を取り消す判決が確定した場合でも、親族会であらたに決議をすることは、これを認めない。

第二十四條 新法施行前に扶養に関してされた判決については、新法第八百八十條の規定を準用する。

第二十五條 應急措置法施行前に開始した相続に関しては、第二項の場合を除いて、なお、旧法を適用する。

應急措置法施行前に家督相続が開始し、新法施行後に旧法によれば家督相続人を選定しなければならぬ場合には、その相続に關しては、新法を適用する。但し、その相続の開始が入夫婚姻の取消、入夫の離婚又は養子縁組の取消によるときは、その相続は、財産の相続に關しては開始しなかつたものとみなし、第二十八條の規定を準用する。

第二十六條 應急措置法施行の際における戸主が婚姻又は養子縁組によつて他家から入つた者である場合には、その家の家附の継子は、新法施行後に開始する相続に關しては、嫡出である子と同一の権利義務を有する。

前項の戸主であつた者について應急措置法施行後新法施行前に相続が開始した場合には、前項の継子は、相続人に対して相続財



遺の一部の分配を請求することができる。この場合には、第二十七條第二項及び第三項の規定を準用する。

前二項の規定は、第一項の戸主であつた者が應急措置法施行後に婚姻の取消若しくは離婚又は縁組の取消若しくは離縁によつて氏を改めた場合には、これを適用しない。

第二十七條 第二十五條第二項本文の場合を除いて、日本國憲法公布の日以後に戸主の死亡による家督相続が開始した場合には、新法によれば共同相続人となるはずであつた者は、家督相続人に対して相続財産の一部の分配を請求することができる。

前項の規定による相続財産の分配について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家事審判所に対し協議に代わる処分を請求することができる。但し、新法施行の日から一年を経過したときは、この限りでない。

前項の場合には、家事審判所は、相続財産の状態、分配を受けらる者の員数及び資力、被相続人の生前行爲又は遺言によつて財産の分配を受けたかどうかその他一切の事情を考慮して、分配をさせるべきかどうか並びに分配の額及び方法を定める。

第二十八條 應急措置法施行の際戸主であつた者が應急措置法施行後に婚姻の取消若しくは離婚又は養子縁組の取消若しくは離縁によつて氏を改めた場合には、配偶者又は養親、若し配偶者又は養親がないときは新法による相続人は、その者に対し財産の一部の分配を請求することができる。この場合には、前條第二項及び第七

三項の規定を準用する。

第二十九條 推定の家督相続人又は遺産相続人が旧法第九百七十五條第一項第一号又は第九百九十八條の規定によつて廃除されたときは、新法の適用については、新法第八百九十二條の規定によつて廃除されたものとみなす。

第三十條 旧法第九百七十八條(旧法第一千條において準用する場合を含む。)の規定によつて遺産の管理についてした処分は、相続が第二十五條第二項本文の規定によつて新法の適用を受ける場合には、これを新法第八百九十五條の規定によつてした処分とみなす。

第三十一條 應急措置法施行前に分家又は廢絶家再興のため贈與された財産は、新法第九百三條の規定の適用については、これを生計の資本として贈與された財産とみなす。

第三十二條 新法第九百六條及び第九百七條の規定は、第二十五條第一項の規定によつて遺産相続に關し旧法を適用する場合にこれを準用する。

第三十三條 新法施行前に旧法第七百九十九條第一項の規定に從つてした遺言で、同條第二項の規定による確認を得ないものについては、新法第九百七十九條第二項及び第三項の規定を準用する。

新法施行前に海軍所屬の艦船遭難の場合に旧法第八十一條において準用する旧法第七百九十九條第一項の規定に從つてした遺言で、同條第二項の規定による確認を得ないものについても、前項と同様である。

### (46) 民法の改正に伴う関係法律の整理に関する法律

(昭和二十二年十二月二十二日法律第二百二十三号)

(内閣総理・内務・大藏・司法・厚生・農林・商工・運輸・労働大臣署名)

第一條 監獄法の一部を次のように改正する。

第五十六條中「家族」を削る。

第二條 矯正院法の一部を次のように改正する。

第一條中「第八百八十二條」を「第八百二十二條」に改める。

第三條 公証人法の一部を次のように改正する。

第十二條第一項第一号中「帝國臣民」を「日本國民」に、「成年以上ノ男子」を「成年者」に改める。

第二十二條第一号中「戸主若ハ家族」を「親族」に改める。

第三十四條第三項第六号中「同居ノ戸主若ハ家族」を削る。

第四條 行旅病人及行旅死亡人取扱法の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「若ハ家族」を削る。

第六條中「第九百五十五條及第九百五十六條」を「第八百七十八條」に改める。

第十條第一項中「家族」を「同居ノ親族」に改める。

一 新制定法

第五條 國稅徵收法の一部を次のように改正する。

第四條ノ三第一項但書を削り、同條第二項中「國籍喪失ニ因ル相續人又ハ」を削る。

第十六條第一号、第二号及び第八号中「家族」を「親族」に改め、同條第五号中「ノ家」を削る。

第二十一條中「家族」を「同居ノ親族」に改める。

第六條 國民優生法の一部を次のように改正する。

第四條中「三十歳ニ達セザルトキ又ハ」を「未成年者ナルトキ又ハ配偶者ヲ有セザル」に、「能ハザルトキハ後見人ノ」を「能ハザルトキハ後見人ノ同意」に、「親族會ノ同意又ハ申請ヲ以テ

父母ノ同意又は申請」を「家事審判所ノ許可ヲ以テ父母ノ同意」に改め、「家ニ在ル」、「婚姻ニ依リ其ノ配偶者ノ家ニ入りタル者ニ在リテハ其ノ配偶者ノ父母トス以下之ニ同ジ」、「家ヲ去リタルトキ」、「戸主ノ、戸主ノ知レザルトキ、未成年者ナルトキ又ハ其ノ意思ヲ表示スルコト能ハザルトキハ」を削り、同條第四項但書を削り、同條に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依ル許可ハ家事審判法ノ適用ニ關シテハ之ヲ同法第九條第一項甲類ニ掲グル事項ト看做ス

第五條中「三十歳ニ達セザルトキ又ハ」を「未成年者ナルトキ又ハ配偶者ヲ有セザル」に改め、「家ニ在ル」を削る。

第七條第二項中「家ニ在ル」を削る。

第七條 産業組合法の一部を次のように改正する。

第一條第三項中「同一ノ家ニ在ル者」を「同居スル者」に改め

一四五



第三 司法法

る。

第八條 執達吏規則の一部を次のように改正する。

第八條及び第九條中「婦」を「配偶者」に改める。

第九條 種痘法の一部を次のように改正する。

第二十條 本法ニ於テ保護者ト稱スルハ未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又ハ後見人ヲ請フ

第十條 少年法の一部を次のように改正する。

第五十五條中「戸主」を削る。

第十一條 商法の一部を次のように改正する。

第五條及び第六條中「又ハ妻」を削る。

第七條第一項中「法定代理人ガ親族會ノ同意ヲ得テ無能力者」を「後見人が被後見人」に、同條第二項中「法定代理人」を「後見人」に改める。

第十二條 信託法の一部を次のように改正する。

第五條第二項及び第三項を削る。

第十三條 精神病者監護法の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「四親等内ノ親族又ハ戸主」を「又は四親等内ノ親族一に」、「第九百八條」を「第八百四十六條」に改め、同條第二項中「親權ヲ行フ父又ハ母」を「親權ヲ行フ者」に、「戸主」を「削除」に、「親族會」を「家事審判所」に改め、同條に次の一項を加える。

前項第五號ノ規定ニ因ル選任ハ家事審判法ノ適用ニ關シテハ之ヲ同法第九條第一項甲類ニ掲グル事項ト看做ス

第三條第三項中「第九百二十二條」を「第八百五十八條」に改める。

第二十三條中「人事訴訟手續法第五十條又ハ第六十條ニ依リ裁判所」を「家事審判所」に改める。

第十四條 地方税法の一部を次のように改正する。

第五條第三項但書及び第二十九條第三項但書を次のように改める。

但シ限定承認ヲ爲シタル相續人ハ相續ニ因リテ得タル財産ノ價額ヲ限度トシテ其ノ義務ヲ負フ

第五十條第四項第一号及び第五十三條第二項第一号中「家督相續又ハ遺產相續」を「相續」に改める。

第十五條 傳染病予防法の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第十四條中「戸主」を「世帯主」に改める。

第十六條 特許法の一部を次のように改正する。

第九十一條第一号中「妻」を「配偶者」に、同條第三号中「戸主若ハ家族」を「同居ノ親族」に改める。

第十七條 土地收用法の一部を次のように改正する。

第四十條第二項中「戸主、家族」を「同居ノ親族」に改める。

第十八條 トラホーム予防法の一部を次のように改正する。

第十一條第一号を次のように改める。

一 未成年者ニ對シ親權ヲ行フ者又は未成年者若ハ禁治産者ノ後見人

第十九條 破産法の一部を次のように改正する。

第九十七條第一項中「華族世襲財産ヲ差押フル權利ヲ有スル者及」を削る。

第三百三十條第二項を削る。

第三百三十一條中「第四百一十一條」を「第九百四十一條」に改める。

第三百五十三條中「及前戸主」を削る。

第三百五十三條第一項中「前戸主、相續財産管理人、遺言執行者並相續人及前戸主ノ代理人」を「其ノ代理人、相續財産管理人及遺言執行者」に改める。

第三百七十五條中「又ハ前戸主」及び「ノ相續開始後ノ債權者」を削る。

第三百四十五條第二項中「第一千二十一條」を「第九百十八條」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ニ於テ準用スル民法第九百十八條第二項及第三項ノ規定ニ依ル相續財産ノ保存又ハ管理ニ關スル處分ハ家事審判法ノ適用ニ關シテハ之ヲ同法第九條第一項甲類ニ掲グル事項ト看做ス

第三百七十六條中「及前戸主」を削る。

第二十條 不動産登記法の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「妻」を「配偶者」に改める。

第二十一條 法例の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「第七百七十七條」を「第七百四十一條」に改める。

第十四條第二項及び第十五條第二項を削る。

第二十二條 未成年者飲酒禁止法の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「遺產相續」を「相續」に改める。

第十一條第二項中「第一千八十九條」を「第九百八十七條」に改める。

第十三條 削除

第十四條第三項を削る。

第三十一條後段を削る。

第三十五條乃至第三十七條 削除

第四十二條中「又ハ相續開始後ノ前戸主ノ債權者ノ債權」を削る。

第四十五條 削除

第六十八條中「第七百九十六條」を「第七百五十八條」に、「第七百九十七條」を「第七百五十九條」に、「第八百九十七條」を「第八百三十五條」に改め、同條に次の一項を加える。

「第八百三十五條」に改め、同條に次の一項を加える。

家事審判法ノ適用ニ關シテハ前項ニ於テ準用スル民法第七百五十八條第二項及第三項ノ規定ニ依ル財産ノ管理、變更及共有財産ノ分割ニ關スル處分ハ之ヲ家事審判法第九條第一項乙類ニ掲グル事項ト看做シ前項ニ於テ準用スル民法第八百三十五條ノ規定ニ依ル管理權ノ喪失ノ宣告ハ之ヲ家事審判法第九條第一項甲類ニ掲グル事項ト看做ス

第七十二條第三号中「戸主、家族」を削る。

第八十條中「前戸主カ第十三條ノ財産ニ關シテ爲シタル行爲」を削る。

第八十三條第一項第二号中「戸主、家族」を削る。

新制定法

一四七



第三 司法法

第一條第一項及び第三項並びに第二條中「未成年者」を「滿二十年ニ至ラサル者」に改める。

第四條第二項中「戸主、家族、」を削る。

第二十三條 未成年者喫煙禁止法の一部を次のように改正する。  
第一條及び第四條中「未成年者」を「滿二十年ニ至ラサル者」に改める。

第二十四條 予約出版法の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「戸主若ハ」を削る。

第二十五條 左に掲げる規定中「戸主家族」を削る。

阿片法第十二條ノ三

輸出入植物取締法第十五條

第二十六條 左に掲げる規定中「戸主、家族、」を削る。

圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法第十條

遠洋漁業奨励法第十八條

貸家組合法第四十五條第二項

家畜市場法第二十一條

漁業法第六十四條

鉱業法第四十四條第一項

國民医療法第七十七條

國民体力法第十七條

蚕糸業法第四十九條第一項

市街地建築物法第二十條第二項

社会事業法第十六條

銃砲火薬類取締法第二十一條

重要輸出品取締法第十五條

種馬統制法第二十九條

商品券取締法第八條

森林法第一百三條

製糸業法第十條

中央卸賣市場法第二十四條

屠場法第十五條

肥料取締法第十三條

牧野法第二十五條ノ八

保險業法第四十九條

藥事法第四十二條

輸出絹織物取締法第十條

輸出毛織物取締法第七條

輸出水産物取締法第十二條

酪農業調整法第二十二條

林業種苗法第十七條

労働組合法第三十六條第一項

昭和十四年法律第六十七号(著作権に関する仲介業務に関する法律)第十四條

第二十七條 左に掲げる規定中「戸主、家族」を「同居者」に改める。

瓦斯事業法第二十六條

瓦斯事業法第二十六條

瓦斯事業法第二十六條

小運送業法第十六條第一項

司法保護事業法第十二條

倉庫業法第十五條

造船事業法第四十六條

電気事業法第三十七條

度量衡法第十六條

硫酸アンモニア増産及配給統制法第九條

第二十八條 左に掲げる法律は、これを廃止する。

明治三十二年法律第九十四号(國籍喪失者の權利に関する法律)

明治三十三年法律第十三号(民法第七十九條及び第八十一條の規定による遺言の確認に関する法律)

條の規定による遺言の確認に関する法律)

附則

第二十九條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第三十條 昭和二十二年法律第七十四号(日本國憲法の施行に伴う民法の應急的措置に関する法律)施行前に妻が夫の許可を受けな

いでした信託の引受はこれを取り消すことができない。

第三十一條 相続につき、この法律と同日に施行される民法の一部

を改正する法律(以下新法という。)附則第二十五條第一項の規

定の適用される場合における破産については、第十九條の規定に

かわからず、なお従前の例による。

新法附則第二十五條第二項に規定する相続に係る相続財産に対

し、この法律施行前に破産の宣告があつたときも、前項と同様と

す。

新制定法

新制定法

する。

第三十二條 昭和二十二年法律第七十四号(日本國憲法の施行に伴

う民法の應急的措置に関する法律)施行前に外國人が女戸主と入

夫婚姻をし、又は日本人の婿養子となつた場合の婚姻の効力及び

夫婦財産制については、第二十一條の規定にかかわらず、なお従

前の例による。

(47) 戸籍法 (昭和二十二年十二月二十四日(司法大)法律第一二二四号)(臣署名)

戸籍法目次

第一章 総則

第二章 戸籍簿

第三章 戸籍の記載

第四章 届出

第一節 通則

第二節 出生

第三節 認知

第四節 養子縁組

第五節 養子縁縁

第六節 婚姻

第七節 離婚

第八節 親権及び後見



第三 司法法

第九節 死亡及び失踪

第十節 生存配偶者の復氏及び姻族関係の終了

第十一節 推定相続人の廃除

第十二節 入籍

第十三節 分籍

第十四節 國籍の得喪

第十五節 氏名の変更

第十六節 轉籍及び就籍

第五章 戸籍の訂正

第六章 雜則

附則

戸籍法

第一章 總則

第一條 戸籍に関する事務は、市町村長がこれを管掌する。

第二條 市町村長は、自己又はその配偶者、直系尊屬若しくは直系卑屬に関する戸籍事件については、その職務を行うことができない。

第三條 戸籍事務は、市役所又は町村役場の所在地を管轄する司法事務局の長がこれを監督する。

第四條 都の区のある区域においては、この法律中の市、市長及び市役所に関する規定は、区、区長及び区役所にこれを準用する。

特別市及び地方自治法第百五十條第二項の市においても、第五條第一項の場合を除く外、同様である。

第五條 この法律の規定によつて納める手数料は、これを市町村の収入とする。

手数料の額は、別に法律でこれを定める。

第二章 戸籍簿

第六條 戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。但し、配偶者がない者についてはあらたに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編製する。

第七條 戸籍は、これをつつて帳簿とする。

第八條 戸籍は、正本と副本を設ける。

第九條 正本は、これを市役所又は町村役場に備え、副本は、監督司法事務局又はその出張所がこれを保存する。

第十條 戸籍は、その筆頭に記載した者の氏名及び本籍でこれを表示する。その者が戸籍から除かれた後も、同様である。

第十一條 何人でも、手数料を納めて、戸籍簿の閲覧又は戸籍の謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。戸籍の謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明又は戸籍に記載した事項に関する証明についても、同様である。但し、市町村長は、正当な理由がある場合に限り、本項の請求を拒むことができる。

第十二條 手数料の外に郵送料を納めて、謄本、抄本又は前項に規定する証明書の送付を請求することができる。

第十三條 謄本は、請求によつて、除籍者に関する記載の謄本を省略して、これを作ることができる。

第十四條 子の間では、出生の前後による。戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。

第十五條 戸籍の記載は、届出、報告、申請若しくは請求、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によつてこれをする。

第十六條 婚姻の届出があつたときは、夫婦について新戸籍を編製する。但し、夫婦が、夫の氏を称する場合に夫、妻の氏を称する場合に妻が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。

第十七條 前項但書の場合には、夫の氏を称する妻は、夫の戸籍に入り、妻の氏を称する夫は、妻の戸籍に入る。

第十八條 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者がこれと同一の氏を称する子又は養子を有するに至つたときは、その者について新戸籍を編製する。

第十九條 父母の氏を称する子は、父母の戸籍に入る。前項の場合を除く外、父の氏を称する子は、父の戸籍に入り、母の氏を称する子は、母の戸籍に入る。

第二十條 養子は、養親の戸籍に入る。

第二十一條 婚姻又は養子縁組によつて氏を改めた者が、離婚、離縁又は婚姻若しくは縁組の取消によつて、婚姻又は縁組前の氏に復するときは、婚姻又は縁組前の戸籍に入る。但し、その戸籍が既

第二 配偶者

第三 子

子の間では、出生の前後による。

戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。

第十五條 戸籍の記載は、届出、報告、申請若しくは請求、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によつてこれをする。

第十六條 婚姻の届出があつたときは、夫婦について新戸籍を編製する。但し、夫婦が、夫の氏を称する場合に夫、妻の氏を称する場合に妻が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。

第十七條 前項但書の場合には、夫の氏を称する妻は、夫の戸籍に入り、妻の氏を称する夫は、妻の戸籍に入る。

第十八條 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者がこれと同一の氏を称する子又は養子を有するに至つたときは、その者について新戸籍を編製する。

第十九條 父母の氏を称する子は、父母の戸籍に入る。前項の場合を除く外、父の氏を称する子は、父の戸籍に入り、母の氏を称する子は、母の戸籍に入る。

第二十條 養子は、養親の戸籍に入る。

第二十一條 婚姻又は養子縁組によつて氏を改めた者が、離婚、離縁又は婚姻若しくは縁組の取消によつて、婚姻又は縁組前の氏に復するときは、婚姻又は縁組前の戸籍に入る。但し、その戸籍が既

第二十二條 子の間では、出生の前後による。戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。

第二十三條 戸籍の記載は、届出、報告、申請若しくは請求、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によつてこれをする。

第二十四條 婚姻の届出があつたときは、夫婦について新戸籍を編製する。但し、夫婦が、夫の氏を称する場合に夫、妻の氏を称する場合に妻が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。

第二十五條 前項但書の場合には、夫の氏を称する妻は、夫の戸籍に入り、妻の氏を称する夫は、妻の戸籍に入る。

第二十六條 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者がこれと同一の氏を称する子又は養子を有するに至つたときは、その者について新戸籍を編製する。

第二十七條 父母の氏を称する子は、父母の戸籍に入る。前項の場合を除く外、父の氏を称する子は、父の戸籍に入り、母の氏を称する子は、母の戸籍に入る。

第二十八條 養子は、養親の戸籍に入る。

第二十九條 婚姻又は養子縁組によつて氏を改めた者が、離婚、離縁又は婚姻若しくは縁組の取消によつて、婚姻又は縁組前の氏に復するときは、婚姻又は縁組前の戸籍に入る。但し、その戸籍が既

第三十條 子の間では、出生の前後による。戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。

第三十一條 戸籍の記載は、届出、報告、申請若しくは請求、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によつてこれをする。

第三十二條 婚姻の届出があつたときは、夫婦について新戸籍を編製する。但し、夫婦が、夫の氏を称する場合に夫、妻の氏を称する場合に妻が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。

第三十三條 前項但書の場合には、夫の氏を称する妻は、夫の戸籍に入り、妻の氏を称する夫は、妻の戸籍に入る。

第三十四條 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者がこれと同一の氏を称する子又は養子を有するに至つたときは、その者について新戸籍を編製する。

第三十五條 父母の氏を称する子は、父母の戸籍に入る。前項の場合を除く外、父の氏を称する子は、父の戸籍に入り、母の氏を称する子は、母の戸籍に入る。

第三十六條 養子は、養親の戸籍に入る。

第三十七條 婚姻又は養子縁組によつて氏を改めた者が、離婚、離縁又は婚姻若しくは縁組の取消によつて、婚姻又は縁組前の氏に復するときは、婚姻又は縁組前の戸籍に入る。但し、その戸籍が既

第三十八條 子の間では、出生の前後による。戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。

第三十九條 戸籍の記載は、届出、報告、申請若しくは請求、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によつてこれをする。

第四十條 婚姻の届出があつたときは、夫婦について新戸籍を編製する。但し、夫婦が、夫の氏を称する場合に夫、妻の氏を称する場合に妻が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。

第四十一條 前項但書の場合には、夫の氏を称する妻は、夫の戸籍に入り、妻の氏を称する夫は、妻の戸籍に入る。

新制定法

一 新制定法

第二章 戸籍の記載

第十三條 戸籍には、本籍の外、戸籍内の各人について、左の事項を記載しなければならない。

一 氏名

二 出生の年月日

三 戸籍に入った原因及び年月日

四 実父母の氏名及び実父母との続柄

五 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄

六 夫婦については、夫又は妻である旨

七 他の戸籍から入つた者については、その戸籍の表示

八 その他命令で定める事項

第十四條 氏名を記載するには、左の順序による。

第一 夫婦が、夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻



に除かれていないとき、又はその者が新戸籍編製の申出をしたときは、新戸籍を編製する。

前項の規定は、民法第七百五十一條第一項の規定によつて婚姻前の氏に復する場合及び同法第七百九十一條第三項の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十條 前二條の規定によつて他の戸籍に入るべき者に配偶者があるときは、前二條の規定にかかわらず、その夫婦について新戸籍を編製する。

第二十一條 成年に達した者は、分籍をすることができる。但し、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、この限りでない。

分籍の届出があつたときは、新戸籍を編製する。

第二十二條 父又は母の戸籍に入る者を除く外、戸籍に記載がない者についてあらたに戸籍の記載をすべきときは、新戸籍を編製する。

第二十三條 第十六條乃至第二十一條の規定によつて、新戸籍を編製され、又は他の戸籍に入る者は、従前の戸籍から除籍される。死亡し、失踪の宣告を受け、又は國籍を失つた者も、同様である。

第二十四條 戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合には、市町村長は、遅滞なく届出人又は届出事件の本人にその旨を通知しなければならない。但し、その錯誤又は遺漏が市町村長の過誤によるものであるときは、この限りでない。

前項の通知をすることができないとき、又は通知をしても戸籍

訂正の申請をする者がいないときは、市町村長は、監督司法事務局の長の許可を得て、戸籍の訂正をすることができる。前項但書の場合も、同様である。

裁判所その他の官廳、檢察官又は吏員がその職務上戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを知つたときは、遅滞なく届出事件の本人の本籍地の市町村長にその旨を通知しなければならない。

第四章 届出

第一節 通則

第二十五條 届出は、届出事件の本人の本籍地又は届出人の所在地でこれをしなければならない。

日本の國籍を有しない者に関する届出は、その寄留地又は届出人の所在地でこれをしなければならない。

第二十六條 本籍が明かでない者又は本籍がない者について、届出があつた後に、その者の本籍が明かになつたとき、又はその者が本籍を有するに至つたときは、届出人又は届出事件の本人は、その事実を知つた日から十日以内に、届出事件を表示して、届出を受理した市町村長にその旨を届け出なければならない。

第二十七條 届出は、書面又は口頭でこれを行うことができる。

第二十八條 最高法務総裁は、事件の種類によつて、届書の様式を定めることができる。

前項の場合には、その事件の届出は、当該様式によつてこれを行しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、こ

の限りでない。

第二十九條 届書には、左の事項を記載し、届出人が、これに署名し、印をおさなければならない。

一 届出事件

二 届出の年月日

三 届出人の出生の年月日、所在及び戸籍の表示

四 届出人と届出事件の本人と異なるときは、届出事件の本人の氏名、出生の年月日、所在、戸籍の表示及び届出人の資格

第三十條 届出事件によつて、届出人又は届出事件の本人が他の戸籍に入るべきときは、その戸籍の表示を、その者が従前の戸籍から除かれるべきときは、従前の戸籍の表示を、その者について新戸籍を編製すべきときは、その旨、新戸籍編製の原因及び新本籍を、届書に記載しなければならない。

届出事件によつて、届出人若しくは届出事件の本人でない者が他の戸籍に入り、又はその者について新戸籍を編製すべきときは、届書にその者の氏名及び出生の年月日を記載する外、その者が他の戸籍に入るか又はその者について新戸籍を編製するかの區別に従つて、前項に掲げる事項を記載しなければならない。

届出人でない者について新戸籍を編製すべきときは、その者の従前の本籍と同一の場所を新本籍と定めたものとみなす。

第三十一條 届出をすべき者が未成年者又は禁治産者であるときは、親権を行う者又は後見人を届出義務者とする。但し、未成年者又は禁治産者が届出をすることを妨げない。

一 新制定法

親権を行う者又は後見人が届出をする場合には、届書に左の事項を記載しなければならない。

一 届出をすべき者の氏名、出生の年月日及び本籍

二 無能力の原因

三 届出人が親権を行う者又は後見人である旨

第三十二條 無能力者がその法定代理人の同意を得ないですることができる行為については、無能力者が、これを届け出なければならない。

禁治産者が届出をする場合には、届書に届出事件の性質及び効果を理解するに足りる能力を有することを証すべき診断書を添付しなければならない。

第三十三條 証人が必要とする事件の届出については、証人は、届書に出生の年月日、所在及び本籍を記載して署名し、印をおさなければならない。

第三十四條 届書に記載すべき事項であつて、存しないもの又は知れないものがあるときは、その旨を記載しなければならない。

市町村長は、特に重要であると認める事項を記載しない届書を受理することができない。

第三十五條 届書には、この法律その他の法令に定める事項の外、戸籍に記載すべき事項を明かにするために必要であるものは、これを記載しなければならない。

第三十六條 二箇所以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合には、市役所又は町村役場の数と同数の届書を提出しなけ



ればならない。

本籍地外で届出をするときは、前項の規定によるものの外、なお、一通の届書を提出しなければならない。

前二項の場合に、相当と認めるときは、市町村長は、届書の謄本を作り、これを届書に代えることができる。

第三十七條 口頭で届出をするには、届出人は、市役所又は町村役場に出頭し、届書に記載すべき事項を陳述しなければならない。

市町村長は、届出人の陳述を筆記し、届出の年月日を記載して、これを届出人に読み聞かせ、且つ、届出人に、その書面に署名させ、印をおさせなければならない。

届出人が疾病その他の事故によつて出頭することができないときは、代理人によつて届出をすることができる。但し、第六十條、第六十一條、第六十六條、第六十八條、第七十條乃至第七十二條、第七十四條及び第七十六條の届出については、この限りでない。

第三十八條 届出事件について父母その他の者の同意又は承諾を必要とするときは、届書にその同意又は承諾を証する書面を添付しなければならない。但し、同意又は承諾をした者に、届書にその旨を附記させて、署名させ、印をおさせるだけで足りる。

届出事件について裁判又は官廳の許可を必要とするときは、届書に裁判又は許可書の謄本を添附しなければならない。

第三十九條 届書に関する規定は、第三十七條第二項及び前條第一項の書面にこれを準用する。

は、裁判所その他の官廳、檢察官又は吏員がその職務上届出を怠つた者があることを知つた場合にこれを準用する。

第四十五條 市町村長は、届出を受理した場合に、届書に不備があるため戸籍の記載をすることができないときは、届出義務者に、その追完をさせなければならない。この場合には、前條の規定を準用する。

第四十六條 届出期間が経過した後の届出であつても、市町村長は、これを受理しなければならない。

第四十七條 届出人の生存中に郵送した届書は、その死亡後であつても、市町村長は、これを受理しなければならない。

前項の規定によつて届書が受理されたときは、届出人の死亡の時に届出があつたものとみなす。

第四十八條 届出人は、届出の受理又は不受理の証明書を請求することができる。但し、受理の証明書を請求する場合には、手数料を納めなければならない。

利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができる。但し、市町村長に対し請求する場合には、手数料を納めなければならない。

第十條第二項の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

第二節 出生

第四十九條 出生の届出は、十四日以内にこれをしなければならぬ。

第四十條 外國に在る日本人は、この法律の規定に従つて、その國に駐在する日本の大使、公使又は領事に届出をすることができる。

第四十一條 外國に在る日本人が、その國の方式に従つて、届出事件に関する証書を作らせたときは、一箇月以内にその國に駐在する日本の大使、公使又は領事にその証書の謄本を提出しなければならない。

大使、公使又は領事がその國に駐在しないときは、一箇月以内に本籍地の市町村長に証書の謄本を送送しなければならない。

第四十二條 大使、公使又は領事は、前二條の規定によつて書類を受理したときは、遅滞なく、外務大臣を経由してこれを本人の本籍地の市町村長に送付しなければならない。

第四十三條 届出期間は、届出事件発生の日からこれを起算する。裁判が確立した日から期間を起算すべき場合に、裁判が送達又は交付前に確定したときは、その送達又は交付の日からこれを起算する。

第四十四條 市町村長は、届出を怠つた者があることを知つたときは、相當の期間を定めて、届出義務者に対し、その期間内に届出をすべき旨を催告しなければならない。

届出義務者が前項の期間内に届出をしなかつたときは、市町村長は、更に相當の期間を定めて、催告をすることができる。

第二十四條第二項の規定は、前二項の催告をすることができない場合及び催告をしても届出をしない場合に、同條第三項の規定を準用する。

- 届書には、左の事項を記載しなければならない。
- 一 子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別
- 二 出生の年月日時分及び場所
- 三 父母の氏名及び本籍若し、日本の國籍を有しないときは、その旨
- 四 その他命令で定める事項

医師、助産婦又はその他の者が出産に立ち会つた場合には、医師、助産婦、その他の者の順序に従つてそのうちの一人が命令の定めるところによつて作成する出生証明書を届書に添付しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第五十條 子の名には、常用平易な文字を用いなければならない。

常用平易な文字の範囲は、命令でこれを定める。

第五十一條 出生の届出は、外國又は命令で定める地域で出生があつた場合を除いては、出生地でこれをしなければならない。但し、汽車その他の交通機關の船舶を除く。以下同じ。の中で出生があつたときは、母がその交通機關から降りた地で、航海日誌を備えない船舶の中で出生があつたときは、その船舶が最初に入港した地で、これをしなければならない。

第五十二條 嫡出子出生の届出は、父がこれをし、父が届出をすることができない場合は子の出生前に父母が離婚をした場合には、母がこれをしなければならない。

嫡出でない子の出生の届出は、母がこれをしなければならない。



前二項の規定によつて届出をすべき者が届出をすることができない場合には、左の者は、その順序に従つて、届出をしなければならない。

第一 同居者

第二 出産に立ち会つた医師、助産婦又はその他の者

第五十三條 嫡出子否認の訴を提起したときであつても、出生の届出をしなければならぬ。

第五十四條 民法第七百七十三條の規定によつて裁判所が父を定むべきときは、出生の届出は、母がこれをしなければならぬ。この場合には、届書に、父が未定である事由を記載しなければならぬ。

第五十二條第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第五十五條 航海中に出生があつたときは、船長は、二十四時間以内に、第四十九條第二項に掲げる事項を航海日誌に記載して、署名し、印をおさなければならぬ。

前項の手続をした後に、船舶が日本の港に着いたときは、船長は、遅滞なく出生に関する航海日誌の謄本をその地の市町村長に送付しなければならない。

船舶が外國の港に着いたときは、船長は、遅滞なく出生に関する航海日誌の謄本をその國に駐在する日本の大使、公使又は領事に送付し、大使、公使又は領事は、遅滞なく外務大臣を経由してこれを本籍地の市町村長に送付しなければならない。

第五十六條 病院、監獄その他の公設所で出生があつた場合に、父母がともに届出をすることができないときは、公設所の長又は管理人が、届出をしなければならない。

第五十七條 棄兒を発見した者又は棄兒発見の申告を受けた警察官は、二十四時間以内にその旨を市町村長に申し出なければならない。

前項の申出があつたときは、市町村長は、氏名をつけ、本籍を定め、且つ、附属品、発見の場所、年月日時その他の状況並びに氏名、男女の別、出生の推定年月日及び本籍を調書に記載しなければならない。その調書は、これを届書とみなす。

第五十八條 前條第一項に規定する手続をする前に、棄兒が死亡したときは、死亡の届出とともにその手続をしなければならない。

第五十九條 父又は母は、棄兒を引き取つたときは、その日から一箇月以内に、出生の届出をし、且つ、戸籍の訂正を申請しなければならない。

第三節 認知

第六十條 認知をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

一 父が認知をする場合には、母の氏名及び本籍

二 死亡した子を認知する場合には、死亡の年月日並びにその直系卑属の氏名、出生の年月日及び本籍

第六十一條 胎内に在る子を認知する場合には、届書にその旨、母の氏名及び本籍を記載し、母の本籍地でこれを届け出なければならない。

らない。

第六十二條 民法第七百八十九條第二項の規定によつて嫡出子となるべき者について、父母が嫡出子出生の届出をしたときは、その届出は、認知の届出の効力を有する。

第六十三條 認知の裁判が確定したときは、訴を提起した者は、裁判が確定した日から十日以内に、裁判の謄本を添附して、その旨を届け出なければならない。その届書には、裁判が確定した日を記載しなければならない。

第六十四條 遺言による認知の場合には、遺言執行者は、その就職の日から十日以内に、認知に関する遺言の謄本を添附して、第六十條又は第六十一條の規定に従つて、その届出をしなければならない。

第六十五條 認知された胎兒が死体で生まれたときは、出生届出義務者は、その事実を知つた日から十四日以内に、認知の届出地で、その旨を届け出なければならない。但し、遺言執行者が前條の届出をした場合には、遺言執行者が、その届出をしなければならない。

第四節 養子縁組

第六十六條 縁組をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。

第六十七條 配偶者の一方が双方の名義で縁組をする場合には、届書にその事由を記載しなければならない。

第六十八條 民法第七百九十七條の規定によつて縁組の承諾をする

一新制定法

場合には、届出は、その承諾をする者がこれをしなければならない。

第六十九條 第六十三條の規定は、縁組取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

第五節 養子離縁

第七十條 離縁をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。

第七十一條 民法第八十一條第二項の規定によつて協議上の離縁をする場合には、届出は、その協議をする者がこれをしなければならない。

第七十二條 民法第八十一條第三項の規定によつて離縁をする場合には、養子だけで、その届出をすることができる。

第七十三條 第六十三條の規定は、離縁又は離縁取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

第六節 婚姻

第七十四條 婚姻をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

一 夫婦が称する氏

二 その他命令で定める事項

第七十五條 第六十三條の規定は、婚姻取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

檢察官が訴を提起した場合には、裁判が確定した後に、遅滞なく戸籍記載の請求をしなければならない。



第三 司法法

第七節 離婚

第七十六條 離婚をしようとする者は、左の事項を届書に記載し、その旨を届け出なければならぬ。

一 親権者と定められる当事者の氏名及びその親権に服する子の氏名

二 その他命令で定める事項

第七十七條 第六十三條の規定は、離婚又は離婚取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

前項に規定する離婚の届書には、左の事項をも記載しなければならぬ。

一 親権者と定められた当事者の氏名及びその親権に服する子の氏名

二 その他命令で定める事項

第八節 親権及び後見

第七十八條 民法第八百十九條第三項但書又は第四項の規定によつて協議で親権者を定めようとする者は、その旨を届け出なければならぬ。

第七十九條 第六十三條の規定は、民法第八百十九條第三項但書若しくは第四項の協議に代わる裁判が確定し、若しくは親権者変更の裁判が確定した場合又は父母の一方が親権若しくは管理権の喪失の宣告を受け他の一方がその権利を行う場合において親権者に、失権宣告取消の裁判が確定した場合においてその裁判を請求した者にこれを準用する。

第八十條 親権若しくは管理権を辭し、又はこれを回復しようとする者は、その旨を届け出なければならぬ。

第八十一條 後見開始の届出は、後見人が、その就職の日から十日以内に、これをしなければならぬ。

届書には、左の事項を記載しなければならぬ。

一 後見開始の原因及び年月日

二 後見人が就職した年月日

第八十二條 後見人が更迭した場合には、後任者は、就職の日から十日以内にその旨を届け出なければならぬ。この場合には、前條第二項の規定を準用する。

第八十三條 遺言による後見人指定の場合には、指定に関する遺言の謄本を届書に添附しなければならぬ。

第八十四條 後見終了の届出は、後見人が、十日以内に、これをしなければならぬ。その届書には、後見終了の原因及び年月日を記載しなければならぬ。

第八十五條 後見人に関するこの節の規定は、後見監督人及び保佐人にこれを準用する。

第九節 死亡及び失踪

第八十六條 死亡の届出は、届出義務者が、死亡の事実を知つた日から七日以内に、診断書又は検案書を添附して、これをしなければならぬ。

届書には、左の事項を記載しなければならない。

一 死亡の年月日時分及び場所

二 その他命令で定める事項

やむを得ない事由によつて診断書又は検案書を得ることができないときは、死亡の事実を証すべき書面を以てこれに代えることができる。この場合には、届書に診断書又は検案書を得ることができない事由を記載しなければならない。

第八十七條 左の者は、その順序に従つて、死亡の届出をしなければならない。但し、順序にかかわらず届出をすることができる。

第一 同居の親族

第二 その他の同居者

第三 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

第八十八條 死亡の届出は、外國又は命令で定める地域で死亡があつた場合を除いては、死亡地でこれをしなければならぬ。但し、死亡地が明かでないときは、死体が最初に発見された地で、汽車その他の交通機関の中で死亡があつたときは、死体をその交通機関から降ろした地で、航海日誌を備えない船舶の中で死亡があつたときは、その船舶が最初に入港した地で、これをしなければならない。

第八十九條 水難、火災その他の事象によつて死亡した者がある場合には、その取調をした官廳又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。但し、外國又は前條の地域で死亡があつたときは、死亡者の本籍地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。

一 新制定法

第九十條 死亡の届出は、又は死亡者を認識することができずるに至つたときは、警察官は、遅滞なくその旨を報告しなければならない。

第九十一條 前二條に規定する報告書には、第八十六條第二項に掲げる事項を記載しなければならない。

第九十二條 死亡者の本籍が明かでない場合又は死亡者を認識することができない場合には、警察官は、検視調書を作り、これを添附して、遅滞なく死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。

第九十三條 第五十五條及び第五十六條の規定は、死亡の届出にこれを準用する。

第九十四條 第六十三條の規定は、失踪宣告又は失踪宣告取消の裁判が確定した場合においてその裁判を請求した者にこれを準用する。この場合には、失踪宣告の届書に民法第三十條に定める期間



第三 司法法

が満了した日をも記載しなければならない。

第十節 生存配偶者の復氏及び姻族関係の終了

第九十五條 民法第七百五十一條第一項の規定によつて婚姻前の氏に復しようとする者は、その旨を届け出なければならない。

第九十六條 民法第七百二十八條第二項の規定によつて姻族関係を終了させる意思を表示しようとする者は、死亡した配偶者の氏名、本籍及び死亡の年月日を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第十一節 推定相続人の廃除

第九十七條 第六十三條の規定は、推定相続人の廃除又は廃除取消の裁判が確定した場合において、その裁判を請求した者にこれを準用する。

第十二節 入籍

第九十八條 民法第七百九十二條第一項又は第二項の規定によつて父又は母の氏を称しようとする者は、その父又は母の氏名及び本籍を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第九十九條 民法第七百九十一條第三項の規定によつて従前の氏に復しようとする者は、同條第一項又は第二項の規定によつて氏を改めた年月日を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第十三節 分籍

第一百條 分籍をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。

他の市町村に新本籍を定める場合には、戸籍の謄本を届書に添附しなければならない。

第一百一條 前條第二項の場合には、分籍の届出は、分籍地でこれを行うことができる。

第十四節 国籍の得喪

第一百二條 外國人が養子縁組又は婚姻によつて日本の国籍を取得すべきときは、縁組又は婚姻の届書に国籍取得者の原国籍を記載しなければならない。

第一百三條 外國人が認知によつて日本の国籍を取得すべきときは、認知の届書に子の原国籍を記載しなければならない。

認知者が父であるときは、届書に母の国籍を記載しなければならない。

第一百四條 帰化の届出は、許可の日から十日以内にこれをしなければならない。

届書には、左の事項を記載しなければならない。

一 帰化をした者の原国籍

二 父母の氏名及び国籍

三 許可の年月日

四 帰化をした者とともに日本の国籍を取得した者があるときは、その氏名、出生の年月日及び帰化をした者との続柄

帰化をした者の妻又は子がその者とともに日本の国籍を取得しないときは、届書にその事由を記載しなければならない。

第一百五條 国籍喪失の届出は、配偶者又は四親等内の親族が、その

事実を知つた日から一箇月以内に、国籍喪失を証すべき書面を添附して、これをしなければならぬ。

届書には、左の事項を記載しなければならない。

一 国籍喪失の原因及び年月日

二 あらたに国籍を取得したときは、その国籍

国籍喪失者が日本の官職を有していた者であるときは、その官職を失つたことを証すべき書面を届書に添附しなければならない。

第一百六條 国籍回復の届出は、許可の日から十日以内にこれをしなければならぬ。

届書には、左の事項を記載しなければならない。

一 日本の国籍を失つた原因及び年月日

二 国籍回復前に有していた国籍

三 許可の年月日

四 国籍回復者とともに、日本の国籍を取得し、又は回復した者があるときは、その氏名、出生の年月日及び国籍回復者との続柄

第一百四條第三項の規定は、前項の届出にこれを準用する。

第十五節 氏名の変更

第一百七條 やむを得ない事由によつて氏を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家事審判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

正当な事由によつて名を変更しようとする者は、家事審判所の

一新制定法

許可を得て、その旨を届け出なければならない。

第十六節 轉籍及び就籍

第一百八條 轉籍をしようとするときは、新本籍を届書に記載して、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者が、その旨を届け出なければならない。

他の市町村に轉籍をする場合には、戸籍の謄本を届書に添附しなければならない。

第一百九條 轉籍の届出は、轉籍地でこれを行うことができる。

第一百十條 本籍を有しない者は、家事審判所の許可を得て、許可の日から十日以内に就籍の届出をしなければならない。

届書には、第十三條に掲げる事項の外、就籍許可の年月日を記載しなければならない。

第一百一條 前條の規定は、確定判決によつて就籍の届出をすべき場合にこれを準用する。この場合には、判決の謄本を届書に添附しなければならない。

第一百二條 就籍の届出は、就籍地でこれを行うことができる。

第五章 戸籍の訂正

第一百三條 戸籍の記載が法律上許されないものであること又はその記載に錯誤若しくは遺漏があることを発見した場合に、利害關係人は、家事審判所の許可を得て、戸籍の訂正を申請することができる。

第一百四條 届出によつて効力を生ずべき行為について戸籍の記載をした後に、その行為が無効であることを発見したときは、届出



第三 司法法

人又は届出事件の本人は、家事審判所の許可を得て、戸籍の訂正を申請することができる。

第百十五條 前二條の許可の裁判があつたときは、一箇月以内に、その謄本を添附して、戸籍の訂正を申請しなければならない。

第百十六條 確定判決によつて戸籍の訂正をすべきときは、訴を提起した者は、判決が確定した日から一箇月以内に、判決の謄本を添附して、戸籍の訂正を申請しなければならない。

檢察官が訴を提起した場合には、判決が確定した後、遲滞なく戸籍の訂正を請求しなければならない。

第百十七條 第二十五條第一項、第二十七條乃至第三十二條、第三十四條乃至第三十九條及び第四十三條乃至第四十八條の規定は、戸籍訂正の申請にこれを準用する。

第六章 雜則

第百十八條 戸籍事件について、市町村長の処分を不当とする者は、家事審判所に不服の申立をすることができる。

第百十九條 第百七條、第百十條第一項、第百十三條又は第百十四條の許可及び前條の不服の申立は、家事審判法の適用に關しては、これを同法第九條第一項甲類に掲げる事項とみなす。

第百二十條 正当な理由がなくて期間内にすべき届出又は申請をしない者は、これを五百円以下の過料に処する。

第百二十一條 市町村長が、第四十四條第一項又は第二項（第百十七條において準用する場合を含む。）の規定によつて、期間を定め届出又は申請の催告をした場合に、正当な理由がなくてその期

間内に届出又は申請をしない者は、これを千円以下の過料に処する。

第百二十二條 左の場合には、市町村長を千円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて届出又は申請を受理しないとき。

二 戸籍の記載をすることを怠つたとき。

三 正当な理由がなくて戸籍簿、除籍簿又は届書その他の受理した書類の閲覧を拒んだとき。

四 正当な理由がなくて戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本、第十條第一項（第十二條第二項において準用する場合を含む。）に規定する証明書又は第四十八條第一項若しくは第二項（第百十七條において準用する場合を含む。）の証明書を交付しないとき。

五 その他戸籍事件について職務を怠つたとき。

第百二十三條 過料の裁判は、簡易裁判所がこれをする。

第百二十四條 戸籍の記載を要しない事項について虚偽の届を出した者は、これを一年以下の懲役又は千円以下の罰金に処する。日本の国籍を有しない者に関する事項について虚偽の届を出した者も、同様である。

第百二十五條 この法律に定めるものの外、届書その他戸籍事務の処理に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

附則

第百二十六條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施

行する。

第百二十七條 この附則で、新法とは、この法律による改正後の戸籍法をいい、旧法とは、従前の戸籍法をいい、新民法とはこの法律と同日に施行される民法の一部を改正する法律をいい、旧民法とは、従前の民法をいい、應急措置法とは、昭和二十二年法律第七十四号をいう。

第百二十八條 旧法の規定による戸籍は、これを新法の規定による戸籍とみなす。但し、新法施行後十年を経過したときは、旧法の規定による戸籍は、命令の定めるところにより、新法によつてこれを改製しなければならない。

旧法によつて定められた本籍は、新法によつて定められたものとみなす。

第百二十九條 旧民法を適用する場合には、新法施行後も、なお、旧法を適用する。

第百三十條 新法は、新法施行前の届出その他の事由によつて、戸籍の記載をし、又は新戸籍を編製する場合にもこれを適用する。

第百三十一條 第百二十八條第一項の戸籍に在る者について新戸籍を編製する場合には、同項の戸籍に在るその者の子でこれと引き続き氏を同じくする者は、新戸籍に入る。但し、その子に配偶者又は戸籍を同じくする子があるときは、この限りでない。

前項の場合に、新本籍が従前の本籍地と同一の市町村内に定められたときは、第三十條第二項の規定は、これを適用しない。

第百三十二條 第十九條第一項及び第九十九條の規定は、新民法附

一 新制定法

則第十二條の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第百三十三條 第百二十八條第一項の戸籍に在る者で配偶者のある者は、配偶者とともにしなければ、分籍をすることができない。

第百三十四條 應急措置法施行後新法施行前に、應急措置法第六條第二項前段の規定によつて、親権者を定める協議が調つたときは、親権者は、新法施行の日から十日以内に、協議を証する書面を添附して、その旨を届け出なければならない。この場合には、第三十八條第一項但書及び第三十九條の規定を準用する。

應急措置法施行後新法施行前に應急措置法第六條第二項後段又は第三項に規定する裁判が確定したときは、親権者は、新法施行の日から十日以内に、裁判の謄本を添附して、その旨を届け出なければならない。その届書には、裁判が確定した日を記載しなければならない。

第百三十五條 第七十八條の規定は、新民法附則第十四條第一項但書の規定によつて協議で親権者を定めようとする者にこれを準用する。

第六十三條の規定は、新民法附則第十四條第二項又は第三項に規定する裁判が確定した場合において親権者にこれを準用する。

第百三十六條 新法施行の際現に後見監督人の地位に在る者は、新法施行の日から十日以内に第八十五條において準用する第八十一條又は第八十二條に規定する届出をしなければならない。

第百三十七條 第百二十八條第一項の戸籍について轉籍の届出があ



第三 司法法

つたときは、新法の規定にかかわらず、従前の戸籍によつて戸籍を編製する。

第三百三十八條 左の法令は、これを廃止する。

明治五年太政官布告第二百三十五号（改姓名に関する件）

明治六年太政官布告第百十八号（御歴代の御諱及び御名の文字の使用に関する件）

昭和十五年法律第四号（委託又は郵便による戸籍届出に関する件）

昭和二十一年司法省令第四十七号（昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く出生及び死亡の届出等に関する件）

この法律施行前にされた戸籍届出の委託については、昭和十五年法律第四号は、なお、その効力を有する。この場合には、同法第一條第一項の確認は、家事審判所がこれをする。

第一百十九條の規定は、前項の確認にこれを準用する。

第三百二十九條 寄留法の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「第五條及第六條」を「及第四條」に改める。

第三條中「勅令」を「政令」に改める。

第四條第一項中「五円」を「二百円」に、同條第二項中「第七十九條」を「第二百二十三條」に改める。

第四百十條 この法律施行前にした行爲に対する過料に関する規定の適用については、なお、従前の例による。

第四百十一條 この法律施行の際現に裁判所に係属している過料事

その意見を聴いて、これを行う。

調停は、家事審判官及び調停委員を以て組織する調停委員会がこれを行う。

家事審判所は、相当と認めるときは、前二項の規定にかかわらず、一人の家事審判官だけで審判又は調停を行うことができる。

第四條 裁判所職員の除斥、忌避及び回避に関する民事訴訟法の規定で、裁判官に関するものは、家事審判官及び參與員に、裁判所書記に関するものは、家事審判所の書記にこれを準用する。

第五條 參與員及び調停委員には、最高裁判所の定める旅費、日当及び止宿料を支給する。

第六條 審判又は調停の申立をするには、最高裁判所の定める手数料を納めなければならない。

第七條 特別の定がある場合を除いて、審判及び調停に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第一編の規定を準用する。但し、同法第十五條の規定は、この限りでない。

第八條 この法律に定めるものの外、審判又は調停に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第二章 審判

第九條 家事審判所は、左の事項について審判を行う。

甲類

一 民法第七條及び第十條の規定による禁治産の宣告及びその取消

二 民法第十二條第二項及び第十三條の規定による準禁治産の

新制定法

件については、なお、従前の例による。

第四百十二條 第十一條及び第二十八條第一項中「最高法務総裁」とあるのは、最高法務廳設置法施行までの間、「司法大臣」と読み替えるものとする。

第四百十三條 第五條第二項の手数料の額は、昭和二十二年法律第三十四号財政法第三條の規定の適用があるまで、政令の定によることを妨げない。

(48) 家事審判法

(昭和二十二年十二月六日) (司法大法律第百五十二号) (臣署名)

家事審判法

第一章 総則

第一條 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を基本として、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図ることを目的とする。

第二條 家庭に関する事件につき審判又は調停を行うために裁判所法の規定により設けられた地方裁判所の支部は、これを家事審判所とし、その支部に勤務する裁判官は、これを家事審判官とする。

第三條 審判は、一人の家事審判官が、參與員を立ち合わせ、又は

宣告、その取消その他の準禁治産に関する処分

三 民法第二十五條乃至第二十九條の規定による不在者の財産の管理に関する処分

四 民法第三十條及び第三十二條第一項の規定による失踪の宣告及びその取消

五 民法第七百七十五條の規定による特別代理人の選任

六 民法第七百九十一條第一項又は第二項の規定による子の氏の変更についての許可

七 民法第七百九十四條又は第七百九十八條の規定による養子をするについての許可

八 民法第八百一十一條第三項の規定による離縁をするについての許可

九 民法第八百二十二條又は第八百五十七條（同法第八百六十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による懲戒に関する許可その他の処分

十 民法第八百二十六條（同法第八百六十條において準用する場合を含む。）の規定による特別代理人の選任

十一 民法第八百三十條第二項乃至第四項（同法第八百六十九條において準用する場合を含む。）の規定による財産管理者の選任その他の財産の管理に関する処分

十二 民法第八百三十四條乃至第八百三十六條の規定による親権又は管理権の喪失の宣告及びその取消

十三 民法第八百三十七條の規定による親権又は管理権を辞



第三 司法法

- し、又は回復するについての許可
- 十四 民法第八百四十一條（同法第八百四十七條第一項において準用する場合を含む。）又は第八百四十九條の規定による後見人、保佐人又は後見監督人の選任
- 十五 民法第八百四十四條（同法第八百四十七條第一項及び第八百五十二條において準用する場合を含む。）の規定による後見人、保佐人又は後見監督人の辞任についての許可
- 十六 民法第八百四十五條（同法第八百四十七條第一項及び第八百五十二條において準用する場合を含む。）の規定による後見人、保佐人又は後見監督人の解任
- 十七 民法第八百四十七條第二項の規定による臨時保佐人の選任
- 十八 民法第八百五十三條第一項但書（同法第八百六十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による財産目録の調製の期間の伸長
- 十九 民法第八百五十八條第二項の規定による禁治産者の入院、監置等についての許可
- 二十 民法第八百六十二條（同法第八百六十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による後見人に対する報酬の付與
- 二十一 民法第八百六十三條（同法第八百六十七條第二項において準用する場合を含む。）の規定による後見の事務の報告、財産目録の提出、後見の事務又は財産の状況の調査、財産の

- 管理その他の後見の事務に関する処分
- 二十二 民法第八百七十條但書の規定による管理計算の期間の伸長
- 二十三 民法第八百九十五條の規定による遺産の管理に関する処分
- 二十四 民法第九百十五條第一項但書の規定による相続の承認又は放棄の期間の伸長
- 二十五 民法第九百十八條第二項及び第三項（同法第九百二十六條第三項、第九百三十六條第三項及び第九百四十條第二項において準用する場合を含む。）の規定による相続財産の保存又は管理に関する処分
- 二十六 民法第九百二十四條の規定による相続の限定承認の申述の受理
- 二十七 民法第九百三十條第二項（同法第九百四十七條第三項、第九百五十條第二項及び第九百五十七條第二項において準用する場合を含む。）第九百三十二條但書（同法第九百四十七條第三項及び第九百五十條第二項において準用する場合を含む。）又は第九百二十九條第二項の規定による鑑定人の選任
- 二十八 民法第九百三十六條第一項の規定による相続財産の管理人の選任
- 二十九 民法第九百三十八條の規定による相続の放棄の申述の受理
- 三十 民法第九百四十二條第一項又は第九百五十條第一項の規

定による相続財産の分離に関する処分

- 三十一 民法第九百四十三條（同法第九百五十條第二項において準用する場合を含む。）の規定による相続財産の管理に関する処分
- 三十二 民法第九百五十二條及び第九百五十三條又は第九百五十八條の規定による相続財産の管理人の選任その他相続財産の管理に関する処分
- 三十三 民法第九百七十六條第二項又は第九百七十九條第二項の規定による遺言の確認
- 三十四 民法第九百四十四條第一項の規定による遺言書の検認
- 三十五 民法第九百四十四條の規定による遺言執行者の選任
- 三十六 民法第九百四十八條第一項の規定による遺言執行者に対する報酬の付與
- 三十七 民法第九百四十九條の規定による遺言執行者の解任及び遺言執行者の辞任についての許可
- 三十八 民法第九百二十七條の規定による遺言の取消
- 三十九 民法第九百四十三條第一項の規定による遺留分の放棄についての許可

乙類

- 一 民法第七百五十二條の規定による夫婦の同居その他の夫婦間の協力扶助に関する処分
- 二 民法第七百五十八條第二項及び第三項の規定による財産の管理の変更及び共有財産の分割に関する処分

一 新制定法

- 三 民法第七百六十條の規定による婚姻から生ずる費用の分担に関する処分
- 四 民法第七百六十六條第一項又は第二項（同法第七百四十九條、第七百七十一條及び第七百八十八條において準用する場合を含む。）の規定による子の監護者の指定その他子の監護に関する処分
- 五 民法第七百六十六條第二項（同法第七百四十九條及び第七百七十一條において準用する場合を含む。）の規定による財産の分與に関する処分
- 六 民法第七百六十九條第二項（同法第七百四十九條、第七百五十一條第二項、第七百七十一條、第八百八條第二項及び第八百十七條において準用する場合を含む。）又は第八百九十七條第二項の規定による同條第一項の権利の承継者の指定
- 七 民法第八百十九條第五項又は第六項の規定による親権者の指定又は変更
- 八 民法第八百七十七條乃至第八百八十條の規定による扶養に関する処分
- 九 民法第八百九十二條乃至第八百九十四條の規定による推定相続人の廃除及びその取消
- 十 民法第九百七條第二項及び第三項の規定による遺産の分割に関する処分

家事審判所は、この法律に定めるものの外、他の法律において特に家事審判所の権限に属させた事項についても、審判を行う権



限を有する。

第十條 參與員の員数は、各事件について一人以上とする。

參與員は、地方裁判所が毎年前もつて選任する者の中から、家事審判所が各事件についてこれを指定する。

前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の選任に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第十一條 家事審判所は、何時でも、職権で第九條第一項乙類に規定する審判事件を調停に付することができる。

第十二條 家事審判所は、相当と認めるときは、審判の結果について利害關係を有する者を審判手続に参加させることができる。

第十三條 審判は、これを受ける者に告知することによつてその効力を生ずる。但し、即時抗告をすることのできる審判は、確定しなればその効力を生じない。

第十四條 審判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、即時抗告のみをすることができ。その期間は、これを二週間とする。

第十五條 金銭の支拂、物の引渡、登記義務の履行その他の給付を命ずる審判は、執行力ある債務名義と同一の効力を有する。

第十六條 民法第六百四十四條、第六百四十六條、第六百四十七條及び第六百五十條の規定は、家事審判所が選任した財産の管理をする者にこれを準用する。

第三章 調停

第十七條 家事審判所は、人事に關する訴訟事件その他一般に家庭

に關する事件について調停を行う。但し、第九條第一項甲類に規定する審判事件については、この限りでない。

第十八條 前條の規定により調停を行うことができる事件について訴を提起しようとする者は、まず家事審判所に調停の申立をしなければならぬ。

前項の事件について調停の申立をすることなく訴を提起した場合には、裁判所は、その事件を家事審判所の調停に付しなればならない。但し、裁判所が事件を調停に付することを適当でないと認めるときは、この限りでない。

第十九條 第十七條の規定により調停を行うことができる事件に係る訴訟が係属している場合には、裁判所は、何時でも、職権でその事件を家事審判所の調停に付することができる。

第二十條 第十二條の規定は、調停手続にこれを準用する。

第二十一條 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。但し、第九條第一項乙類に掲げる事項については、確定した審判と同一の効力を有する。

前項の規定は、第二十三條に掲げる事件については、これを適用しない。

第二十二條 調停委員会の組織は、家事審判官一人及び調停委員二人以上とする。

調停委員は、左の者の中から、家事審判官が各事件についてこれを指定する。

一 地方裁判所が毎年前もつて選任する者

二 当事者が合意で定める者

家事審判官は、事件の処理上必要と認めるときは、前項に掲げる者以外の者を調停委員に指定することができる。

第二十三條 婚姻又は養子縁組の無効又は取消に關する事件の調停委員会の調停において、当事者間に合意が成立し無効又は取消の原因の有無について争がない場合には、家事審判所は、必要な事実を調査した上、調停委員の意見を聴き、正当と認めるときは、婚姻又は縁組の無効又は取消に關し、当該合意に相当する審判をすることができ。

前項の規定は、協議上の離婚若しくは離縁の無効若しくは取消、認知、認知の無効若しくは取消、民法第七百七十三條の規定により父を定めること、嫡出子の否認又は身分關係の存否の確定に關する事件の調停委員会の調停にこれを準用する。

第二十四條 家事審判所は、調停委員会の調停が成立しない場合において相当と認めるときは、調停委員の意見を聴き、当事者双方のため衡平に考慮し、一切の事情を觀て、職権で、当事者双方の申立の趣旨に反しない限度で、事件の解決のため離婚、離縁その他必要な審判をすることができ。この審判においては、金銭の支拂その他財産上の給付を命ずることができ。

前項の規定は、第九條第一項乙類に規定する審判事件の調停については、これを適用しない。

第二十五條 第二十三條又は前條第一項の規定による審判に対して

一 新制定法

は、最高裁判所の定めるところにより、家事審判所に対し異議の申立をすることができ。その期間は、これを二週間とする。

前項の期間内に異議の申立があつたときは、同項の審判は、その効力を失う。

第一項の期間内に異議の申立がないときは、同項の審判は、確定判決と同一の効力を有する。

第二十六條 第九條第一項乙類に規定する審判事件について調停が成立しない場合には、調停の申立の時に、審判の申立があつたものとみなす。

第十七條の規定により調停を行うことができる事件について調停が成立せず、且つ、その事件について第二十三條若しくは第二十四條第一項の規定による審判をせず、又は前條第二項の規定により審判が効力を失つた場合において、当事者がその旨の通知を受けた日から二週間以内に訴を提起したときは、調停の申立の時に、その訴の提起があつたものとみなす。

第四章 罰則

第二十七條 家事審判所又は調停委員会の呼出を受けた事件の關係人が正当な事由がなく出頭しないときは、家事審判所は、これを五百円以下の過料に処する。

第二十八條 調停委員又は調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は家事審判官若しくは調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、千円以下の罰金に処する。

參與員又は參與員であつた者が正当な事由がなく家事審判官又



第三 司法法

は參與員の意見を漏らしたときも、前項と同様である。

第二十九條 參與員、調停委員又はこれらの職に在つた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、六箇月以下の懲役又は三千円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

この法律の規定の適用に関しては、この法律と同日に施行される民法の一部を改正する法律の附則（以下新民法附則という。）第十條の規定による財産の分與に関する処分、新民法附則第十四條第二項又は第三項の規定による親権者の指定又は変更、新民法附則第二十四條の規定による扶養に関してされた判決の変更又は取消、新民法附則第二十七條第二項（新民法附則第二十五條第二項但書、第二十六條第二項及び第二十八條において準用する場合を含む。）の規定による財産の分配に関する処分及び新民法附則第三十二條の規定による遺産の分割に関する処分は、これを第九條第一項乙類に掲げる事項とみなし、新民法附則第三十三條の規定による遺言の確認は、これを第九條第一項甲類に掲げる事項とみなす。

(49) 家事審判法施行法

(昭和二十二年十二月六日) (司法大) (法律第百五十三号) (署名)

家事審判法施行法

第一章 總則

第一條 この法律で、新民法附則とは、この法律と同日に施行される民法の一部を改正する法律の附則をい、旧民法とは、この法律と同日に施行される民法の一部を改正する法律による改正前の民法をいう。

第二條 家事審判法並びにこの法律による改正後の人事訴訟手続法及び非訟事件手続法の規定は、特別の定のある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、従前の人事調停法、人事訴訟手続法及び非訟事件手続法の規定によつて生じた効力を妨げない。

第二章 人事調停法に関する規定

第三條 人事調停法は、これを廃止する。但し、他の法律の適用上これによるべき場合には、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

第四條 この法律施行の際現に地方裁判所に係属している人事調停事件は、この法律施行の日に、その地方裁判所の所在地を管轄する家事審判所に係属したものとみなす。

前項の事件においてこの法律施行前に従前の人事調停法によつ

てした裁判所その他の者の行爲は、家事審判法の適用については、これを同法によつてした行爲とみなす。

この法律施行の際現に地方裁判所以外の裁判所に係属している人事調停事件については、この法律施行後も、なお、従前の人事調停法の規定による。

第五條 この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、従前の人事調停法は、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

第三章 人事訴訟手続法に関する規定

第六條 人事訴訟手続法の一部を次のように改正する。

- 「人事訴訟手続法」
- 第一章 婚姻事件及び養子縁組事件ニ關スル手續
- 第二章 親子關係事件、相續人廢除事件及び隠居事件ニ關スル手續
- 第三章 禁治產及ヒ準禁治產ニ關スル手續
- 第四章 失踪ニ關スル手續
- 附則

を削る。  
第一條第一項中「夫婦ノ同居ヲ目的トスル訴ハ夫カ」を「其取消ノ訴ハ夫婦カ夫ノ氏ヲ稱ストキハ夫、妻ノ氏ヲ稱ストキハ妻カ」に、「又ハ離婚」を「、離婚又ハ其取消」に、同條第三項中「司法省令ヲ以テ」を「最高裁判所ノ」に改める。

第二條に次の一項を加える。  
第一項及ヒ前三項ノ規定ハ離婚ノ取消ノ訴ニ之ヲ準用ス  
第三條第一項中「同居」を「其取消」に、「保佐人又ハ夫」

一新制定法

を「又ハ保佐人」に改める。

第四條 夫婦ノ一方カ禁治產者ナルトキハ後見監督人ハ禁治產者ノ爲メ離婚ニ付キ訴ヘ又ハ訴ヘラルコトヲ得

前項ノ規定ハ後見人カ禁治產者ノ配偶者ニ非サルトキハ之ヲ適用セス此場合ニ於テハ後見人ハ禁治產者ノ爲メ離婚ニ付キ訴ヘ又ハ訴ヘラルコトヲ得

第五條第二項中「受命判事」を「受命裁判官」に、「受託判事」を「受託裁判官」に改める。

第七條第一項中「同居ノ訴」を「其取消ノ訴」に改め、同條第二項但書を次のように改める。

但訴ノ原因タル事實ニ因リテ生シタル損害賠償ノ請求及ヒ婚姻事件ニ附帶シテ爲ス縁組ノ取消、離婚又ハ其取消ノ請求ハ此限ニ在ラス

第九條第一項中「又ハ離婚」を「、離婚又ハ其取消」に改める。  
第十二條第二項中「受命判事」を「受命裁判官」に、「受託判事」を「受託裁判官」に改める。

第十五條 夫婦ノ一方カ提起スル婚姻ノ取消又ハ離婚ノ訴ニ於テハ裁判所ハ申立ニ依リ子ノ監護ヲ爲スヘキ者其他子ノ監護ニ付キ必要ナル事項ヲ定メ又ハ當事者ノ一方ヲシテ他ノ一方ニ對シ財産ノ分與ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ當事者ニ對シ子ノ引渡、金錢ノ支拂、物ノ引渡其他ノ給付ヲ命スルコトヲ得  
前二項ノ規定ニ依ル裁判ハ判決主文ニ掲ケテ之ヲ爲スヘシ



前項ノ規定ハ家事審判所カ子ノ監護ヲ爲スヘキ者ヲ變更シ其他子ノ監護ニ付キ相當ノ處分ヲ爲スコトヲ妨ケス  
前三項ノ規定ハ婚姻ノ取消又ハ離婚ノ訴ニ於テ裁判所カ父母ノ一方ヲ親權者ト定ムル場合ニ之ヲ準用ス

第十六條中「扶養若クハ同居ノ義務、」を削る。

第十八條第一項中「又ハ離婚」ヲ「、離婚又ハ其取消」に、同條第三項中「民法第七百六十六條」を「民法第七百三十二條」に改める。

第二十四條中「又ハ離縁」を「、離縁又ハ其取消」に改める。

第二十五條 第四條ノ規定ハ離縁ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二十六條中「及ヒ第五條」を「、第五條乃至第十四條及ヒ第十六條」に改める。

「第二章 親子關係事件、相續人廢除事件及ヒ隱居事件ニ關スル手續」を「第二章 親子關係事件ニ關スル手續」に改める。

第二十七條中「民法第八百二十一條」を「民法第七百七十三條」に改める。

第二十八條中「其後見人ハ親族會ノ同意ヲ得テ」を「其後見監督人ハ」に改め、同條に次ノ一項を加える。

第四條第二項ノ規定ハ子ノ否認ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二十九條第一項中「民法第八百二十五條」を「民法第七百七十七條」に改める。

第三十一條乃至第三十六條を削り、第三十七條を第三十一條とする。

第三十八條を削る。

第三十九條第三項乃至第五項を次のように改める。

第七條第一項、第八條及ヒ第九條ノ規定ハ子ノ認知ノ無効ノ訴及ヒ其取消ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二條第三項乃至第五項ノ規定ハ第三十條第二項及ヒ第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

同條を第三十二條とする。

「第三章 禁治産及ヒ準禁治産ニ關スル手續」、第四章 失踪ニ關スル手續、「附 則」及ビ第四十條乃至第八十三條を削る。

第七條 新民法附則によつて旧民法を適用すべき場合については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟手続法の規定による。

第八條 この法律施行の際現に裁判所に係属している夫婦の同居を目的とする訴、扶養の訴、親權又は財産管理權の喪失を目的とする訴及びその失權の取消を目的とする訴については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟手続法の規定による。

前項の規定による判決が確定したときは、その判決は、これを家事審判所の審判とみなす。

第九條 この法律施行前に確定した親權又は財産管理權の喪失を宣告する判決は、その取消に關しては、これを家事審判所の審判とみなす。

第十條 この法律施行前に裁判所がした扶養又は同居の義務に關する仮処分については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟

手続法の規定による。

第十一條 この法律施行の際現に裁判所に係属している離縁の訴で従前の人事訴訟手続法第二十五條第二項の規定によつて養子の実方の直系尊屬が提起したものについては、この法律施行後も、なお、同項の規定の適用を妨げない。

第十二條 第七條の場合を除いて、この法律施行の際現に裁判所に係属している推定相続人の廢除又はその取消を目的とする訴については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟手続法の規定による。

第十三條 隱居の無効を目的とする訴については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟手続法の規定による。

第十四條 この法律施行の際現に裁判所に係属している禁治産の申立事件は、この法律施行の日、その裁判所の所在地を管轄する家事裁判所に係属したものとみなす。

第十五條 禁治産の申立を却下する決定に対する即時抗告事件は、この法律施行の際現に裁判所に係属しているものに限り、これを家事審判所の審判に對する即時抗告事件とみなす。

第十六條 この法律施行前にした禁治産の宣告に對する不服の訴については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟手続法の規

定による。この場合には、第八條第二項の規定を準用する。

第十七條 第九條の規定は、この法律施行前にした禁治産の宣告に、第十四條の規定は、この法律施行の際現に裁判所に係属している禁治産の宣告の取消の申立事件に、第十五條の規定は、禁治産の宣告の取消の決定に對する即時抗告事件に、前條の規定は、この法律施行前にした禁治産の宣告の取消の申立を却下する決定に對する不服の訴にこれを準用する。

第十八條 第十四條乃至前條の規定は、準禁治産の宣告、その取消その他の準禁治産に關する事件にこれを準用する。

第十九條 第九條及び第十四條乃至第十六條の規定は、失踪の宣告その他の失踪に關する事件にこれを準用する。

第二十條 この法律施行の際現に裁判所に係属している失踪の宣告の取消の訴については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟手続法の規定による。この場合には、第八條第二項の規定を準用する。

第四章 非訟事件手続法に關する規定

第二十一條 非訟事件手続法の一部を次のように改正する。

目錄中「第二章 財産ノ管理ニ關スル事件」を「第二章 削除」に、「第六章 離籍、隱居、廢家、子ノ懲戒、家督相續人及ヒ

親族會ニ關スル事件  
第七章 相續ノ承認及ヒ拋棄ニ關スル事件  
第八章 遺言ノ確認及ヒ執行

を「第六章乃至第八章 削除」に、「第三節 未成年者、妻及ヒ法定代理人ノ登記」を「第三節 未成年者及ヒ後見人ノ登記」に